



岐阜市こども計画

こどもファーストでみんなを笑顔にするまちへ

令和7年3月

(令和8年4月改定)

はじめに

我が国では急速な少子化と人口減少に直面するなか、「こども基本法」が令和4年に制定され、子どもを権利の主体とし、その権利を保障するとともに、子どもや若者、子育て家庭への直接的な支援に加え、賃上げや「三位一体の労働市場改革」の推進など、さまざまな角度から少子化対策が進められています。

しかしながら、全国的に未婚化や晩婚化、希望の子ども数が持てないなど、少子化は依然進行形であり、世帯構造・家族観の変化や地域での人間関係の希薄化等による家庭や地域での子育て力の低下、児童虐待や不登校、いじめ、子どもの貧困など、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。



このような状況のなか、本市では“こどもファースト”を政策の基本方針として掲げ、子どもたちを取り巻くさまざまな課題に光を当て解決していくことが、あらゆる世代における多様な社会課題の突破口になるという考えから、子ども・子育て支援に重点的に取り組んでいます。令和6年4月には従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「母子健康包括支援センター」を一体的に運営する「岐阜市こども家庭センター」を開設し、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援体制を整備するとともに、困難を抱える子ども・若者に対する専門的支援を実施しています。また、子どもたちが健やかに成長し、ウェルビーイングを実現できるよう、乳幼児期の絵本の読み聞かせ、義務教育学校の設立、小・中学校におけるフリースペースの整備、児童館・児童センター幼児室のリノベーションなどに力を入れてきました。

こうしたさまざまな取り組みを通して、希望あふれる未来を子ども・若者が自ら切り拓く「自ら育つ力」をはぐくむとともに、市民の皆様が安心して子どもを産み、育てる喜びを実感し、子どもが健やかに成長する環境をさらに整えるため、「岐阜市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備の取り組み等を定める「次世代育成支援対策行動計画」、すべての子どもが夢や希望を持てるよう子どもの貧困解消に向けた対策を定める「こどもの貧困解消対策計画」、幼児期の学校教育・保育等の需要に対する供給体制の確保方策等を定める「子ども・子育て支援事業計画」の3つの計画を包含しており、これらの計画を一体的に推進し、より一層効果的な子ども・子育て支援に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心かつ慎重なご審議を賜りました岐阜市子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様、子ども・若者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

岐阜市長 柴橋 正直

もくじ

序章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3

第1章 岐阜市の現状と課題

1	人口の状況	4
(1)	人口	4
(2)	出生の状況	5
2	子ども・若者の状況	6
(1)	子ども・若者の人口	6
(2)	障がいのある子ども等の状況	7
(3)	小・中学校における不登校やいじめの状況	8
(4)	就学援助の状況	9
(5)	晩婚化の状況と影響	10
(6)	子ども・若者の意見等	11
3	家庭の状況	12
(1)	世帯数	12
(2)	ひとり親家庭等の状況	13
(3)	家庭での子どもの状況	14
(4)	生活保護の状況	16
(5)	家庭における子育ての状況	16
(6)	教育・保育事業の利用意向	18
4	地域・社会の状況	19
(1)	父親の育児参加に対する考え方	19
(2)	育児休業の取得状況	20
(3)	母親の就労状況	22
(4)	まちの子育て環境	22
5	岐阜市子ども・子育て支援プランの評価	24
(1)	次世代育成支援対策の重点施策に対する目標数値の達成状況	24
(2)	子ども・子育て支援事業の目標事業量の達成状況	25
6	本市における課題の整理	27

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	30
2	SDGsの推進	30

第3章 次世代育成支援対策

1	次世代育成支援対策の基本目標と基本施策	32
2	次世代育成支援対策の重点施策と数値目標	35
3	次世代育成支援対策の展開	37

基本目標1	次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする	
	“子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ	37
1	子どもの権利の尊重	37
2	子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	40
3	子どもの健やかなところとからだの成長の支援	44
4	さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援	46
5	障がいのある子どもへの支援	51
6	子どもの居場所づくり	54
7	次代の親の育成	56
基本目標2	すべての親が子育ての喜びを実感できる	
	“家庭の子育て力”をはぐくむ	58
1	親の意識の醸成	58
2	子育て支援サービスの充実	60
3	多様な教育・保育サービスの充実	63
4	妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援	65
5	ひとり親家庭などの子育て支援	70
基本目標3	みんなが子どもをいつくしみ育てる	
	“地域・社会の子育て力”をはぐくむ	72
1	地域の子育て支援ネットワークの推進	72
2	地域の子育て力の強化	74
3	地域における子どもの見守り活動の推進	78
4	仕事と生活の調和の実現	80
5	男女共同参画意識の啓発	84
6	経済的支援の充実	85
7	良質な居住の確保	87
8	良好な居住環境の整備	88
9	安心・安全なまちづくりの推進	90
	孤独・孤立対策に向けて	92
	基本目標ごとのライフステージ別基本施策	94

第4章 こどもの貧困解消対策

1	こどもの貧困解消対策の背景	98
(1)	ひとり親家庭の状況	99
(2)	就学援助の状況	101
2	こどもの貧困解消対策の基本的な考え方	102
(1)	基本的視点	102
(2)	基本方針	102
3	こどもの貧困解消対策の取り組み	103
1	教育の支援	103
2	生活の支援	104
3	保護者への就労の支援	106
4	経済的支援	107
5	相談支援体制の充実	108
6	支援ネットワーク体制づくり	109
7	調査研究	109

第5章 子ども・子育て支援

1	子ども・子育て支援の方向性	110
(1)	背景	110
(2)	意義	111
(3)	基本方針	111

2	子ども・子育て支援の取り組み	112
(1)	概要	112
(2)	事業の提供区域の設定と量の見込みの算出方法	114
(3)	幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実	118
(4)	地域子ども・子育て支援事業の充実	126
(5)	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保等	147
(6)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	148

第6章 計画の推進に向けて

1	推進体制	149
2	進捗管理	149

資料編

1	計画策定の経過	150
2	岐阜市子育て支援会議	151
3	計画策定にかかる調査等の概要	154
4	用語解説	160

※「こども」と「子ども」の表記について

この計画においては、特別な場合を除き、「子ども」を用いています。

特別な場合（「こども」を用いる場合）とは、以下のとおりです。

①国や県の法令等に根拠がある語を用いる場合

例：こども計画、こども家庭センター

②固有名詞を用いる場合

例：こどもファースト

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、“こどもファースト”の方針のもと、令和2年3月に、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定し、子ども・子育てに関する施策の展開を図ってきました。

しかしながら、全国的な状況と同様、少子化の流れを変えるには至っていません。子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安の解消が課題となっています。

また、子どもの置かれている状況についても、貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの問題、学校等でのいじめや不適切な指導などから子どもの権利を守ることが重要となっています。とりわけ、これから生まれてくる子どもや今を生きる子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことのできるまちづくりを進めていくことが、少子化の流れを変えていくきっかけとなります。

こうした状況を踏まえ、国において各種法律・制度の整備が進められる中、令和4年6月に「こども基本法」が制定され、令和5年12月には「こどもまんなか社会」を掲げた「こども大綱」が決定されました。「こども基本法」において、市町村には、「こども大綱」や「都道府県こども計画」を踏まえた計画策定が求められています。

本市においては、これまでに子ども・子育てに関する施策の展開を図ってきた「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を引き継ぎつつ、「こども大綱」や「岐阜県こども計画」を踏まえ、本市における子ども・子育てに関する施策を総合的、計画的に推進するため、「岐阜市こども計画」を策定し、“こどもファースト”のまちづくりを一層進めていきます。

図表 1-1 主な法整備等の状況

年 月	動 向
令和 3 月 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。
令和 4 月 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。 ・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。
令和 5 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を包含
令和 6 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が 10 年間（令和 17 年 3 月 31 日まで）延長される。
令和 6 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取り組みが強化される。

2 計画の位置づけ

(1) 法制度上の位置づけ

この計画は、以下の法に定める計画として策定します。

- ・「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」
- ・「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- ・「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(2) 市政における位置づけ

この計画は、2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針となる「岐阜市未来のまちづくり構想」と方向性をあわせ、本市の地域福祉計画である「岐阜市地域福祉推進計画」を上位計画として、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画、子ども・若者計画、健康増進計画などの関連計画と整合や連携を図りながら、本市が実施する子ども・子育てに関する施策を推進するために策定するものです。

岐阜市未来のまちづくり構想

※2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針

岐阜市地域福祉推進計画

※福祉分野の総合的な計画

● 岐阜市こども計画

- ・「こども基本法」(市町村こども計画)
- ・「次世代育成支援対策推進法」(市町村行動計画)
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(市町村計画)
- ・「子ども・子育て支援法」
(市町村子ども・子育て支援事業計画)



- ・岐阜市未来創生総合戦略
- ・岐阜市教育振興基本計画
- ・岐阜市幼児教育推進プラン
- ・岐阜市子ども・若者生き生きプラン
(子ども・若者計画)
- ・岐阜市男女共同参画基本計画
- ・岐阜市障害者計画
- ・岐阜市障害福祉・障害児福祉計画
- ・重層的支援体制整備事業実施計画
- ・ぎふ市民健康基本計画
(健康増進計画)
- ・岐阜市食育推進計画
- ・岐阜市自殺対策計画

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じ、計画の見直しを行います。

第1章 岐阜市の現状と課題

1 人口の状況

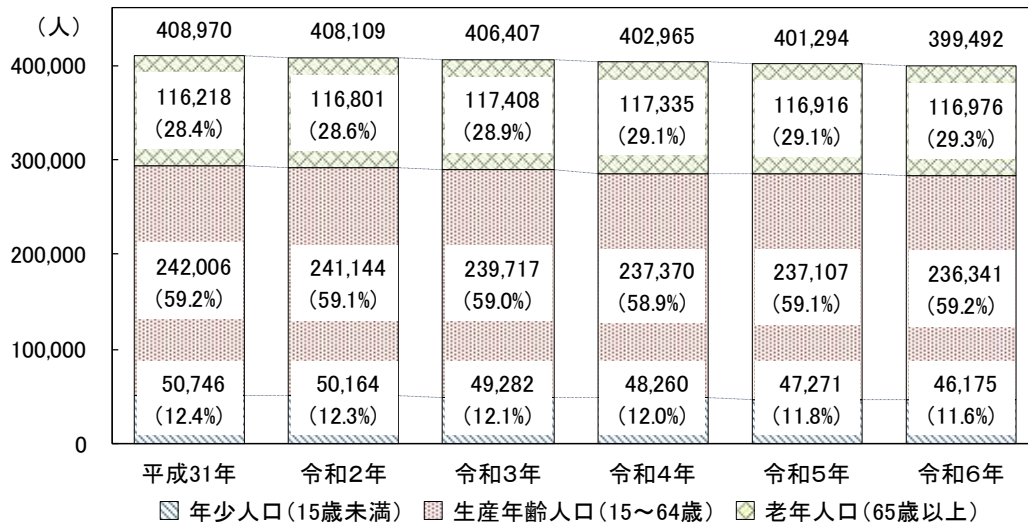
(1) 人口

本市の人口は年々減少しており、令和6年には40万人を下回っています。

令和6年4月1日時点の人口を年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口は46,175人(11.6%)、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は236,341人(59.2%)、65歳以上の老年人口は116,976人(29.3%)です。

年齢階層別構成比(%)の推移をみると、老年人口が上昇傾向、生産年齢人口が横ばい傾向、年少人口が低下傾向と、少子高齢化が進行しています。

図表2-1 人口の推移(各年4月1日現在)



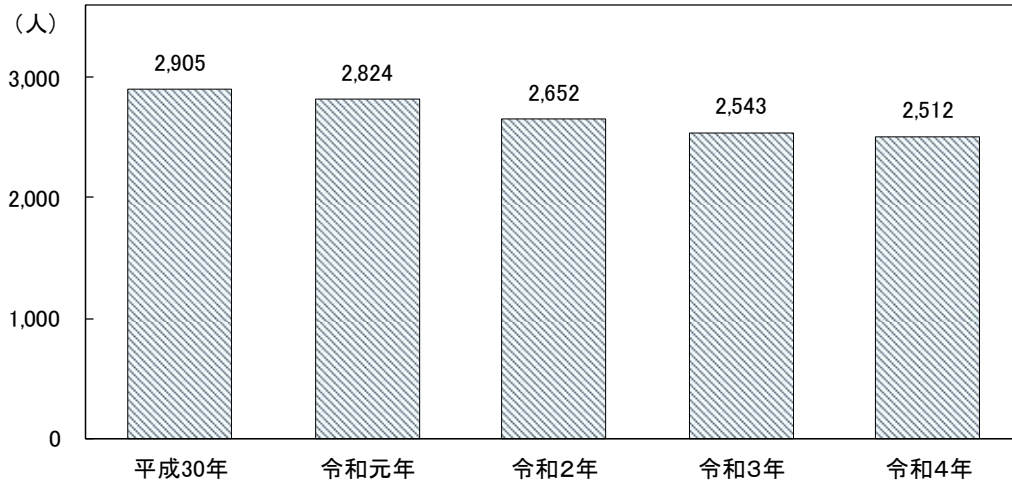
資料：岐阜市住民基本台帳

(2) 出生の状況

①出生数

出生数も年々減少しており、令和4年で2,512人となっています。

図表2-2 出生数の推移



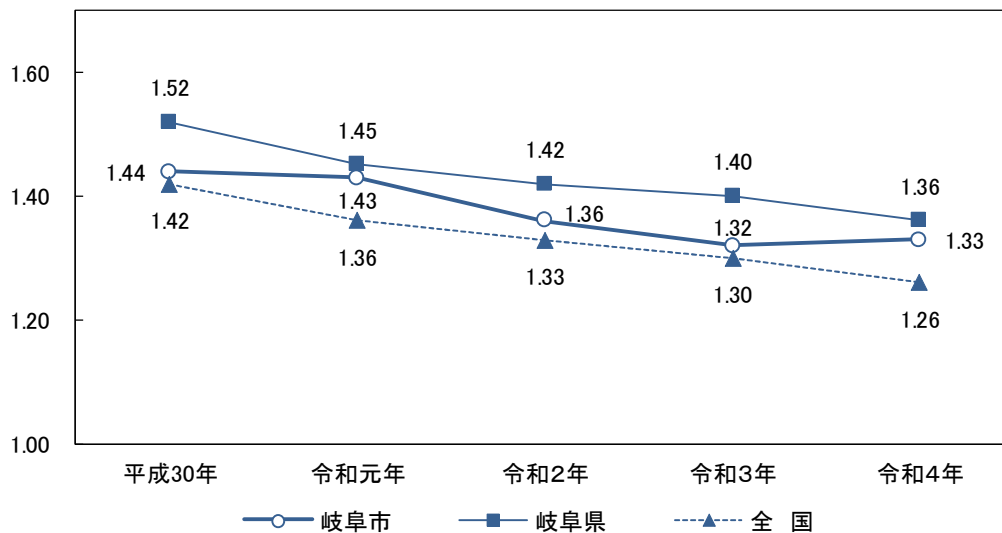
資料：岐阜市衛生年報

②合計特殊出生率

1人の女性が、15歳から49歳までの間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数を合計特殊出生率といいます。

本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.33と、全国の1.26を上回り、全国に比べて高く推移しています。

図表2-3 合計特殊出生率の推移



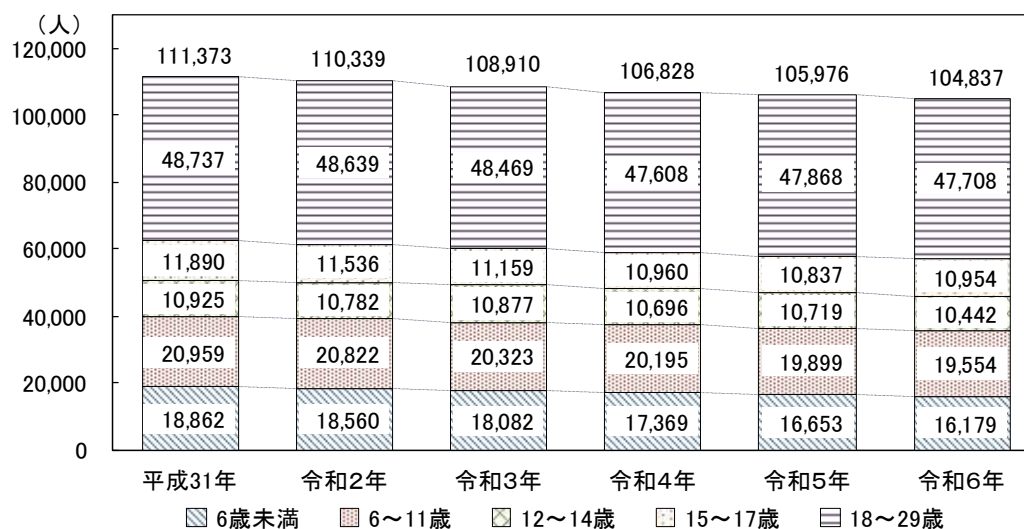
資料：岐阜市衛生年報

2 子ども・若者の状況

(1) 子ども・若者の人口

本市の人口のうち、18歳未満の子ども（児童）と18歳から29歳までの若者の人口の推移をみると、若者と12～14歳の中学生は減少幅が比較的小さいものの、6歳未満の就学前児童では減少幅が比較的大きくなっています。

図表2-4 子ども・若者の人口の推移（各年4月1日現在）



資料：岐阜市住民基本台帳

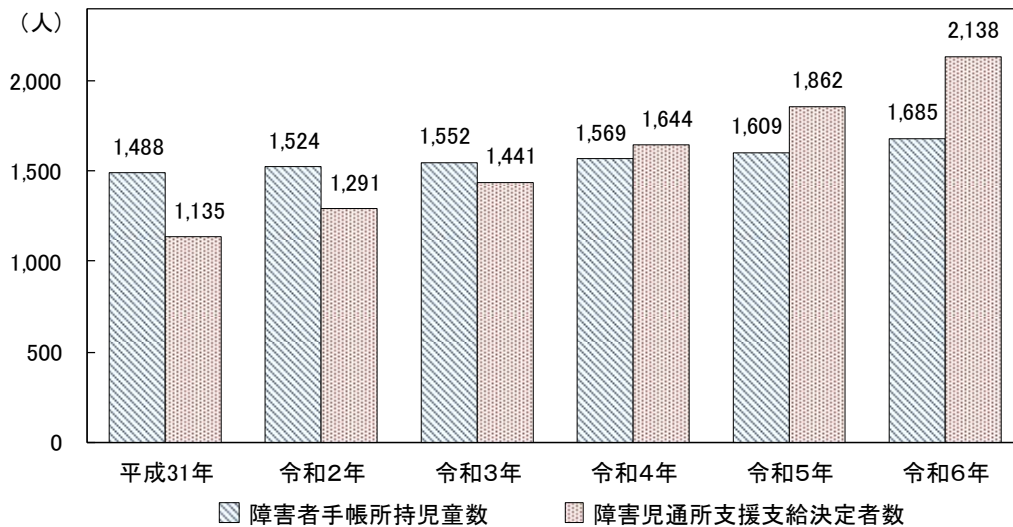
(2) 障がいのある子ども等の状況

①障害者手帳所持児童数と障害児通所支援支給決定者数

身体障害者手帳、または、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子ども（児童）の数は、令和6年で延べ1,685人と、やや増加しています。

また、これら障害者手帳のほか、発達障がいなどの手帳未所持者は、医師の診断書や子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の意見書をもって支給決定を行い、障害児通所支援の利用児童数は、令和6年で2,138人と急増しています。

図表2-5 障害者手帳所持児童数と障害児通所支援支給決定者数の推移（各年4月1日現在）

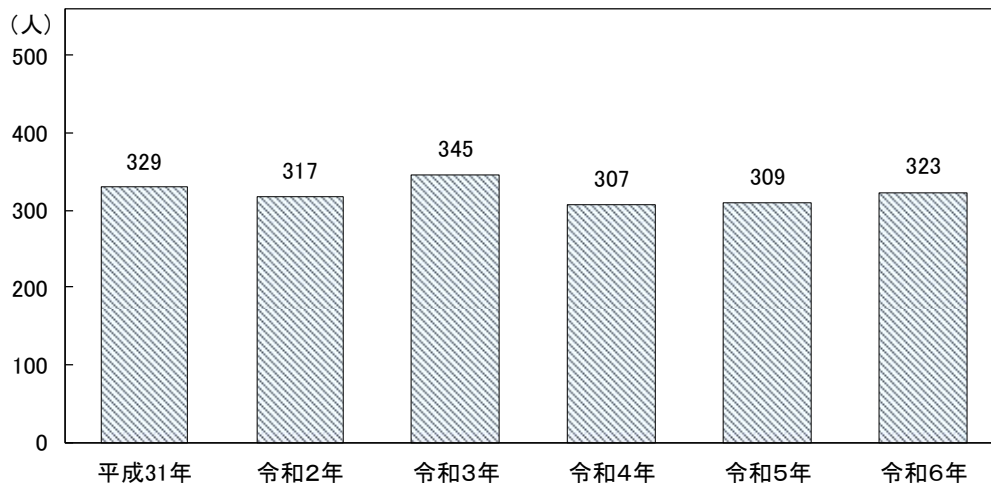


資料：岐阜市障がい福祉課・地域保健課 ※障害者手帳所持児童数は延べ数

②小児慢性特定疾病患者数

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対し、小児慢性特定疾病医療費が助成されており、その受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

図表2-6 小児慢性特定疾病患者数の推移（各年4月1日現在）



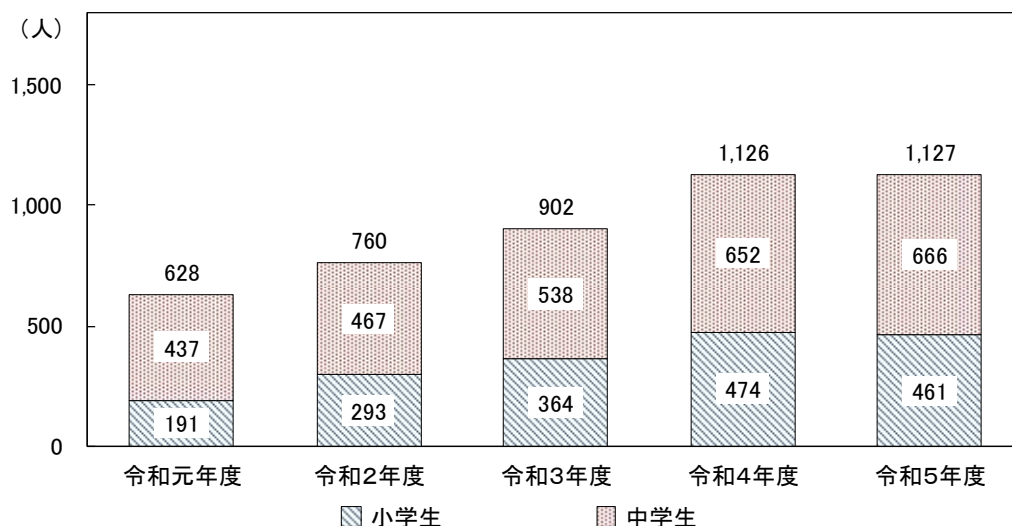
資料：岐阜市地域保健課

(3) 小・中学校における不登校やいじめの状況

①不登校児童生徒数

不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒数は、令和4年度まで増加していましたが、令和5年度は横ばいとなっています。

図表2-7 不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒数の推移

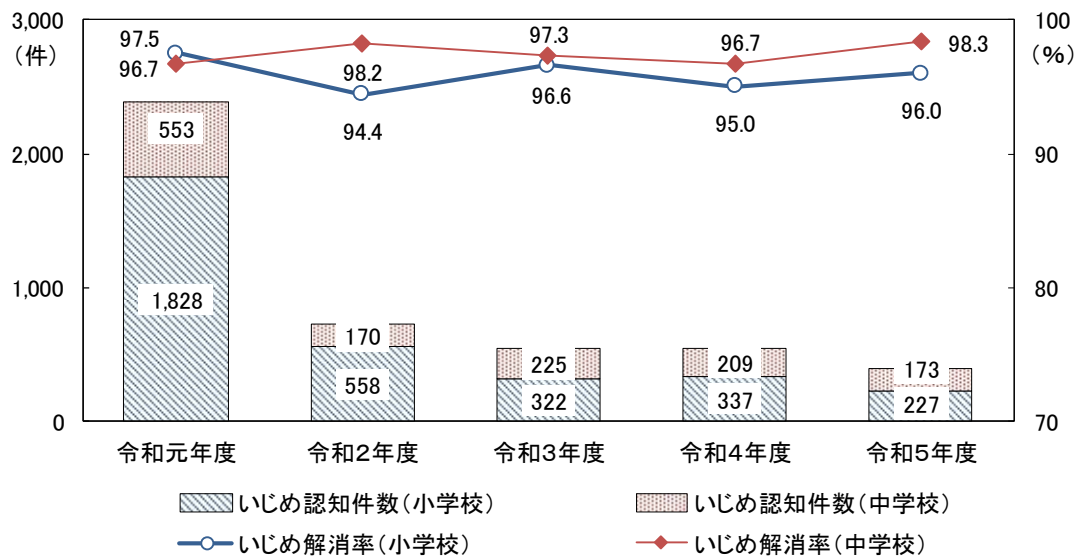


資料：岐阜市の教育

②いじめの認知件数と解消率

いじめの認知件数は年々減少しており、令和5年度では、小学校で227件、中学校で173件となっています。また、いじめが解消され、観察継続中にある事案の割合（いじめ解消率）は、小学校、中学校とも、90%台で推移しています。

図表2-8 いじめの認知件数及び解消率（次年度3月末時点）の推移



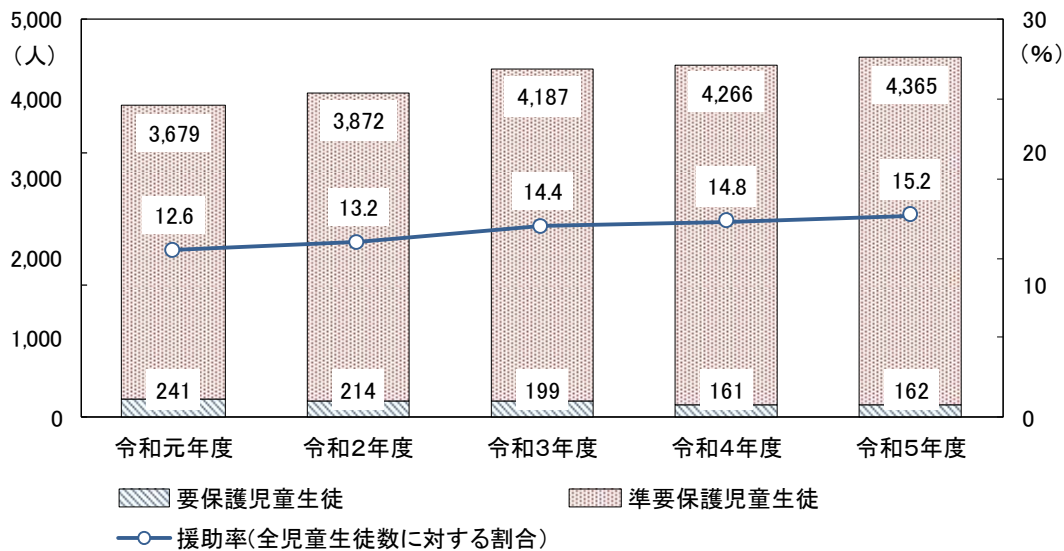
資料：岐阜市学校安全支援課

※令和5年度の解消率は令和6年7月末時点

(4) 就学援助の状況

就学援助の対象となる要保護・準要保護児童生徒数は、令和5年度では、要保護児童生徒（生活保護制度の要保護者に該当する子ども）数は162人と減少傾向にありますが、準要保護児童生徒（要保護に準じて教育委員会が基準に基づき認定した子ども）数は4,365人と増加傾向にあり、要保護・準要保護児童生徒数合計の全児童生徒数に対する割合（援助率）も上昇しています。

図表2-9 要保護・準要保護児童生徒数、援助率の推移



資料：岐阜市学校安全支援課

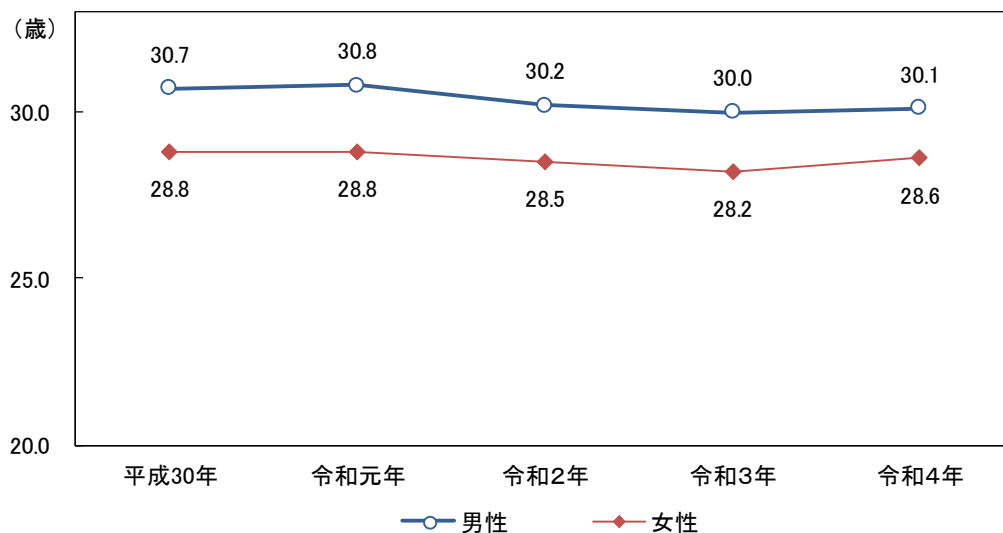
※準要保護児童生徒については、令和3年度より生活保護基準額の1.3倍以内から1.5倍以内に認定要件が緩和

(5) 晩婚化の状況と影響

①平均初婚年齢

女性の平均初婚年齢は、30歳は超えていないものの、男性の平均初婚年齢は、30歳を超えて推移しています。

図表2-10 男女別平均初婚年齢の推移

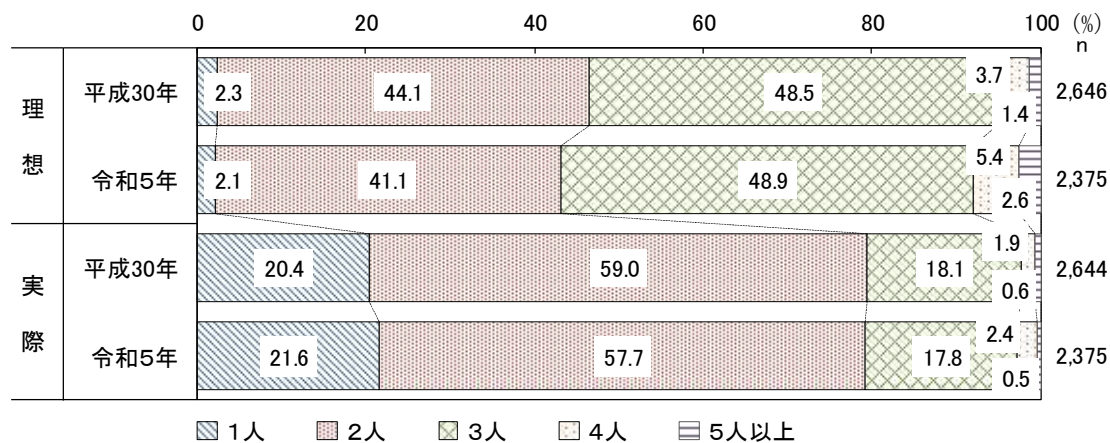


資料：岐阜県衛生年報

②理想と実際の子どもの数

就学前児童保護者の理想の子どもの数は、5年前からほとんど変化がなく、「3人」(48.9%)が最も高くなっています。一方、実際の子どもの数も、5年前からほとんど変化がないものの、「2人」(57.7%)が最も高くなっています。

図表2-11 理想と実際の子どもの数（就学前児童保護者）



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(6) 子ども・若者の意見等

この計画の策定にあたり、令和6年6～7月に、市内の中学3年生に、「こういうところが好き」「今後も続けてほしい」「こういうところが困っている」「もっとこうしてほしい」と思っていることについて意見を求めたところ、約300人からの回答には、図表2-12のように、子どもに関する施策への意見に限らず、さまざまな分野への意見等がありました。

また、岐阜県が令和6年度に県内在住の子ども・若者を対象に Web フォームにおいて意見募集を行ったところ、岐阜市民約350人から図表2-13のようなさまざまなご意見をいただきました。

図表2-12 本市の中学生からの意見等の上位項目（岐阜市アンケート）

順位	学校について
①	体育館にエアコンをつけてほしい、(教室等でも) 継続してエアコンを運転させてほしい ※意見聴取時点では未設置の中学校であったが、体育館のエアコンについては、令和6年度末までに全小・中学校に設置。
②	トイレをきれいにしてほしい、数を増やしてほしい
③	タブレット学習は続けてほしい、授業効率が上がった
④	服装を自由にしてほしい
⑤	自転車通学を可能にしてほしい

順位	まちづくりについて
①	遊ぶ場所がほしい（デパート、ショッピングモール、映画館、テーマパーク等）
②	自然豊か（緑が多い、川がきれい、水がおいしい等）
③	夜は危ないので、街灯をつけてほしい
④	道幅を広くしてほしい、ガタガタの道路は舗装してほしい
⑤	ボールを使える公園がほしい、公園で使えるようにしてほしい

図表2-13 本市の子ども・若者からの主な意見等（岐阜県アンケート）

対象	要旨
小学生	<ul style="list-style-type: none"> 公園を増やしてほしい、遊具を増やしてほしい、芝生にしてほしい、山を活かした公園（アスレチック）をつくってほしい 遊び場（ショッピングモール、テーマパーク、映画館、水族館、動物園等）がほしい ごみのポイ捨てをやめてほしい、川や道のごみをきれいにしてほしい 高齢者や車いすの人のために階段を減らしてほしい
中学生	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行により、練習時間が減ってしまって困る
高校生	<ul style="list-style-type: none"> 大学に行きたいが、家計が不安
大学生	<ul style="list-style-type: none"> 大学への交通手段がバスしかないのに、本数が少なく混雑している。直行便を増やすべき

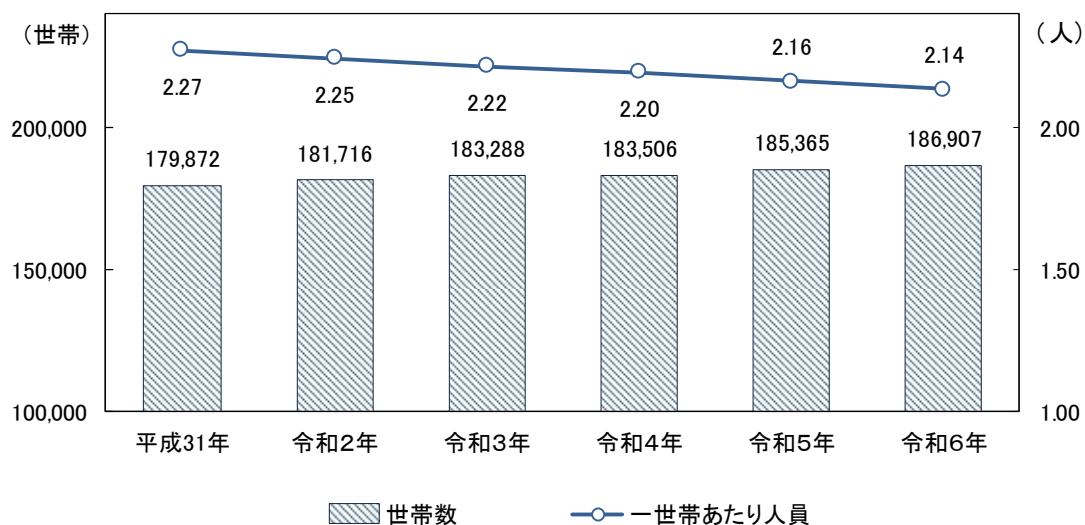
3 家庭の状況

(1) 世帯数

本市の世帯数は年々増加しており、令和6年には186,907世帯となっています。

一方で人口が減少しているため、1世帯あたりの世帯人員は低下しており、令和6年で2.14人となっています。

図表2-14 世帯数の推移（各年4月1日現在）



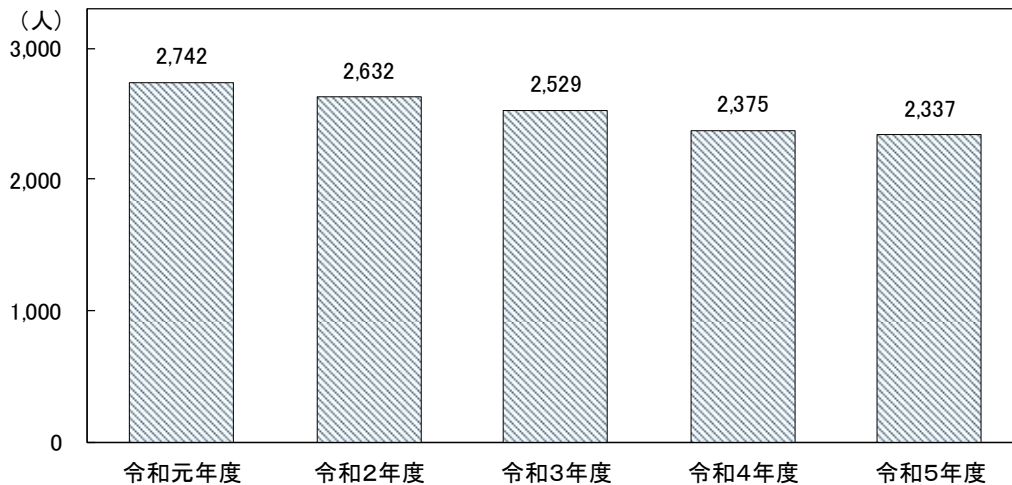
資料：岐阜市住民基本台帳

(2) ひとり親家庭等の状況

①児童扶養手当受給者数

両親の離婚などにより、父または母とともに生活していない18歳未満（あるいは障がいのある子どもが20歳未満）の子どもがいるひとり親家庭等を対象として支給される児童扶養手当の受給者は年々減少しており、令和5年度には2,337人となっています。

図表2-15 児童扶養手当受給者数の推移



資料：岐阜市子ども支援課

②ひとり親家庭の貧困率

令和4年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、国全体の等価可処分所得の中央値は254万円であり、その2分の1の127万円を貧困線としています。さらに、貧困線（127万円）未満を貧困層と定義しており、その割合を貧困率といますが、令和5年度の本市のひとり親家庭の貧困率は37.5%となっています。

図表2-16 ひとり親家庭の所得区分別の割合

【貧困層】			【中央値以上】
所得区分Ⅰ (127万円未満)	所得区分Ⅱ (127万円以上 191万円未満)	所得区分Ⅲ (191万円以上 254万円未満)	所得区分Ⅳ (254万円以上)
37.5%	20.5%	20.3%	21.7%

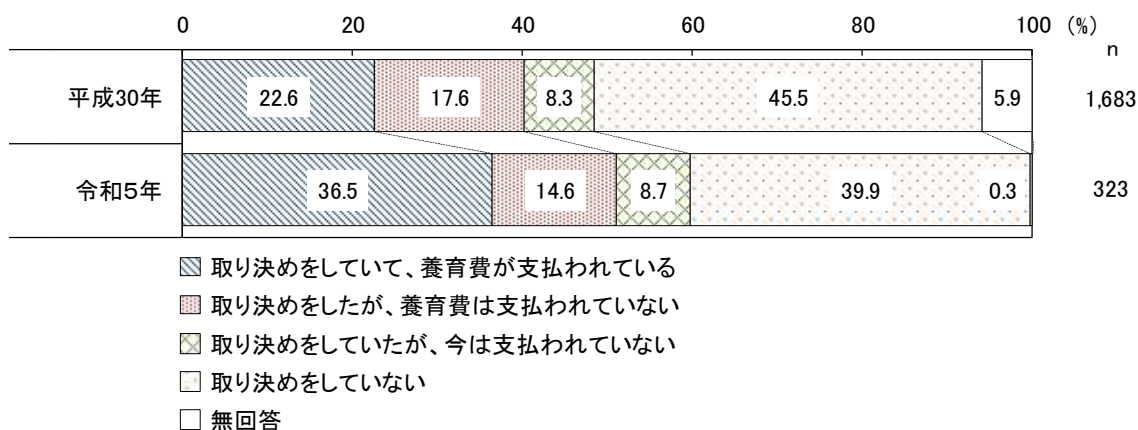
↓
貧困率

資料：岐阜市子ども支援課

③ひとり親家庭の養育費受領率

離婚によりひとり親になった家庭で「養育費が支払われている」割合（養育費受領率）は36.5%と、5年前と比較すると10ポイント以上上昇しています。これは、養育費・親子交流のパンフレットを離婚届とあわせて配布したり、養育費の取り決めに係る公正証書等の取得に要する費用の補助を行うなど、養育費の取り決め推進の成果といえます。養育費の受領率のさらなる上昇のため、今後も養育費の取り決めに推進する必要があります。

図表2-17 ひとり親家庭の養育費の取り決めの有無



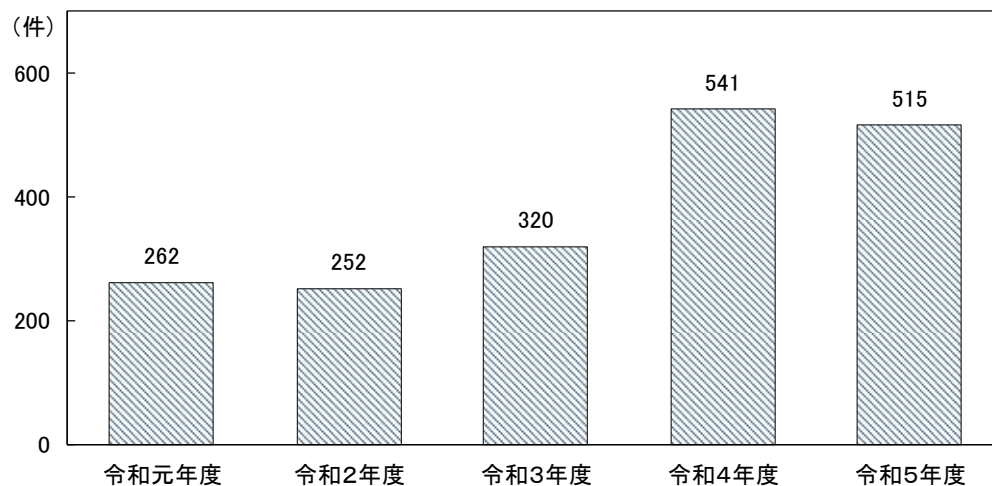
資料：岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査

(3) 家庭での子どもの状況

①児童虐待相談対応件数

児童虐待の相談に新規で対応した件数は増加傾向にあり、令和5年度には515件となっています。

図表2-18 児童虐待相談対応件数（新規）の推移



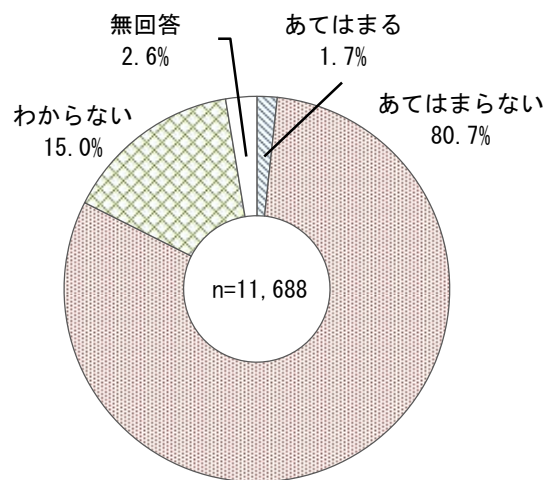
資料：岐阜市子ども・若者総合支援センター

②ヤングケアラーの実態

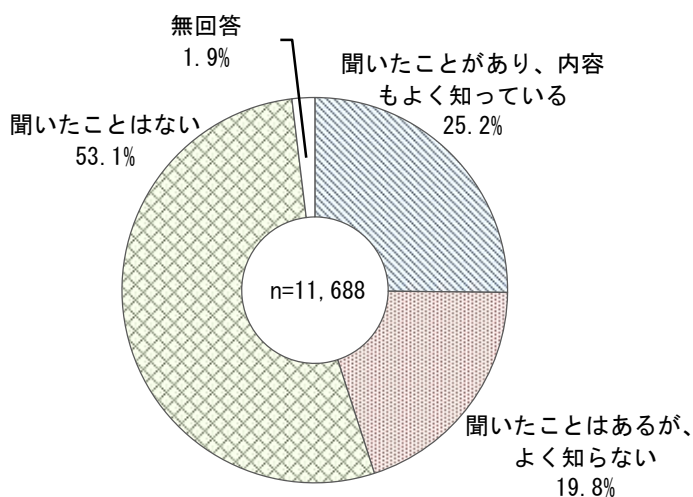
本来、大人が担うものとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子のことを「ヤングケアラー」と呼び、その責任や負担の重さから、勉強や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。岐阜県が令和4年度に実施したヤングケアラー実態調査によると、県内の中学2年生のうち、「ヤングケアラーにあてはまる」と回答した生徒は1.7%です。（図表2-19）

ただし、「ヤングケアラー」という言葉を「聞いたことはない」と回答した生徒が半数以上います。（図表2-20）

図表2-19 ヤングケアラーにあてはまるか（県内中学2年生）



図表2-20 ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるか（県内中学2年生）



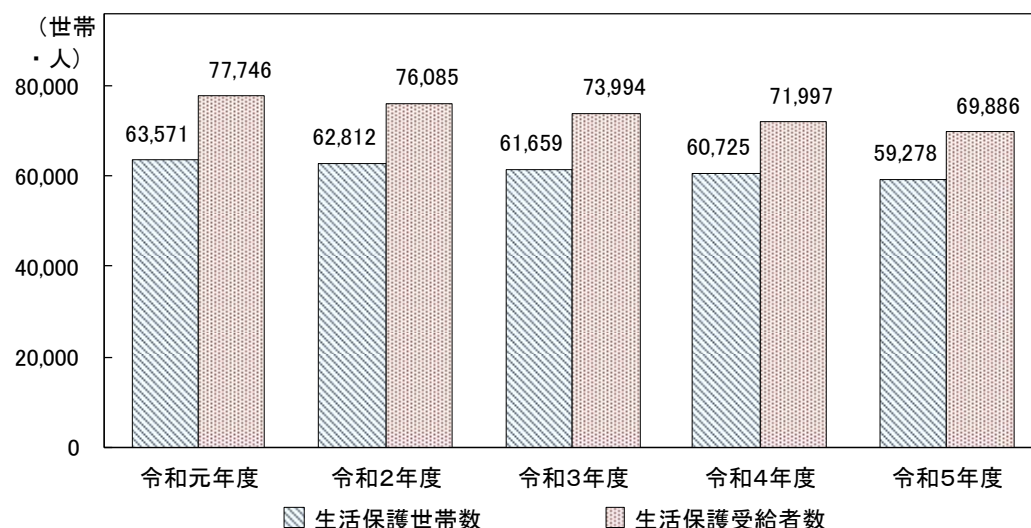
資料：図表2-19、20とも岐阜県ヤングケアラー実態調査

(4) 生活保護の状況

生活保護は、資産や能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

本市の生活保護世帯数は、令和5年度で延べ59,278世帯と、年々減少しており、それに伴い、生活保護受給者数（延べ69,886人）も、年々減少しています。

図表2-21 生活保護の世帯数及び受給者数の推移



資料：岐阜市統計書

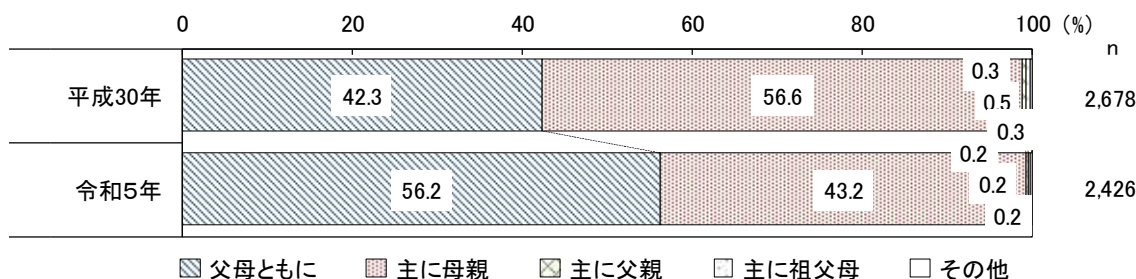
※世帯数、受給者数とも、各年度の12か月分を合計した数

(5) 家庭における子育ての状況

①子育てを主に行っている人

主に子育てを行っているのは「父母ともに」が多く、5年前と比較すると10ポイント以上上昇し、「主に母親」よりも多くなっていますが、「主に母親」も40%を超えています。

図表2-22 子育てを主に行っている人（就学前児童保護者）

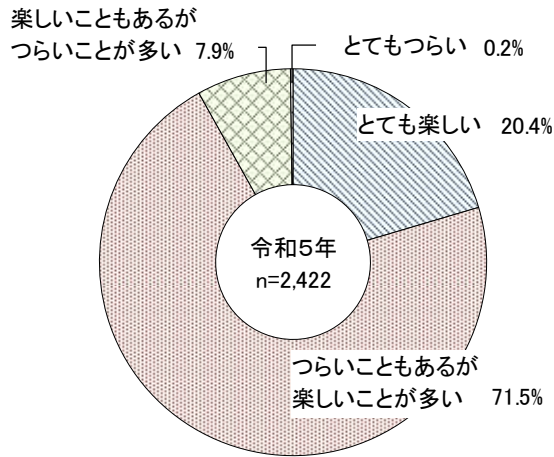


資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

②子育ての充実感

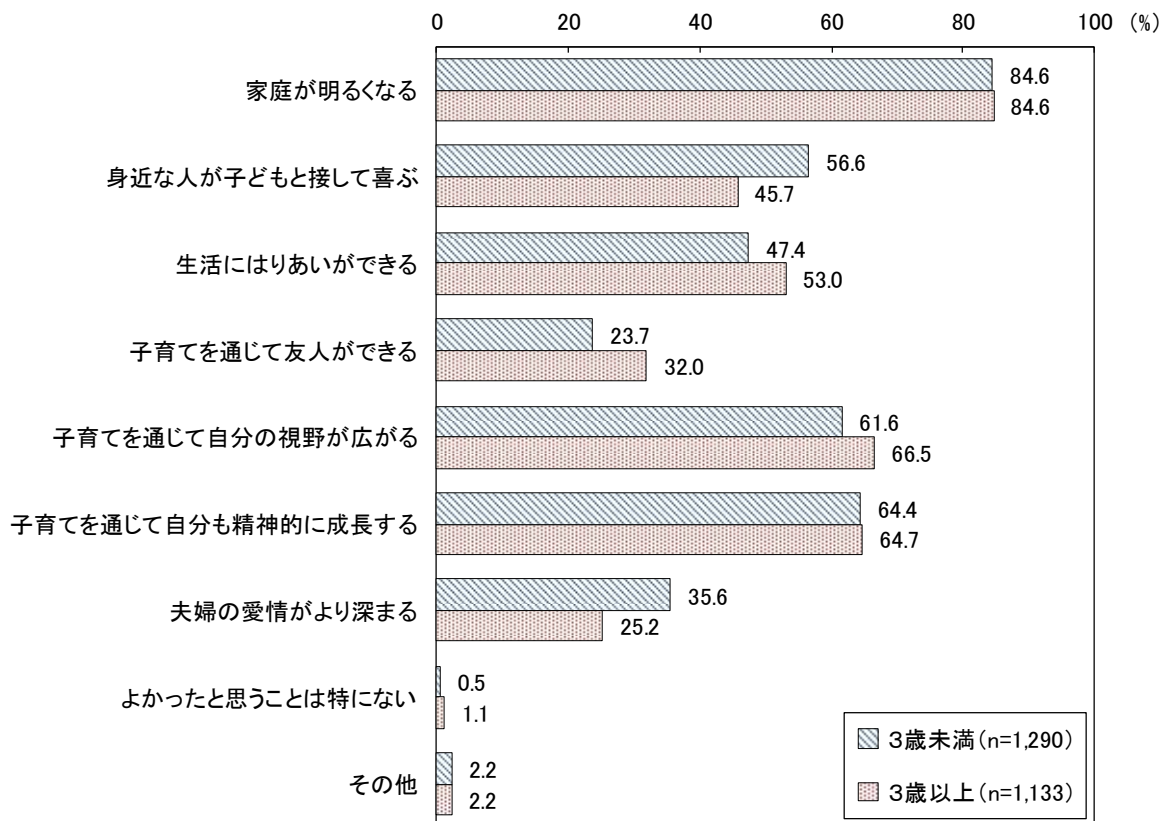
子育てが楽しい(「とても楽しい」+「つらいこともあるが楽しいことが多い」)と感じている保護者の割合は、90%を上回り、子育てへの楽しさを実感できている人が多い状況です。

図表2-23 子育てが楽しいか(就学前児童保護者)



子育てをしていてよかったと思うことについては、「家庭が明るくなる」が最も高く、次いで、「子育てを通じて自分も精神的に成長する」や「子育てを通じて自分の視野が広がる」が高くなっています。

図表2-24 子育てをしていてよかったと思うこと(就学前児童保護者、複数回答)

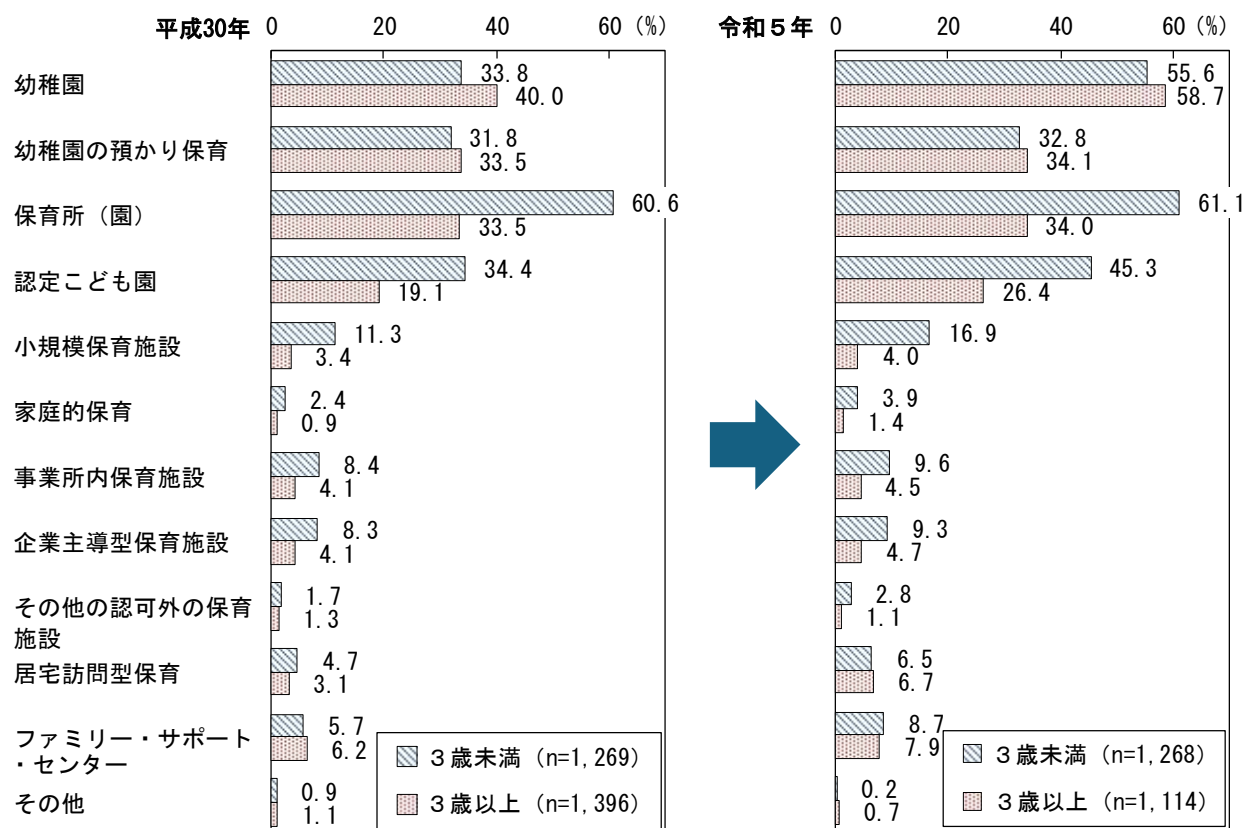


資料：図表2-23、24とも岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(6) 教育・保育事業の利用意向

幼稚園、保育所（園）、認定こども園など、月単位で定期的に利用する教育・保育事業の利用意向は、すべての事業において上昇しており、特に、幼稚園が、3歳未満、3歳以上とも、5年前と比較すると20ポイント程度上昇しています。

図表2-25 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童保護者、複数回答）



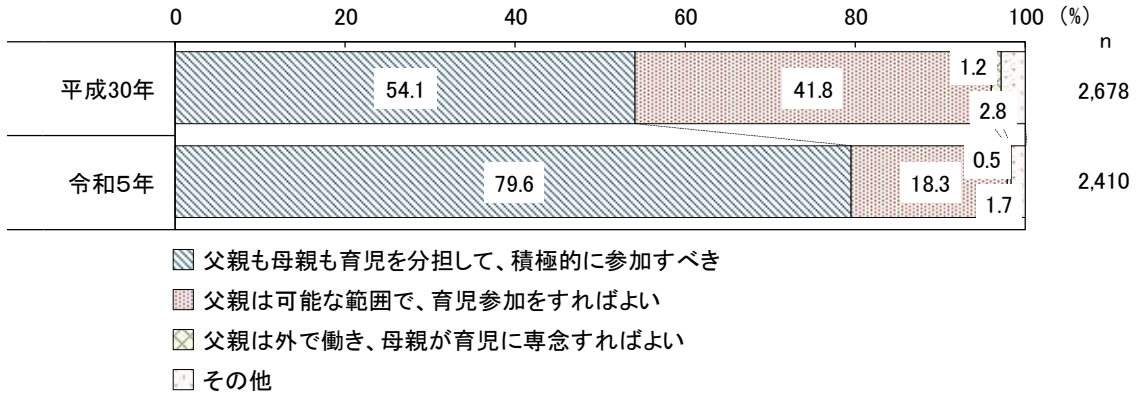
資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

4 地域・社会の状況

(1) 父親の育児参加に対する考え方

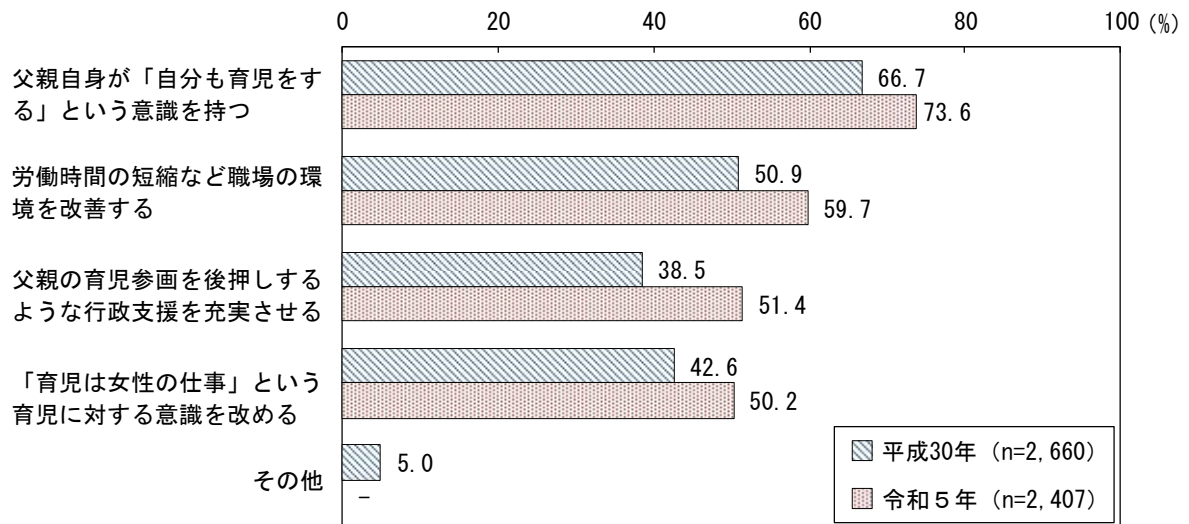
父親の育児参加に対する考え方として、「父親も母親も育児を分担して、積極的に参加すべき」が、5年前と比較すると、25ポイントも上昇しています。

図表2-26 父親の育児参加に対する考え方（就学前児童保護者）



また、父親の育児参加を促すために必要なこととしても、すべての項目において5年前を上回っています。

図表2-27 父親の育児参加を促すために必要なこと（就学前児童保護者、複数回答）

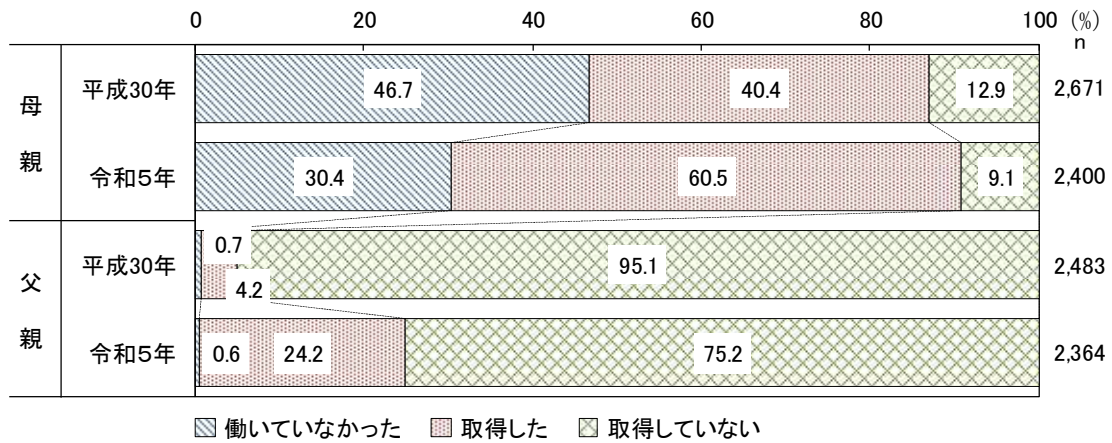


資料：図表2-26、27とも岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(2) 育児休業の取得状況

育児休業の取得率は、この5年間で母親、父親とも20ポイント程度上昇しています。ただし、父親は24.2%と、母親に比べて低い率となっています。

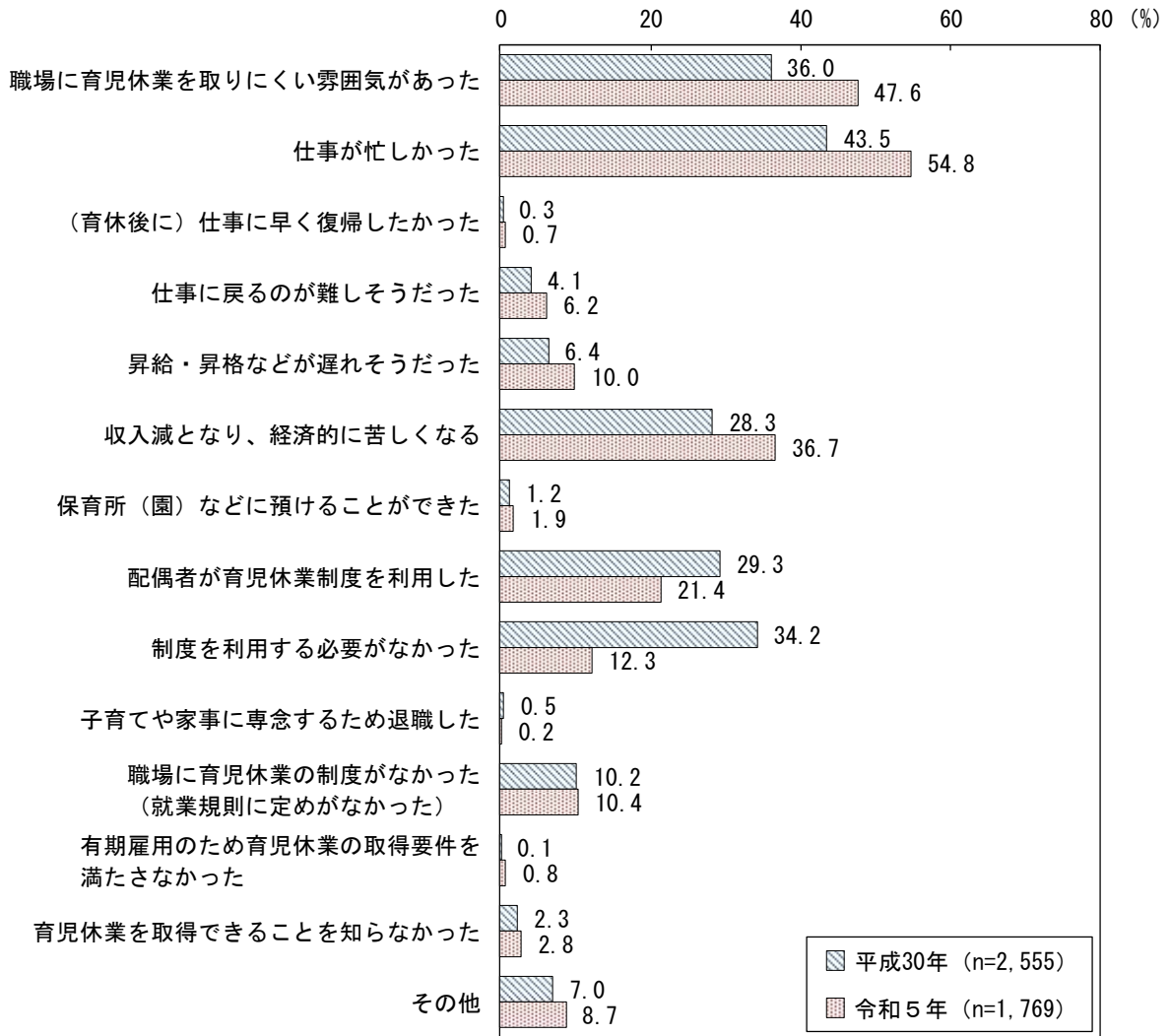
図表2-28 育児休業の取得状況（就学前児童保護者）



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

父親の育児休業を取得しなかった理由としては、「仕事が忙しかった」が54.8%と最も高く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が47.6%と、いずれも5年前と比較すると10ポイント以上上昇しています。これらに次いで、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が36.7%となっています。

図表2-29 育児休業を取得しなかった理由（就学前児童の父親、複数回答）

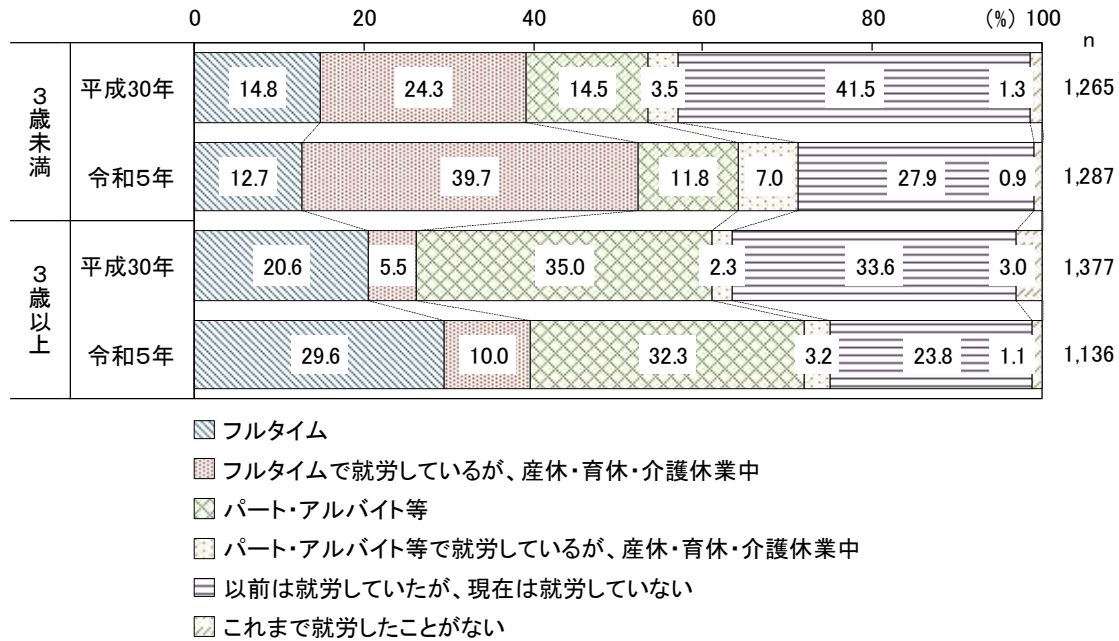


資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(3) 母親の就労状況

母親の就労状況を5年前と比較すると、「フルタイム」「フルタイムで就労しているが産休・育休・介護休業中」の合計が、3歳未満児の母親、3歳以上児の母親とも、10ポイント以上上昇しており、母親（女性）の就労が進んでいます。

図表 2-30 母親の就労状況（就学前児童保護者）



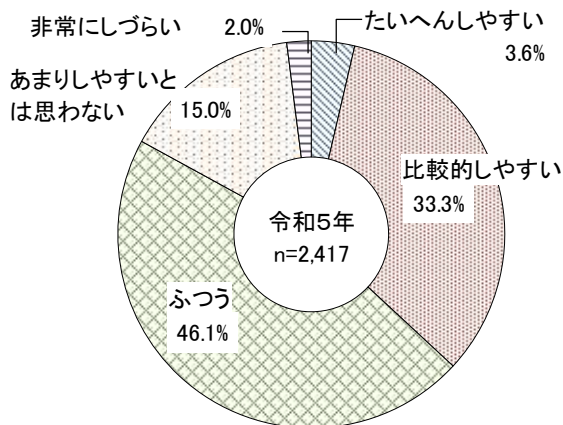
資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(4) まちの子育て環境

① 子育てのしやすさ

本市での子育てのしやすさについては、《しやすい》（「たいへんしやすい」＋「比較的しやすい」）が36.9%、《しやすくない》（「あまりしやすいとは思わない」＋「非常にしづらい」）が17.0%となっています。

図表 2-31 子育てしやすいまちか（就学前児童保護者）



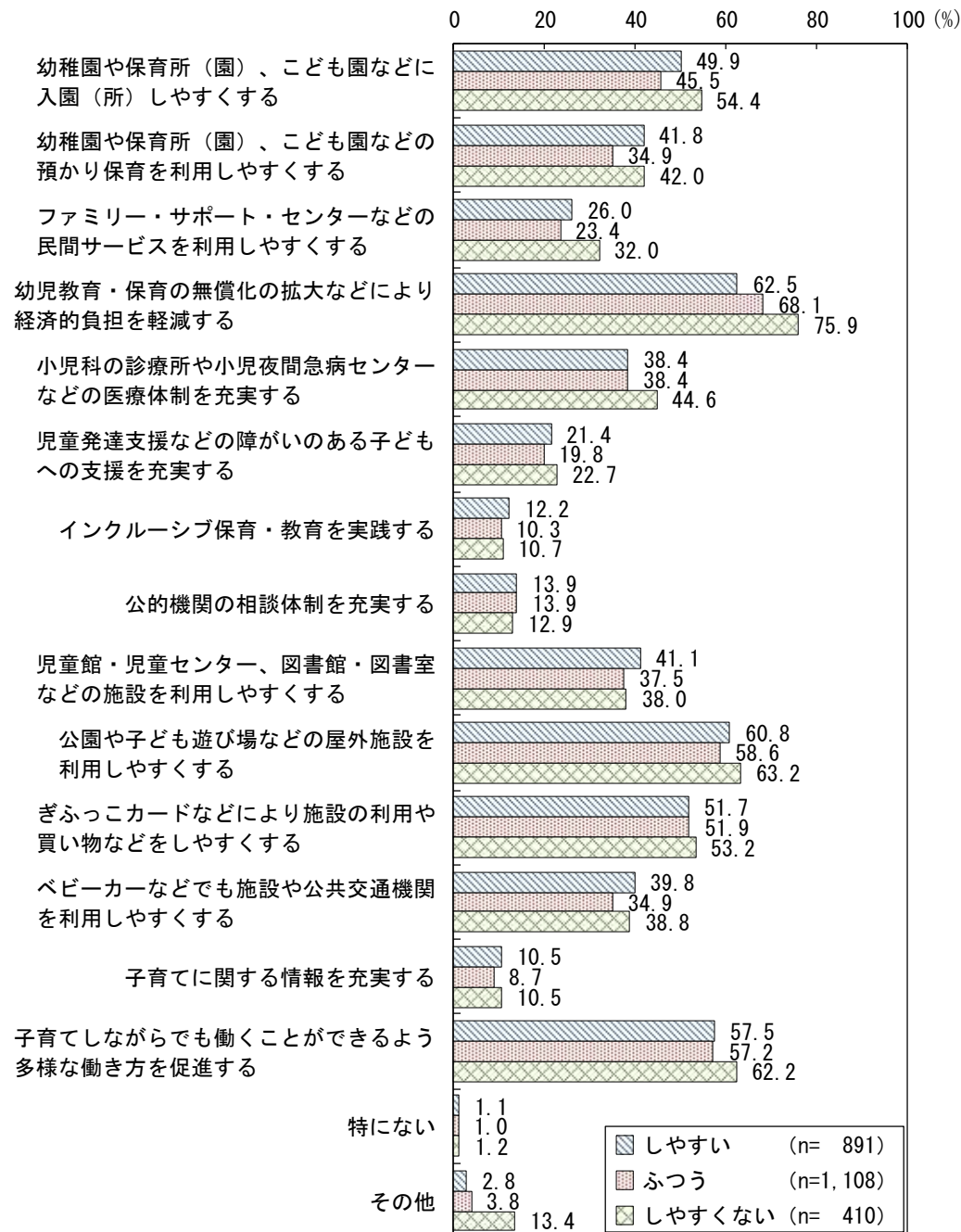
資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

②子育てをしやすくするための取り組み

子育てのしやすさ（しやすい・ふつう・しやしくない）別に、本市でより子育てをしやすくするために、どのようなことに取り組むとよいかについては、いずれにおいても、「幼児教育・保育の無償化の拡大などにより経済的負担を軽減する」が最も高く、次いで、「公園や子ども遊び場などの屋外施設を利用しやすくする」、「子育てしながらでも働くことができるよう、多様な働き方を促進する」が上位となっています。

ただし、「幼児教育・保育の無償化の拡大などにより経済的負担を軽減する」は、子育てのしやすさの実感度により異なっています。

図表2-32 子育てをしやすくするための取り組み（就学前児童保護者、複数回答）



資料：岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

5 岐阜市子ども・子育て支援プランの評価

この計画の前身である「岐阜市子ども・子育て支援プラン」においては、次世代育成支援対策の重点施策に対する目標数値とともに、子ども・子育て支援事業の目標事業量を設定し、進捗を図ってきました。

その目標数値及び目標事業量の達成状況について、この計画の策定に向けて、令和5年度の実績により評価を行いました。

(1) 次世代育成支援対策の重点施策に対する目標数値の達成状況

次世代育成支援対策の重点施策に対する指標を基本目標1～3で11項目設定しており、目標値に対する令和5年度の実績値は、図表2-33のとおりです。11項目のうち、5項目が「達成」、2項目が「概ね達成」（達成率80%以上）となっていますが、残りの4項目が「未達成」となっています。

図表2-33 次世代育成支援対策の重点施策に対する目標数値の達成状況

基本目標	基本施策	指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	令和5年 実績値	評価
1	いじめ防止対策の充実	学校の校長がいじめ事案について指導を実施する割合	16% (令和元.7)	100%	100%	達成
		寄り添い型学習支援事業における高校進学率	96.3%	100%	95.0%	未達成
	子どもの貧困対策の推進	高等技能訓練促進費受給者の資格取得率	95% (令和元見込)	増加	100%	達成
		ひとり親家庭の貧困率	51.1%	減少	37.5%	達成
2	多様な教育・保育サービスの充実	低年齢児・障がい児の受け入れ施設数	73か所 (令和元)	80か所	81か所	達成
		保育の待機児童数	0人	0人	0人	達成
	切れ目のない母子保健体制の充実	乳幼児健康診査受診率（1歳6か月児）	92.1%	95%	89.9%	未達成
		妊娠11週以下での妊娠届出率	94.9%	100%	95.5%	未達成
	児童虐待防止対策の充実	養育支援訪問事業における実訪問家庭数	16件	23件	20件	概ね達成
		児童虐待防止啓発研修の実施回数	14回	21回	5回	未達成
3	男性の主体的な育児参画の促進	父親の育児休業の取得率	4.2%	30%	24.2%	概ね達成

(2) 子ども・子育て支援事業の目標事業量の達成状況

子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」とこれに基づき国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針」といいます。）等を踏まえて実施することとなっています。

「子ども・子育て支援事業計画」においては、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等における教育及び保育に関する「子ども・子育て支援給付」と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」について、それぞれの事業量の見込みとそれを提供する体制の確保方策について示しています。

①子ども・子育て支援給付（教育・保育事業）の実績

「子ども・子育て支援給付（教育・保育事業）」については、0歳児の児童数が計画を上回ったものの、小規模保育事業所の開設等を実施し、提供体制の確保を図っています。

図表2-34 子ども・子育て支援給付（教育・保育事業）の令和5年度の実績値と計画値

【1・2号認定（幼稚園利用）】

市全域	1・2号認定	
	実績値	計画値
①量の見込み（児童数）	4,910	5,793
②確保方策（定員）	11,161	11,161
②－①	6,251	5,368

【2・3号認定（保育認定）】

市全域	2号認定		3号認定			
			0歳		1～2歳	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
①量の見込み（児童数）	3,308	3,210	471	438	2,289	2,477
②確保方策（定員）	3,533	3,601	501	521	2,512	2,651
②－①	245	391	30	83	223	174

※1号認定とは、満3歳以上で、学校教育のみ（保育の必要性がない）を必要とする子どもをいう。

2号認定とは、満3歳以上で、保育を必要とする子どもをいう。

3号認定とは、満3歳未満で、保育を必要とする子どもをいう。

②地域子ども・子育て支援事業の実績

「地域子ども・子育て支援事業」については、提供体制の確保が図られています。

図表 2-35 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度の実績値と計画値

	実績値			計画値		
	① 量の見込み	② 確保方策	②-①	① 量の見込み	② 確保方策	②-①
①利用者支援事業（か所数）	1	1	0	1	1	0
②地域子育て支援センター事業 （延べ人数）	11,138	13,660	2,522	9,094	13,660	4,566
③妊婦健康診査（回）	28,872	—	—	32,976	—	—
④すくすく赤ちゃん子育て支援事業 （件）	2,427	—	—	2,633	—	—
⑤養育支援訪問事業（延べ件数）	262	262	—	420	420	—
⑥短期入所生活援助（ショートステイ）事業 （延べ件数）	182	700	518	78	700	622
⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児童） （延べ人数）	1,523	6,833	5,310	2,331	6,833	4,502
⑧一時 預かり事業	1) 幼稚園での一時 預かり （延べ人数）※1	—	—	145,331	235,456	90,125
	2) 保育所（園）等での 一時預かり事業 （延べ人数）※2	11,977	51,287	39,310	11,317	52,975
⑨延長保育事業（人）	187	308	121	220	308	88
⑩病児・病後児保育事業（延べ人数）	10,586	17,685	7,099	5,444	17,665	12,221
⑪放課後児童健全育成事業（人）	3,684	3,742	58	3,625	3,844	219

※1 幼稚園における在園児等を対象とした一時預かり。

※2 保育所（園）等における一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の3事業の計。

6

本市における課題の整理

以上を踏まえ、本市において重点的に取り組むべき課題について整理します。

①子ども・若者を取り巻く環境の変化への対応

- ・ 本市の人口は40万人を下回り、65歳以上の老年人口の割合が上昇傾向にある一方で、0～14歳の年少人口の割合は低下傾向にあり、少子化が進行しています。
- ・ 特に、出生数が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少したため、結婚や出産、子育てに希望を持てるような取り組みが課題です。
- ・ 障がいや疾病の早期発見、早期療育・治療が進んでいますが、障がい等の有無にかかわらず、一人の子どもとして成長を育んでいく環境づくりが必要です。
- ・ 学校生活に適應できない子どもの増加が続いていることから、学校や家庭、関係機関との連携とともに、子どもへの相談体制の充実が必要です。
- ・ いじめの認知件数は年々減少していますが、いじめの解消率のさらなる向上が課題となっています。
- ・ 要保護児童生徒数は減少傾向にあるものの、準要保護児童生徒の増加が続いていることから、家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力や可能性を伸ばしていけるよう、支援していく必要があります。
- ・ 子どもや若者も多様な意見を持っていることから、今後、子どもや若者の意見をまちづくりに反映できるよう、方策を検討していく必要があります。

【重点的に取り組むべき課題】

- ⇒ いじめの防止など、子どもの権利に関する施策の展開
- ⇒ 教育の充実など、子どもの最善の利益を優先した施策の展開
- ⇒ 貧困など、さまざまな困難を抱える子どもへの支援の充実

②子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応

- ・ 1世帯あたりの世帯人員が低下し、核家族化が進行していることから、保護者やその世帯が孤立することのないよう、子育て家庭への相談体制の充実が必要です。
- ・ 一人で生計を維持しながら子育てを担うひとり親家庭は、さまざまな悩みや問題を抱え込みやすいため、経済的、精神的に自立した生活が営めるよう支援が必要です。
- ・ 児童虐待の相談対応件数が増加しており、事案の複雑化、長期化を防止し、早期解決を図るため、個々の家庭状況に応じた専門的な支援や連携の強化が課題です。
- ・ 少子化対策の観点からも、子育てをされていてよかったと感じられるような気運の醸成を図る必要があります。
- ・ ヤングケアラーの支援にあたっては、ヤングケアラーについての正しい理解の普及と実態の把握を進めるとともに、関係機関との連携の構築が必要です。
- ・ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園などにおける教育・保育や放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の利用意向を勘案しながら、事業量の確保方策の整備を図る必要があります。

【重点的に取り組むべき課題】

- ⇒ **子育て家庭のニーズに対応した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備**
- ⇒ **妊娠・出産・育児期のきめ細かな相談支援体制の充実**
- ⇒ **子育ての充実感の向上と児童虐待の防止対策の強化**
- ⇒ **ひとり親世帯など、さまざまな困難を抱える家庭への支援の充実**

③地域・社会環境の変化への対応

- ・ 育児・介護休業法の浸透により、育児休業の取得率は全体的には向上していますが、父親の取得率は母親と比べると低く、その要因として固定的な性別役割分担意識が依然として存在するため、職場における育児休業取得に向けた意識の醸成など、共働き家庭における子育ての普及が必要です。
- ・ 共働き家庭が増えていますが、働き方の見直しなど、自らが望むバランスで仕事と家庭生活が両立できる地域づくりを推進していく必要があります。
- ・ 子育て支援へのニーズとして、経済的支援が最も求められているものの、ニーズは多様化しており、子どもとその保護者が安心・安全に過ごすことのできる地域づくりを推進していく必要があります。

【重点的に取り組むべき課題】

⇒ 子どもとその保護者が安心・安全に過ごすことのできる地域づくり

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、“こどもファースト”を市政運営の柱に位置づけ、未来を担う子どもたちへの投資を最優先としています。子どもを取り巻くさまざまな課題に光を当て解決していくことは、あらゆる世代における多様な社会課題の突破口となります。

例えば、通学路の安全対策を行い、子どもたちが安心して通学できる環境をつくることで、すべての人にとって安心・安全な歩行空間を創出できます。また、いじめ問題を解決することは、ハラスメントのない社会、多様性を認め合う社会の実現につながります。

本市は、令和4年2月に、2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針となる「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。この中で、今後のまちづくりの方向性の一つとして「こどもファーストでみんなを笑顔にするまちへ」を掲げています。

したがって、この計画の基本理念においても、「こどもファーストでみんなを笑顔にするまちへ」を掲げ、子ども・子育てに関する施策の総合的な推進を図ることとします。

☆☆☆ 基本理念 ☆☆☆

こどもファーストでみんなを笑顔にするまちへ

2 SDGsの推進

岐阜市は、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の達成に向けた取り組みを行い、シビックプライドと Well-being に満ちた持続可能なまちの実現をめざしています。SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、17のゴールのうち、「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」などに関する課題解決に資するものとして、SDGsの推進を図ります。

図表3-1 SDGsにおける17のゴール

	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する</p>		<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>持続可能な開発のために海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		<p>岐阜市のSDGs未来都市推進のシンボルマークとして作成し、SDGsのさらなる「啓発」と「行動」を図る</p>

第3章 次世代育成支援対策

1 次世代育成支援対策の基本目標と基本施策

基本理念の実現に向け、第1章に示した本市における課題等を踏まえ、次のとおり3つの基本目標を定めます。

基本目標1

次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする “子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ

従来、子どもの育ちをめぐる問題としては、「子育て」という親の観点を重視してとらえられることが一般的でした。しかし、子どもは本来、育てられるだけではなく、自分で考えて「生きる力」を学び、自ら育つ力を持っています。

親をはじめ家庭や学校、地域等、子どもたちを取り巻く社会との関わりの中で、子どもが自己肯定感を持って生まれ、子ども自身が持つ自ら学ぼうとする力、成長しようとする力を最大限に引き出すことが重要です。そして、子どもが自立した若者へとたくましく育ち、意欲にあふれ活動的な、次代を担うことができる個性豊かに輝く人材となるよう、支援します。

基本的な方向	基本施策
1 子どもの権利の尊重	1 子どもの権利の尊重 2 いじめ防止対策の充実
2 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	1 特色ある学校教育の推進 2 学校などの環境整備 3 幼児教育の充実
3 子どもの健やかなこころとからだの成長の支援	1 食育の推進 2 思春期保健対策
4 さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援	1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援 2 子ども・若者の自立に向けた支援 3 こどもの貧困の解消対策の推進 4 子ども・若者の自殺対策の推進 5 外国につながる子どもへの支援
5 障がいのある子どもへの支援	1 障がいのある子どもの療育の推進 2 障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実 3 在宅を中心とした福祉サービスの充実
6 子どもの居場所づくり	1 児童健全育成のための子どもの居場所づくり
7 次代の親の育成	1 次代の親になるための教育 2 次代を担う若者への支援

基本目標2

すべての親が子育ての喜びを実感できる
“家庭の子育て力”をはぐくむ

子どもを持つ親は、子育てを通じて何物にも代えがたい喜びや幸せを感じることができません。その一方で、「親」になるということは、子どもに一義的な責任を持ち、その子を育てるという大切な役割を担うことでもあります。

しかし、核家族化により、子育てをする親が祖父母などから育児の知識や支援を受けられなくなるなど、家庭における子育ての在り方は大きく変化しています。その結果として育児不安・負担が増大し、児童虐待等の大きな問題を招き、その対応が課題となっています。

また、子育ての基礎となるすべての家庭を支えるため、保育や医療等、多様なニーズに対応したきめ細かい支援サービスを推進することで、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、保護者自身も親として成長し、子育ての喜びを実感できるような環境づくりに取り組みます。

基本的な方向	基本施策
1 親の意識の醸成	1 子どもを産み育てる意識の醸成 2 家庭における子育て力の向上と情報提供
2 子育て支援サービスの充実	1 多様な子育て支援サービスの充実 2 子育て支援活動拠点機能の充実
3 多様な教育・保育サービスの充実	1 多様な教育・保育サービスの充実
4 妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援	1 切れ目のない母子保健体制の充実 2 小児医療体制等の充実 3 多胎児家庭への支援 4 児童虐待防止対策の充実
5 ひとり親家庭などの子育て支援	1 ひとり親家庭の相談体制の充実 2 ひとり親家庭の自立支援 3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援

基本目標 3

みんなが子どもをいつくしみ育てる “地域・社会の子育て力”をはぐくむ

近年、核家族化の進展やコミュニティへの帰属意識の希薄化などから、育児への不安を抱え、孤立している家庭が少なくありません。地縁による人のつながりや地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進め、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

また、学校や地域、企業、行政など社会全体の協働により、子どもの育ちや家庭、地域の子育てを補完し支援する取り組みが必要とされています。社会の一人ひとりがやりがいや充実感をもちながらそれぞれの責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりに取り組みます。

さらに、子どもを安心して産み育てるためには、安心・安全な生活環境の整備が必要です。そのため、良好な住宅の確保、安心して外出できる環境の整備を図り、子どもが地域で安心・安全に遊び、学び、暮らせるまちづくりを推進します。

基本的な方向	基本施策
1 地域の子育て支援ネットワークの推進	1 地域における子育てネットワークの推進 2 地域ぐるみの子育て家庭の支援
2 地域の子育て力の強化	1 地域における子どもの健全育成活動 2 地域における教育力の向上 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
3 地域における子どもの見守り活動の推進	1 交通安全活動の推進 2 防犯活動の推進
4 仕事と生活の調和の実現	1 多様な働き方の実現 2 共育での推進 3 働く保護者の健康管理の推進 4 働く保護者を支援する保育サービスの充実 5 子育てに理解のある企業の啓発
5 男女共同参画意識の啓発	1 男女共同参画意識の啓発
6 経済的支援の充実	1 児童健全育成のための経済的支援 2 ひとり親家庭などへの経済的支援 3 多子世帯への経済的支援 4 貧困状況にある子どもへの経済的支援
7 良質な居住の確保	1 市営住宅の整備と民間住宅の誘導
8 良好な居住環境の整備	1 緑化活動・公園の整備 2 遊び場の整備
9 安心・安全なまちづくりの推進	1 安心・安全なまちづくりの推進

2 次世代育成支援対策の重点施策と数値目標

第1章に示した本市における課題等を踏まえ、今後5年間において展開していく具体的な施策のうち、重点的に推進していく施策を次のとおりとします。

なお、これら重点施策を着実に推進していくため、数値指標を定め、進捗管理を行っていきます。

【重点的に取り組むべき課題】

【重点施策】

・ いじめの防止など、子どもの権利に関する施策の展開



1-1-2 いじめ防止対策の充実

・ 教育の充実など、子どもの最善の利益を優先した施策の展開



1-2-1 特色ある学校教育の推進

・ 貧困など、さまざまな困難を抱える子どもへの支援の充実



1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進

・ 子育て家庭のニーズに対応した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備



2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実

・ 妊娠・出産・育児期のきめ細かな相談支援体制の充実



2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実

・ 子育ての充実感の向上と児童虐待の防止対策の強化



2-4-4 児童虐待防止対策の充実

・ ひとり親世帯など、さまざまな困難を抱える家庭への支援の充実



2-5-2 ひとり親家庭の自立支援

・ 子どもとその保護者が安心・安全に過ごすことのできる地域づくり



3-3-1 交通安全活動の推進

【重点施策の目標数値】

1-1-2 いじめ防止対策の充実

指 標	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
いじめ解消率	小学校 96.0% 中学校 98.3%	上昇

1-2-1 特色ある学校教育の推進

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
校内フリースペース利用者の内、欠席日数が前年度より減少した生徒の割合	52%	上昇

1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
寄り添い型学習支援事業における高校進学率	95.0%	上昇
ひとり親家庭の貧困率	37.5%	低下

2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
低年齢児・障がい児の受け入れ施設数	81 か所	増加
保育の待機児童数	0 人	0 人

2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
乳幼児健康診査受診率（3歳児）	96.2%	上昇
妊娠 11 週以下での妊娠届出率	95.5%	上昇

2-4-4 児童虐待防止対策の充実

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
養育支援訪問事業等における実訪問家庭数	20 件	増加
児童虐待防止啓発研修の参加者数	155 人	増加

2-5-2 ひとり親家庭の自立支援

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
ひとり親家庭の養育費受領率	36.5%	上昇

3-3-1 交通安全活動の推進

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
通学路安全対策ワークショップでの選定箇所の対策実施率	—	100%

3 次世代育成支援対策の展開

基本目標1

次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする
“子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ

1-1 子どもの権利の尊重

現状と課題

すべての子どもの幸せのために子どもの権利を擁護し、子ども一人ひとりが自分らしく安心して生きていけるまちになることを目的とした「岐阜市子どもの権利に関する条例」を平成18（2006）年に制定し、子どもの権利に関する情報提供、啓発活動を進めています。

平成22（2010）年に、岐阜市こどもの権利推進委員会では、子どもの権利保障の最重要課題として、「子どものいじめ問題に関する提言書」を提出しました。

平成26（2014）年には、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」を施行し、各校において、学校いじめ防止基本方針の策定や学校いじめ防止等対策推進会議を設置しています。

いじめは誰にでも起こり得る問題であり、個人的な問題として放置できない人権侵害です。いじめを許さないための環境づくりはもとより、早期発見、早期対応への取り組みが求められています。

方針

「岐阜市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を尊重し、啓発活動をはじめ、偏見・差別を解消するための取り組みや子どもの意見等の傾聴、意見表明の機会の確保など、関係団体等と連携して推進します。

特に、いじめ問題に対しては、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」に基づき、いじめを許さない学校づくりや子どものこころのケアなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

基本施策と取り組み

1-1-1 子どもの権利の尊重

No.	取り組み
	子どもの権利啓発
1	21世紀を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、その基本的人権が尊重されるよう、「岐阜市子どもの権利に関する条例」に規定される子どもが持っている権利を、子どもや子どもを取りまく大人に周知します。また、条例に基づく岐阜市子どもの権利推進委員会は、子どもの権利を総合的に保障するための方策を検討し、必要に応じて市に対して提言を行います。
	子ども・若者等の社会参画・意見聴取
2	子どもや若者の状況やニーズを的確にとらえ、より実効性のある施策とするため、また、自らの意見が十分に聞かれ、社会に何らかの影響や変化をもたらす経験をすることで、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるため、子ども・若者に関する施策の策定・実施・評価を行う場合は、対象となる子ども・若者またはその保護者等の関係者から意見聴取を行います。
	人権に関する子どもの思いや考えの発信
3	小・中学生を対象とした人権作品募集を行い、夏休み子ども人権パネル展や学習・啓発資料等を通じ、その作品に込められた思いや考えを幅広い世代に発信します。

1-1-2 いじめ防止対策の充実 **★★重点★★**

No.	取り組み
	いじめに対する相談・支援体制
4	<p>児童生徒のいじめの相談に対し、学校長・いじめ対策監が中心となり、組織的に対応に当たります。また、必要に応じて関係機関と連携し問題の早期解決をめざします。主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒・保護者の相談支援を行います。</p> <p>また、令和3年度より、「岐阜市生徒会サミット」を開催しており、市内の中学校の代表生徒が集い、各学校のいじめ克服に向けた取り組みについて交流し、一人ひとりの思いを語り合うことを通じて、いじめの克服に向けた思いを提言としてまとめ、発信しています。</p>

岐阜市子どもの権利に関する条例（一部抜粋）

（安全に安心して生きる権利）

第4条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

（のびのびと育つ権利）

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

（自分を守り、自分が守られる権利）

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。

（意見を述べ、参加する権利）

第7条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事柄について意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

1-2 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

現状と課題

人生 100 年時代を迎えた現代社会においては、生涯にわたって学び続ける姿勢が求められます。その基礎となる学校教育では、子どもたち自身が学ぶことの目的や意義を理解するための工夫を凝らしたり、機会を設けたりすることが必要です。

基本的な知識や技能（コンテンツ）を身につけるとともに、理解の質を向上させ、学びに向かう力（パッション）や思考力・創造力（スキル）等を含む、“確かな学力”の育成を図ります。また、子どもがこれからの変化の激しい時代を生き、生涯にわたって継続して学んでいけるよう、“豊かな心”、“健やかな体”の育成を図ります。

学校での学びと社会とのつながりを意識するとともに、子どもたちに接する大人や社会を広げていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の制度を活用し、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組みます。また、家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、社会的なマナー等を身につける上で重要な役割を果たします。このような子どもの姿勢をはぐくむために重要な幼児期の教育において、家庭への情報提供を行うなどの子育て支援を進め、地域や家庭と共に歩む教育の推進を図ります。

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、地域社会の中で、家庭と幼稚園や保育所（園）等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育活動・教育環境の充実が求められています。

「岐阜市幼児教育推進プラン（2020-2029）」に基づき、幼児教育関係者と相互のパートナーシップをはぐくみながら、“オール岐阜”で幼児教育の推進に取り組みます。幼稚園教諭や保育士などを対象とした合同研修会を開催して幼小（幼児期と小学校（児童期））の接続及び連携を図り、保護者などを対象とした子育てセミナーの開催により家庭教育を応援するなどして、本市の幼児教育の充実を図ります。とりわけ、幼小をつなぐ視点においては、小1ブロblemを解消するためにも、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などと小学校との接続・連携が求められます。

方針

社会の変化の中で、子どもたちが自分らしさを失うことなく主体的に学び続け、仲間と共にたくましく未来を切り開いていく“生きる力”をはぐくむ教育を推進します。

基本施策と取り組み

1-2-1 特色ある学校教育の推進 ★★重点★★

No.	取り組み
5	授業・評価の改善 新しく採択された教科書に準じて、“主体的・対話的で深い学び”等の授業改善の視点を位置づけた「指導と評価の計画」を作成し、市内小・中学校にWebを通じて公開します。これにより教員の指導力の向上に努めるとともに、児童生徒の学力の向上を図ります。そして、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身につけるために、今日的課題と日頃の実践をもとに授業の一層の工夫・改善に取り組みます。
	全国学力・学習状況調査結果の活用 全国学力・学習状況調査の結果を受けて、研究推進委員会を核として、小学校国語、中学校国語、小学校算数、中学校数学、中学校英語の学習状況についてそれぞれ分析し、調査結果をまとめ、教育公表会、各種教員研修に活用していきます。さらに、各学校では、国語、算数・数学、英語に留まらず、各教科の学力・学習状況調査の結果を分析してその成果や課題を明らかにし、教職員による共通理解や学校運営協議会委員会等での議論を経ながら、次年度の学校教育計画の策定につなげていきます。また、保護者に学校だより等で周知していきます。
7	小学校英語教育推進事業 小学校1・2年生では年間18時間、3・4年生では年間35時間、5・6年生では年間70時間の英語科の授業を実施し、中学校の英語教育との連携を図りながら、自分のことや身の回りのこと、ふるさと岐阜のことを話題にし、簡単な英語で積極的にコミュニケーションを図ることができる児童を育てます。
	小・中学校へのハートフルサポーターの配置 支援員（ハートフルサポーター）を配置し、配慮を要する児童生徒に対し、集団生活への適応、円滑な人間関係の構築及び学習活動への支援を行います。
9	ICT教育推進事業 高度情報社会が進展していく中、子どもたちのICT機器やインターネットを活用する力を育成するとともに、デジタルシティズンシップ教育の推進やSNS、インターネットによる加害・被害防止を図ります。また、ICT機器を利活用した“わかる・できる授業”の実現をめざし、ICT教育推進事業を実施します。
	障がいのある児童生徒の教育 一人ひとりの障がいに応じた適切な教育が行えるように、医療と連携を図り、研修会等を行うことで、適切な指導方法を学び、日々の教育内容の充実に取り組みます。また、障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び合う交流教育を行い、各学校における特別支援教育の充実を図ります。
11	小中一貫教育 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康と体力等の生きる力をはぐくむことを教育の主軸とし、教育の一貫性を確保するため、小・中学校教育の連携、そして保護者、地域との連携について、学習指導・生徒指導の両面から計画的・継続的に推進します。
	義務教育学校の設立 小・中の切れ目のない9年間を通じた教育課程を編成し、日常的に異学年交流を実現することにより、児童生徒の社会性を育成します。（令和7年度に藍川北学園、令和8年度に藍東学園を開校予定です。）

No.	取り組み
	子ども読書活動
13	岐阜市立図書館と学校図書館の連携・相互協力の拠点として、岐阜市立中央図書館に学校連携室を設置しています。学校連携室では、ブックトークや読み聞かせ等への司書派遣、セット文庫等の学校向け団体貸出図書の受付、学校図書館システムとの連携、図書館の見学や職場体験等の受け入れ、職員の合同研修会の実施等に取り組み、子どもの読書活動を推進します。
	自動運転バスを活用したモビリティ・マネジメント
14	公共交通への意識向上を図り、交通の先進技術に触れる機会を創出するため、公共交通の大切さを伝える授業や自動運転バスの乗車体験などを行います。
	校内フリースペースの整備
15	学校や学級に行きづらいつと感じる生徒が、自分のペースで学ぶ場として、市内中学校に校内フリースペースを整備します。
	オンラインフリースペースの整備
16	不登校児童生徒が、自宅にしながら学習支援を受けたり、コミュニケーションを図る場として、メタバースを活用したオンラインフリースペースを週に1、2回定期的に開催します。
	ぎふMIRAI's
17	「岐阜市全体」を教室、「岐阜市の人・もの・こと」すべてを先生として、リアルな探究学習を行い、さまざまな人の生き方、考え方に触れることで、自分の生き方をつくり出します。学習内容については、アンケート等を行い、児童生徒の意見も取り入れることで、さらなる内容の充実をめざします。
	生徒が主体的に考え創る学校生活
18	生徒自身が考え、意見を出すことを通じて、校則等について各学校で見直しを図るほか、生徒が達成感や充実感を味わえる行事や活動を推進します。

1-2-2 学校などの環境整備

No.	取り組み
	学校教職員の資質の向上
19	教職員一人ひとりの指導力や人間性を一層高めるために、教育研究所等において、職務や経験年数に応じた研修や今日的な教育課題に対応した研修を意識的、計画的に実施します。また、各学校においては、校長が教職員との対話や面談を定期的の実施し、一人ひとりの実績の見届け、評価を行うとともに、今後のキャリア形成の見通しをもてるような助言をし、資質能力の向上に取り組みます。
	学校関係者評価委員会（学校運営協議会）制度の活用
20	各学校に学校関係者評価委員会（学校運営協議会）を設置し、教育活動その他の学校運営に関して、保護者や地域住民等から意見を聞くなどし、自校の運営改善に生かします。また、学校評価ガイドラインに沿って、適切な評価を行い、保護者や地域と強固な連携を図りながら、教育活動や学校運営の改善・充実をめざします。

No.	取り組み
21	コミュニティ・スクール（学校運営協議会・支援推進委員会制度）
	国が進める、新しい公立学校の学校運営の仕組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」について、市立の小・中学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園において導入が完了しています。各校においては、それぞれの地域性や学校の特色を生かした学校運営を行うため、学校運営協議会や支援推進委員会の委員の構成、部会の検討、地域や保護者、学校が連携して行う教育プログラムの開発等を行います。学校と地域の協力体制を整備し、連携・協働していくことで、未来の創り手となるために必要な子どもたちの資質・能力を育みます。
22	学校の安全の確保
	危機管理力（教員、児童生徒）の向上、防犯関連設備の設置と運用、地域ぐるみの取り組みの3点から、安心・安全の学校づくりを進めます。各学校において危機管理マニュアルを整備し、緊急時の対応が適切にできる体制の確立に取り組みます。不審者に対する教員や児童生徒の危機意識を高め、的確な対応ができるようにするため、警察等の協力も得ながら教員や児童生徒を対象にした不審者対応教室、実地訓練等を各学校が主体となって実施します。また、地域での安心・安全を高めるため、地域のボランティアによる見守り活動や「子ども110番の家」の協力活動など地域の防犯体制を充実し、地域に支えられた学校づくりを推進します。
23	学校施設の整備
	子どもたちが安心できる教育環境を整えるため、エレベーターの設置やトイレの洋式化の検討を含めた改修工事を推進します。

1-2-3 幼児教育の充実

No.	取り組み
24	幼児教育
	「岐阜市幼児教育推進プラン」に基づき、幼児教育関係者等の資質向上を図るなどにより、関係機関や家庭・地域等と連携しながら、“オール岐阜”で生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興に取り組みます。幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校等の各関係団体の代表者から構成される協議会では、幼児教育の質の向上、小学校への円滑な接続に向けた一貫性のある教育の推進に取り組みます。また、専門知識と豊富な実務経験を生かして、保育・幼児教育施設と保育者を幅広く支援する幼児教育コーディネーターを配置し、施設の巡回支援等を行うことで、幼児教育の充実を図ります。 さらに、幼児教育施設の教員・保育士、小学校教員等を対象とした合同研修会や実践研究会（公開保育、公開授業）を開催し、教員・保育士等の資質の向上に努めます。

1-3 子どもの健やかなところとからだの成長の支援

現状と課題

“食べる”ことは、知育、徳育及び体育の基礎となる、生きることの基本です。このため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるための“食育”が重要です。食育の推進にあたっては、特に家庭の役割が重要であり、子どもや家庭に対して、地域の連携のもと継続的な保健指導や啓発が必要とされています。

思春期は、自分の“ところ”と“からだ”を大切にし、自分の行動に責任をもって自己決定ができる自立した判断力を身につけ、自らを確立させる重要な時期です。性や性感染症、喫煙、飲酒、薬物等についてさまざまな情報が氾濫するなか、関係機関の連携を図り、子どもが正しい知識を習得し、それに基づいた行動が選択できる能力を養えるよう、情報提供と学習機会の確保が求められています。

方針

健やかなところやからだの成長にとって大変重要となる“食”について、幼少期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につける“食育”を推進します。

性や性感染症、喫煙、飲酒、薬物等について正しい知識を習得し、それに基づいた行動が選択できる能力を養えるよう、情報提供と学習機会の充実を図ります。

基本施策と取り組み

1-3-1 食育の推進

No.	取り組み
25	食育（食を通じた子どもの健全育成） 「第4次岐阜市食育推進計画」を総合的、計画的に推進し、乳幼児期から成長段階に応じて、食の体験を積み重ね、よりよい食習慣の定着、食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。乳幼児の健康診査時や妊産婦対象の教室において、幼少期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけるため、情報提供や個別栄養相談を実施します。また、地域の保育所（園）や幼稚園、学校、PTA等のさまざまな関係機関と連携を図りながら、“味わう教室”に取り組むなど、地域の中で食育を推進し、効果的な情報提供の体制づくりを行います。
	小児生活習慣病予防対策 子どもが生涯、健康でたくましく生きる力をはぐくむため、小児生活習慣病の予防に取り組みます。児童生徒の望ましい食事の摂り方や運動、正しい生活リズムなど基本的な生活習慣に関する指導等を小学5年生へのパンフレット配布や学校医による指導、学校での保健学習や保健指導を通じて行い、生活習慣病予防を図ります。また、食生活においては、朝食の欠食や内容、おやつ等の問題もあり、食事及び正しい生活習慣が身につけられるよう家族や地域をも含めた対策の充実を図ります。

No.	取り組み
	食の安全に対する啓発
27	各機関と連携して、食中毒予防に向けた活動の充実を図ります。また、食生活や健康に関する情報を提供し、安全な食生活を送ることができるように普及啓発します。

1-3-2 思春期保健対策

No.	取り組み
	思春期保健対策
28	思春期の自分の体の変化について理解すること、“命の尊さ”を身につけていくことができるよう、学校などで思春期に必要な健康教育を実施し、成長段階に応じた学習機会を充実します。また、思春期保健対策の推進にあたっては、学校と地域との連携や専門的な情報提供、技術支援を行うため、各学校の学校保健委員会に保健師や他の職員が参画します。
	性、喫煙、薬物などに関する教育の実施
29	思春期における心身の発達や性に関する健全な意識とあわせて、性行動やH I V、性感染症予防の正しい知識の普及を図るため、学校関係者、医療関係者等さまざまな機関と連携して啓発に取り組み、十代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の減少をめざします。また、子どもの生活に大きな比重を占める教育の中で、性に関することを含めた心身の健康、喫煙、飲酒、薬物について、自分にとって有益なものは何か、正しく理解し適切に選び、行動する能力が養われるよう、学び、考える時間や場の確保が大切です。学校医や産婦人科医など関係機関と連携を図りながら、適切な情報提供と正しい知識の普及、保健師や他の職員による出前講座を依頼に応じて実施するとともに、窓口や市ホームページ等での情報提供を行います。
	ひきこもりに対する相談支援体制
30	福祉部に「ひきこもり相談室」を設置し、専門の相談員がひきこもりの状態にある人やその家族からの相談に対応します。相談しやすい環境を整えるために、多様な相談方法を提案します。必要に応じ、精神科医による家族相談や家族の集い「ほっと cafe」を紹介します。「広報ぎふ」、市公式SNS、市ホームページ、講演会等を活用し、ひきこもりについての理解啓発や相談室の周知を行います。また、ひきこもりの状態にある人のご家族、支援団体や有識者で構成する岐阜市ひきこもり支援連携会議を設置し、多様な支援策の検討とネットワークづくりに取り組みます。

1-4 さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援

現状と課題

子ども自身の心身の状況や子ども・若者を取り巻く学校生活や家庭生活の状況により、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等の問題が生じています。子どものこころをケアする相談やカウンセリングをはじめ、子どもや若者を孤立させず社会との接点を維持させることができる支援体制が求められています。

また、若年無業者やフリーター等の社会生活を営む上での困難を有する若者に対し、積極的に社会に参加して自己実現を図ることができるよう、職業意識の醸成や就労支援が求められています。

生活保護世帯等の経済的困窮状態にある世帯は増加しており、こどもの貧困の解消に向けた対策は喫緊の課題となっています。子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるような支援が必要です。

子ども・若者の死因の多くが自殺であるという厳しい現状を踏まえ、子どもが示す SOS にいち早く気づき、みんなが「ゲートキーパー」としての意識をもち、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、社会全体として取り組む必要があります。

外国人市民の定住化や長期滞在化の進展、海外から帰国した子ども、両親の国際結婚等に伴い、外国につながる子どもへの支援が必要とされています。言葉の壁による情報取得の困難をはじめ、円滑な教育・保育施設の利用への支援が必要です。

昨今、さまざまな困難を抱える子ども・若者の問題は複雑化しており、問題を解決できないまま成長し、深刻化するケースも少なくありません。これらの課題は子ども自身の個人的な問題ととらえるのではなく、社会全体で取り組み、できるだけ早期に対応し、関係機関が連携して支援していく必要があります。

方針

不登校やひきこもり、ヤングケアラー、若年無業者、子どもの貧困や自殺、外国につながる子どもの問題など、昨今の子どもを取り巻くさまざまな困難に対し、個人の問題としてとらえるのではなく、社会的支援が必要な問題として取り組みます。

困難を抱える子どもたちやその保護者等が気軽に相談できる体制の充実をはじめ、家庭や学校、さらには地域や関係機関との連携のもと、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を実施します。

基本施策と取り組み

1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援

No.	取り組み
31	不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制
	子ども・若者の発達や不登校等の相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童生徒に対しては、専門職員による学校訪問や相談、必要に応じて発達検査を行います。不登校の児童生徒に対しては、社会的自立を目的とした子ども・若者自立支援教室（校外教育支援センター）を機能強化に係る施設整備と施設の環境改善を行った上で運営し、コミュニケーションスキルの向上、基本的な生活習慣の定着、学びへの意欲向上等の支援を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒、保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけれない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。
32	子ども・若者専用の相談窓口
	子ども・若者総合支援センター”エールぎふ”において、24時間対応の子ども専用の相談窓口「子どもホットダイヤル」、「子どもホットメール」を設置し、これらの窓口を周知するため、市内の全小・中学校の児童生徒のタブレット端末に「デジタル版子どもホットカード」を配信しています。また、児童生徒のタブレット端末を使ってこころの健康状態を把握するシステム「ここたん」の「聞いてほしい」ボタンに学校の職員以外の相談先を選択すると、「子どもホットダイヤル」の電話番号とホットメールにつながるQRコードが表示されるようにしています。
33	ほほえみ相談員
	不登校児童生徒の家庭訪問、相談室や校内フリースペース等別室での学習支援を中心としたふれあい活動等を通じて、社会的自立をめざして支援を行います。 1 家庭訪問による教育相談 2 相談室や校内フリースペース等における教育相談及び学習支援 3 各学校及び関係機関との連携 4 休み時間等のふれあい活動を通じた不登校傾向の早期発見
34	重層的支援体制整備事業
	子ども・若者を含む地域住民が抱える複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援のニーズを断らずに受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、円滑なネットワークを整備します。
35	福祉相談窓口連携会議の開催
	庁内外の支援機関同士の連携による分野横断的な支援体制を築くため、平時より情報共有や課題研究を行うことで、顔の見える関係づくりに取り組みます。
—	ひきこもりに対する相談支援体制（再掲）
	取り組み No. 30（45頁）を参照
36	ヤングケアラーへの支援
	ヤングケアラー（「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」）の早期発見・把握、社会的認知度の向上、支援策等の推進を図ります。ヤングケアラー・コーディネーターが中心となり関係機関と連携し、必要な地域資源等を提供することで、子ども・家族の負担軽減を図ります。要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等に該当する児童には、サポートプランを作成し、包括的かつ計画的に支援します。また、自立支援が必要とされる若者に対し、ニーズに応じた教育相談活動を行い、市民活動団体の取り組みや相談窓口を紹介します。

1-4-2 子ども・若者の自立に向けた支援

No.	取り組み
37	「夢」「志」「生きるよろこび」につながる自分探しの支援 若年者が適切な職業選択を行い、安易な離職・転職を防止するよう、関係機関と連携を図りながら、早い段階から望ましい職業観・勤労観をはぐくむための啓発を行います。小学校においては、社会科・特別活動や総合的な学習の時間等の中で、働くことや将来の夢について調べたり考えたりするとともに、将来への希望やあこがれを持てる機会をつくります。中学校では、各学校の計画に基づき、特別活動や総合的な学習の時間等において、進路学習、職場体験学習等を位置づけ、卒業後の進路や職業についての知識・理解を深めるとともに、体験や調査等を通して多様な職業について学び、勤労観や職業観の育成を図ります。市立岐阜商業高等学校では、総合的な探究の時間に体験学習「株式会社市岐商デパート」を行い、その企画・運営を通して職業意識の高揚、勤労観の醸成を図ります。あわせて、接客マナーやコミュニケーション能力等、社会人・職業人として自立していくための能力や態度を身につけることを図ります。
	若年者の雇用促進 トライアル雇用で雇い入れた若年者等を継続して常用雇用する事業所に対し、奨励金を交付する「岐阜市人材確保サポート奨励金事業」により、若年者の常用雇用を推進し、非正規雇用からの脱却を図ります。安定した収入による就業意欲や職業能力の向上、経済的自立を促進し、子どもを産み育てる環境整備をめざします。また、若年求職者への職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク岐阜」、若年者の就職相談や求人情報提供等を行う県の「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、無業状態の若年者の就職支援を行う「岐阜県若者サポートステーション」等と連携を図り、合同企業説明会やセミナーを開催するとともに、広報掲載やチラシの配布など啓発に取り組みます。
39	学びの多様化学校（草潤中学校）の設置 令和3年4月に学びの多様化学校（不登校特例校）草潤中学校を開校し、不登校を経験した生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習環境の中で心身の安定を取り戻しつつ、新たな自分の可能性を見出す教育を推進しています。
—	義務教育学校の設立（再掲） 取り組み No. 12（41 頁）を参照
—	オンラインフリースペースの整備（再掲） 取り組み No. 16（42 頁）を参照
—	ぎふ MIRAI's（再掲） 取り組み No. 17（42 頁）を参照

1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進 ★★重点★★

No.	取り組み
40	こども食堂支援事業 さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に、食事などを提供するこども食堂事業の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
	子ども見守り宅食支援事業 こども食堂や子どもに対する宅食等を行うNPO法人等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童に登録されているひとり親家庭等の居宅に食材料や弁当の配達等を行うことで、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応を推進します。

No.	取り組み
	寄り添い型学習支援等事業
42	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の保護者等に教育支援員が教育の重要性を伝え、学習環境の指導を行います。また、そのような世帯の子どもたちの健全な育成と学力の向上、将来の進路選択の幅を広げ、自立を促進することを目的に、無料の学習支援を実施しています。今後は、さらに利用ニーズに沿った学習支援体制の拡充に努めます。
	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談支援
43	早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒と保護者の相談支援に応じます。また、県より派遣されるスクールカウンセラーのほか、市費で臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを雇用し、これまでよりも速やかかつきめ細かな児童生徒と保護者への相談支援を行います。また、市立学校において緊急事案が発生した場合、すぐに緊急支援を行い、安心して学校生活を送ることができるようにします。
	幼稚園・保育所（園）等の利用料・保育料の無償化、軽減
44	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、必要な軽減措置を行います。
	実費徴収に係る補足給付事業
45	低所得で生計が困難である保護者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
	就学援助
46	小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
	育英資金貸付
47	経済的理由により、修学困難な生徒または学生に対し、月々の授業料や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。

※その他、第4章のこどもの貧困解消対策を参照

1-4-4 子ども・若者の自殺対策の推進

No.	取り組み
	若年層向けゲートキーパー出前講座の実施
48	市内の看護専門学校生や大学生等に若年層の自殺の現状等を説明するとともに、ゲートキーパーについて学び、自殺のリスクの高い人に適切な対応ができる人を養成する出前講座を実施します。
	若年層向け広報活動の実施
49	若年層向けの自殺対策リーフレットを作成、配布し、自殺予防について普及啓発を行います。

1-4-5 外国につながる子どもへの支援

No.	取り組み
50	<p>各種健康に関する相談体制（外国人市民）</p> <p>外国人市民へは、外国語版母子健康手帳を交付し、予防接種、健診等に関する多言語対応の資料を提供します。習慣の違う異国での子育ての悩みや不安に応じるため、通訳ボランティア等の協力を得ながら訪問や相談体制の充実を図ります。</p>
51	<p>日本語学習支援体制の整備（ボランティアと連携した学習支援）</p> <p>日本語の教え方講座の受講者など多様な人材を活用し、交流を通じた外国にルーツを持つ子どもの学習支援を行います。</p>

1-5 障がいのある子どもへの支援

現状と課題

障がいのある子どもの発達を支援するためには、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による総合的な取り組みが重要です。「岐阜市障害児福祉計画」を3年を1期として策定し、“誰もが自立してともに暮らすまちをめざして”を基本理念に掲げ、障害児通所支援サービスや障害児相談支援等の一層の充実を図っています。

発達の遅れや障がい等に早期に対応できるよう、乳幼児健康診査等を通じて障がいの早期発見を図るほか、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等の関係機関や関係部局が情報共有と連携を図り、障がいや発達が気になる子どもの保護者に向き合い、子育てに対する戸惑いや不安解消を図る取り組みを進める必要があります。

方針

障がいのある子どもの療育については、健康診査等を通じた障がいの早期発見に努め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療や教育・保育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

保護者の不安を軽減・解消するための相談や情報提供等を行います。

基本施策と取り組み

1-5-1 障がいのある子どもの療育の推進

No.	取り組み
52	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（乳幼児支援部門）
	主に乳幼児健康診査の事後指導の場として、経過観察を要する幼児のための「親子教室」を開催し、遊びを通じた集団指導により、育てにくい子や障がい疑われる子への早期の気づき、早期の対応を行います。また、ことばや対人関係の発達に心配のある幼児（就園児）に対して「幼児支援教室」を開催し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通して、社会生活への適応を援助します。
53	交流保育
	障がいのある子どもと保育所（園）の子どもとの交流により、人と関わる楽しさを通じて、学び合い、はぐくみ合う機会の充実を図ります。
54	児童発達支援センター「恵光学園」の運営
	発達に心配がある子どもに対する日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための発達支援、家族に対する支援を行うとともに、地域の障がいのある子どもとその家族に対する発達支援に関する入口としての相談、地域の障がい児通所支援事業所への助言、地域のインクルージョンの推進に関する取り組みを行います。

No.	取り組み
55	児童発達支援センター「恵光学園」の環境改善
	児童発達支援センターにおいて、発達に心配がある園利用者以外の子どもの子育て支援機能の強化や通園施設の環境改善工事を実施し、療育環境の充実を図ります。
56	児童発達支援センター「みやこ園」の運営
	主に聴覚障がいのある子どもに対する日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための発達支援、家族に対する支援を行うとともに、障がい児通所支援事業所その他の関係者への助言、その他の必要な援助を行います。
57	児童発達支援センター「ポッポの家」の運営
	上肢、下肢、体幹の機能障がいのある子どもに対する日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための発達支援のほか、これにあわせて診察を行い、家族に対する支援を行うとともに、障がい児通所支援事業所その他の関係者への助言、その他の必要な援助を行います。

1-5-2 障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実

No.	取り組み
58	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”における乳幼児相談
	ことばや対人関係など、発達に遅れやその疑いがある乳幼児について相談に応じ、発達状況にあわせた具体的な対応方法を伝え、育児負担感の軽減を図るとともに、必要な支援調整及び関係機関との連携を図ります。
59	発達障がいに関する相談体制事業
	「発達障害者支援法」の理念に基づき、自閉症等の発達障がいの理解と支援体制等について研究し、相談体制の充実につなげます。
60	地域障害児支援体制強化事業「きらきら教室」の実施
	恵光学園や児童館等での出張相談会で開く「きらきら教室」において、発達が気になる子どもと遊びながら、その家族からの相談に応じます。
61	就学前巡回相談事業
	保育所（園）、幼稚園など、こどもや保護者が集まる施設等に巡回等支援を実施し、保護者や施設職員に必要な助言等の支援を行うことを通じ、障がいが“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図るとともに、継続的な支援が必要な場合は、恵光学園等の児童発達支援センター等が行う保育所等訪問支援事業等につなぐことで、相談・支援体制の充実を図ります。
62	障がい児（者）団体育成事業
	団体が行う障がいのある子ども及びその家族への各種相談、また、子育て等に関する研修会、社会適応訓練、障がい児（者）問題に関する社会啓発等の事業を行う各種障がい児（者）団体に対し、運営費の一部を補助します。
63	身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置
	地域で自立した生活を営めるよう、身体障害者相談員及び知的障害者相談員を配置し、更生援護の相談に応じ、必要な助言等を行います。
64	療育DVD貸出事業
	子どもの発達や障がいについての正しい知識と理解を深めるため、療育DVDを貸出して啓発を図ります。

No.	取り組み
65	おもちゃ図書館の運営
	障がいのある子どもや社会的に援助を必要とする子どもたちに、出会いとふれあいの機会を提供するとともに、おもちゃを通して身体的諸機能や感覚を養い、心身の成長発達を促進するため、児童センターにおいておもちゃ図書館を設置します。

1-5-3 在宅を中心とした福祉サービスの充実

No.	取り組み
66	障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業等
	在宅で暮らす障がいのある子どもに対し、居宅での身体介護、家事援助、通院介護の支援を行う「居宅介護」、施設に通い基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」、放課後等において施設で生活上の必要な訓練を行う「放課後等デイサービス」、介護を行う人が病気等の場合に施設へ短期間入所させて必要な保護をする「短期入所」、施設で一時的（宿泊を伴わない）に過ごす「日中一時支援」、社会生活で必要不可欠な外出や社会参加のための外出の移動の支援を行う「移動支援」、重度の障がいのある子どもに定期的に入浴サービスを行う「訪問入浴」など、各種サービス等を提供します。
67	補装具費支給事業
	身体に障がいのある子どもの身体の一部欠損または機能の障がいを補い、日常生活を容易にするため、補装具の購入、修理に要する費用を支給します（一部自己負担あり）。
68	日常生活用具費支給等事業
	障がいのある子どもの日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します（一部自己負担あり）。
69	重度障害者住宅改造助成事業
	在宅の重度身体障がいのある子どもの日常生活の利便を図るため、住宅改善に必要な費用の一部を助成します。
70	重度障害者（児）タクシー利用料金助成
	外出困難な重度障がいのある子どもの社会参加を確保するため、タクシー料金の一部を助成します。
71	福祉医療費助成（重度心身障害者等）事業
	重度の心身障がいのある子ども等の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。

1-6 子どもの居場所づくり

現状と課題

核家族化やコミュニティの希薄化により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、身近な地域の人々や異学年の子どもたちとの交流の中で、社会性を身につけていくことが大切です。そのため、身近な地域で、そのような関わりの機会を持つことができる“子どもの居場所”をつくっていく必要があります。

また、共働き世帯の増加や犯罪件数の増加等を背景に、子どもが安心して過ごすことができる安全な居場所の確保が求められています。

現在、子どもの居場所については児童館・児童センターのほか、学校における放課後子ども教室・放課後学びの部屋、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、公民館、公園等、地域住民の活動とも連携してさまざまな施設において展開されています。引き続き、多様化するニーズに対応する取り組みが重要です。

方針

子どもの健全な発達・成長をはぐくむため、自由に遊び、学ぶことができ、他の子どもや地域のさまざまな人とふれあうことができる、安全で安心な“子どもの居場所”の確保を推進します。

基本施策と取り組み

1-6-1 児童健全育成のための子どもの居場所づくり

No.	取り組み
72	<p>健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜</p> <p>児童館・児童センターを13か所設置しており、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場であり、集団的・個別的指導による子どもの健康増進や母親クラブ等の地域活動団体の育成を図るなど、子どもの健全育成の拠点施設として活用されています。今後も子育て相談や講座の開催等を実施し、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。また、児童館・児童センター未設置の地区を中心とした「移動児童館」の拡充を図るとともに、積極的な広報活動や遊具の充実、子育て支援の機能強化に係る施設整備、施設的环境改善などニーズに柔軟に対応した運営を図ります。また、ドリームシアター岐阜では、児童に健全な遊びや安心して過ごすことができる安全な居場所を提供するとともに、セミナーや人形劇公演、イベントの充実を図ります。</p>

No.	取り組み
73	<p>「放課後子ども教室」事業、「放課後学びの部屋」事業</p> <p>放課後の学校において、地域の活動サポーター等の協力のもと、子どもたちにとって安心・安全で、多様な活動ができる居場所づくりに取り組みます。学校の校庭や体育館等を活用し体験・交流・遊びの場を提供する「放課後子ども教室」、図書室を活用し自主的な学習や読書活動の場を提供する「放課後学びの部屋」の整備を各小学校区及び義務教育学校区のニーズに合わせて進めます。また、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が参加できるように放課後児童クラブと連携を図ります。</p>
74	<p>子どもの居場所づくり事業</p> <p>放課後居場所づくり事業として、特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。このほか、令和7年4月より、鷺山公民館との複合施設として開館する鷺山子ども館を、地域住民との協働による“子どもの居場所づくり”のモデルとして充実を図ります。</p>
75	<p>青少年会館の機能充実</p> <p>青少年会館は、体験活動を通して青少年の自己実現を応援する施設として、市内に5か所設置しています。土曜日または日曜日の決まった時間に元教員同席のもとで学習することができる「サタデー・サンデースクール」、好きな時に来て自習や読書ができる「学習ルーム」の設置等により学びの充実を図るとともに、放課後に気軽に友だちと一緒に百人一首や漫画を楽しむことができるスペースを設けるなど、子どもの居場所づくりを推進します。さらに、利用する子どもや悩みを抱える保護者の相談に応じるなど、利用者のニーズに応じた教育相談を実施します。</p>
76	<p>柳ヶ瀬子育て支援施設 “ツナグテ”</p> <p>「あそび場はまなび場」をコンセプトに、天候に関係なく親子で遊ぶことができる場所の提供を通じて、子どもの生きる力を養い、子育てを行う家庭の支援や交流を促進する施設の運営を行います。</p>
—	<p>こども食堂支援事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 40（48 頁）を参照</p>

1-7 次代の親の育成

現状と課題

子どもは次代の親になり、その子どもを産み育てる役割を担っています。また、現代においては、乳幼児にふれあう機会や経験がないままに親となることで、育児不安等を抱えやすい状況があります。このため、子どもを産み育てることの意義やその喜びを知り、子どもや家庭の大切さ、命の尊さを理解できるような教育や取り組みが重要です。

本市の未婚率は上昇傾向にあります。結婚は、個人の価値観にかかわる問題ではありますが、経済的に生活が安定しない、男女の出会いの場がないなど、結婚を希望しながらも実現できない状況があります。次代を担う世代が結婚への希望が実現できるよう、支援していく必要があります。

方針

次代の社会の担い手として、幼少期より子どもを産み育てていくことの意義やその喜び、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。さらに、多くの若者が結婚に対する希望が実現されるよう、結婚への希望を叶えるための環境整備を推進します。

基本施策と取り組み

1-7-1 次代の親になるための教育

No.	取り組み
77	心と命の教育推進事業 子どもを産み育てることの必要性や大切さについて広く啓発を図り、次代の親としての意識を育成します。乳幼児とふれあう機会が少ないまま親になる人が多いことから、保幼小の交流活動、中学校家庭科における「幼児とのふれ合い体験」、中学校保健体育や小中総合的な学習の時間等で、生命の誕生や大切さ、親となるための心構え、子育てについての体験的学習を積極的に位置づけ、子どもを産み育てる意識の醸成に取り組みます。また、“赤ちゃんはかわいい”、“子育ては大変だけど楽しい”、“子どもを生んでよかった”など、子育てについて優しいイメージのメッセージや情報を伝える機会を積極的につくります。
	プレコンセプションケアとしての健康教育 結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものという前提の上で、若い世代に対し、結婚して自らが子どもを持つ以前から、自分自身の心身に関心を持ち、健康であるための知識を身につけるため、ホームページやSNSによる情報提供、市内大学や高等学校での健康教育等の取り組みを行います。

1-7-2 次代を担う若者への支援

No.	取り組み
79	<p data-bbox="292 324 587 353">次代を担う若者への支援</p> <p data-bbox="292 371 1442 555">結婚は、個人の自由な意思決定に基づくものという前提の上で、結婚を希望する独身男女への支援として、岐阜市結婚相談所を開設しており、専門の相談員が相談・紹介を行うほか、効果的な支援へ向けた相談体制の充実に努めます。また、経済的支援を必要とする新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用等の補助を行う「岐阜市結婚新生活支援事業」を実施します。</p>
80	<p data-bbox="292 571 639 600">ぎふし共育都市プロジェクト</p> <p data-bbox="292 618 1442 763">男女が共に子育てを行う”共育て”を推進するため、男性の意識改革や実践的な家事・育児スキルを習得するための事業を実施します。また、市内の高校、大学等において、これから社会を担う学生が結婚、子育て、仕事等のさまざまなライフイベントについて必要な知識や情報を総合的に習得するライフデザインセミナーを実施します。</p>

基本目標 2

すべての親が子育ての喜びを実感できる “家庭の子育て力”をはぐくむ

2-1 親の意識の醸成

現状と課題

子どもを産み育てることは、人々の生活の中で最も基本的な営みです。そして、子どもが親の愛情を十分に受けて健やかに育つことのできる家庭環境が大切です。そのためには、親として子どもを育てることに責任と役割を意識し、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるような社会の支援が必要です。

また、家庭は子どもの成長における出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、自己肯定感、自立心など、基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。

そのため、子育て家庭に向けた子どもとの関わり方や子育ての方法を学ぶ機会、子育て情報の提供が必要とされています。

方針

家庭は子どもの成長における出発点です。子育てに対する負担や不安を和らげることで、親が子育てに喜びや幸せを感じながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長する“親育ち”が感じられるような温かな家庭がつけられることが大切です。こうした子どもを育てる“親”の意識を育てるとともに、さまざまな子育て支援に関する情報提供を行います。

基本施策と取り組み

2-1-1 子どもを産み育てる意識の醸成

No.	取り組み
—	ぎふし共育都市プロジェクト（再掲）
	取り組み No. 80（57 頁）を参照

2-1-2 家庭における子育て力の向上と情報提供

No.	取り組み
	家庭教育に関する学習機会の充実
81	子どものこころやからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助け合い、見識を深めることができる“こころの教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、家庭教育について保護者自らが学ぶ場である「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
	学校HP研究開発事業
82	インターネット上で各学校間を結ぶ「岐阜市教育情報ネットワーク（ポータルサイト）」を活用し、教育に関する情報を提供するとともに、各学校ホームページにおいて地域の人や保護者へ学校での学びや活動の様子を紹介しています。
	子育て情報の提供
83	「親と子のハンドブック ぶりあ」や「広報ぎふ」、市ホームページ等、子育て支援に関する情報について、さまざまな機会をとらえて発信します。また、「ぎふし子育て応援アプリ」を運用し、本市の子育て支援に関する制度や施設、イベントなど子育てに必要な情報を発信するなど情報提供の充実を図ります。
	幼児教育セミナー
84	乳幼児の保護者を対象に、非認知能力のはぐくみ方や子どもへの接し方についての講演会を開催します。
	親子関係形成支援事業
85	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、子どもの発達に応じた関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニングを実施し、保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報交換を行う場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、健全な親子関係の形成を図ります。

2-2 子育て支援サービスの充実

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てをする保護者が孤立し、子育ての不安や負担が大きくなっています。子育ての不安や負担の解消に向け、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな支援サービスが求められています。

また、子育てに関する相談や交流活動の推進、子育て中の保護者同士の交流や育児相談等、身近な子育て支援の活動拠点が必要とされています。

なお、第5章の子ども・子育て支援と相まって、子育てを支援する活動の推進や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図り、育児の不安・負担の軽減を図ります。

方針

子育て家庭の育児不安・負担の解消に向け、親子が安心して利用できる身近な子育て支援活動拠点等、子育てしやすい環境整備を図ります。また、子どもの成長の段階に応じた、切れ目のない子育て支援事業の充実に取り組みます。

基本施策と取り組み

2-2-1 多様な子育て支援サービスの充実

No.	取り組み
86	地域における相談支援体制 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、相談機関の中核として、子育てに関する悩みや不安の相談に対応し、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門相談につなぎ、総合的・継続的に支援します。子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と保育所（園）、認定こども園、保健センター、児童家庭支援センター、岐阜県中央子ども相談センター等の関係機関が、専門性を活用した相談体制を充実するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域との連携の強化、NPO等民間団体との連携の構築に努めます。
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が仕事、冠婚葬祭、疾病、育児疲れ等で一時的に子を養育できない時、子どもを預かります。
88	放課後児童健全育成事業のさらなる充実 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、民間の力も活用し、全小学校区で放課後児童クラブを実施します。また、校内で開設される放課後子ども教室、放課後学びの部屋にクラブ利用児童が参加できるよう、ニーズに合わせて両事業と連携を図ります。
89	地域子育て支援センター事業等による子育て支援 育児の不安・負担を軽減するため、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談等により、地域児童の子育て支援を総合的に実施する「地域子育て支援センター事業」を市内6か所で行います。また、保育所（園）や認定こども園において、体験保育や育児相談を行い、地域において安心して子育てができるよう支援します。

No.	取り組み
90	<p>養育支援訪問事業</p> <p>育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等が訪問して具体的な養育に関する指導、助言等を実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。</p>
91	<p>保健、医療、福祉の連携</p> <p>家庭や地域での育児支援を図るため、保健センターの保健師等と地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所（園）等の関係機関が連携し、訪問、相談に応じるとともに、親子自主サークルや親子ふれあい教室等さまざまな地域活動への支援を行います。また、「母と子の健康サポート支援事業」として、医療機関からの情報提供をもとに、保健センターの保健師等が訪問、相談等を実施します。ハイリスク児等の育児支援を医療機関と連携を図りながら推進します。引き続き、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、安心して妊娠・出産、育児ができるような環境づくりをめざします。</p>
92	<p>子育て世帯訪問支援事業</p> <p>家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。</p>
93	<p>地域子育て相談事業</p> <p>保育所等の子育て支援施設において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備し、岐阜市こども家庭センターと連携を緊密にし、虐待の発生を予防するための支援の強化を図ります。</p>
—	<p>親子関係形成支援事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 85（59 頁）を参照</p>
94	<p>「絵本といっしょ」事業、「はじめての図書館」事業</p> <p>乳幼児期から日常的に親子のふれあいを深めることは、極めて重要であり、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむことにもつながることから、保健センターでの健康診査の場等を利用し、乳児をもつ親に対し、絵本を介した親子のふれあいの大切さを啓発するため、図書館ボランティアと協働で、絵本の読み聞かせや赤ちゃん向け絵本の紹介を行う「絵本といっしょ」事業に取り組みます。また、図書館、図書室へ来館され、利用カードを作成した乳幼児に絵本をプレゼントする「はじめての図書館」事業を実施します。</p>

2-2-2 子育て支援活動拠点機能の充実

No.	取り組み
95	<p>児童館・児童センターにおける子育て支援拠点機能の充実</p> <p>児童館・児童センターは、健全な遊びを通じて児童の集団的・個別的指導や子育て中の親子の交流の機会を提供する場として、13か所設置しています。今後も子育て相談や講座等を通じ、子育て家庭の支援、子どもの健康増進、母親クラブ等の地域活動の育成を図り、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。</p>
	<p>子育て支援活動</p> <p>妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じ、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供するため、岐阜市こども家庭センター各保健センター窓口を設置します。専任の職員（保健師、助産師）を配置し、窓口の明確化と専用ダイヤルを設け、子育て支援活動や健康づくり活動の充実を図ります。特に支援が必要な妊産婦に対してはサポートプランを作成し、保健師がきめ細かく継続して支援します。また、子育て支援の環境づくり、保健、医療、福祉のネットワークづくり等の保健活動を市民と協働で進め、子育て支援活動や健康づくり活動の充実を図ります。</p>
—	<p>柳ヶ瀬子育て支援施設 “ツナグテ”（再掲）</p> <p>取り組み No. 76（55頁）を参照</p>

2-3 多様な教育・保育サービスの充実

現状と課題

本市には、令和6年度時点で、29か所の保育所（園）、17か所の認定こども園、29か所の小規模保育事業所、3か所の事業所内保育事業所があり、保育を必要とする子どもへのサービスを提供しています。

保育に対する保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育等さまざまな保育サービスを実施しています。特に延長保育は、44か所で19時まで、9か所で20時まで実施しています。

子どもの人口は減少していく見込みですが、核家族化や共働き家庭の増加等により、特に低年齢児等の保育ニーズは今後も増加することが予想され、第5章の子ども・子育て支援と相まって、引き続き、教育・保育施設を確保し、待機児童ゼロの継続に取り組んでいく必要があります。

方針

家庭における子育てを補完する役割や仕事と子育ての両立支援の観点から、保育サービスに対するニーズはますます高くなり、多様化しています。そのニーズに柔軟に対応し、保護者が安心して子育てを行うことができるよう、保育サービスのさらなる充実を図ります。

基本施策と取り組み

2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実 ★★重点★★

No.	取り組み
97	低年齢児（0～2歳児）保育
	女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の受け入れを推進します。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等の保育の拡充等により、待機児童ゼロを維持していきます。
98	障がい児保育
	障がいのある子どもの健全な発達を促進するため、保育士の資質の向上及び環境整備を図り、障がい児保育の充実に取り組めます。集団保育が可能な障がいのある子どもの保育所（園）等の入所については全施設での受け入れを推進し、子ども一人ひとりにあった保育を行うとともに、子どもたちが共に学ぶ機会の拡充を図り、子どもの健全な育成・発達支援に取り組めます。また、医療的ケア児の受け入れについても、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築に努めます。
99	特別保育事業
	保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。

No.	取り組み
100	病児・病後児保育事業の送迎サービス <p>保育所（園）等で児童が体調不良となり、保護者が迎えに来ることができない場合、病児・病後児保育施設の看護師がタクシーで迎えに来て、診察後、施設で保育することにより、安心して働くことのできる環境づくりを支援します。</p>
	保育の質の向上のためのアクションプログラムの推進 <p>保育の質の向上のため、保育士等の資質・専門性を高めるための研修体制の充実、嘱託医や看護師等の配置による子どもの健康の確保、保育環境の整備による子どもの安全確保等、保育を支える基盤の強化に取り組みます。また、幼児教育に関する研究会に保育士が参加するなど、保育所（園）と幼稚園等が連携し、保育と教育の充実を図ります。</p>
102	関係機関との連携・子育て支援 <p>保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業は、小学校、要保護児童対策地域協議会等、地域の関係機関等との積極的な連携、協力を図り、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに取り組みます。また、地域において子育て支援に関わるさまざまな取り組みを行い、子育て支援の充実を図ります。障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの保育に関して、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等の関係機関と連携を図り、子どもの健全な育成と発達の支援に取り組みます。</p>
	健康に配慮した保育 <p>学識経験者、嘱託医、薬剤師、保育関係者で構成する「特定教育・保育施設等を利用する子どもの健康を考える会」において、保育所（園）、認定こども園等を利用する子どもが健やかに成長できるよう、健康・安全に関するさまざまな課題について検討し、子どもの健康増進を図ります。また、「岐阜市こどもの健康を考えるつどい」を開催し、講演会等を通じて保育関係者、保護者等に、子どもの健康・安全について考える機会を提供します。</p>
104	保育所（園）の情報提供サービス <p>子ども保育課にコンシェルジュ機能を担う職員を配置し、関係機関との連携により保育所（園）等や地域の子育て支援事業の利用支援、調整、円滑な事業の利用に向けた支援を実施します。また、保育所（園）等の空き情報を市ホームページに掲載し、市内在住者及び転入者（予定者）への情報提供を実施します。</p>
	公立保育所の環境改善 <p>公立保育所について、公立保育所施設改修計画（仮）に基づき、トイレの改修などの環境改善工事を実施し、保育環境の充実を図ります。</p>
106	私立保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業）への助成 <p>保育園、認定こども園、小規模保育事業の保育サービス内容の充実や子どものための環境づくりの整備等、助成制度の実施に加え、民営化した保育施設の園舎の建て替えを推進します。</p>
	第三者評価の受審 <p>公立保育所において、計画的に「第三者評価」（事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者、利用者）以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること）を受審します。私立施設（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）についても、「第三者評価」を積極的に受審するよう促します。</p>
108	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） <p>すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を実施します。</p>

2-4 妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援

現状と課題

核家族化の進行等により、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産、育児を迎える親が増えています。加えて、妊娠・出産時は体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産、育児に関して母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身ともに健やかに成長していくことが重要です。

妊産婦健康診査受診費用の助成や乳幼児健康診査等の健康支援をはじめ、産後や子育ての不安や悩みの解消のための保健指導や育児相談等のほか、子育てに関する知識の普及啓発を図るとともに、岐阜市こども家庭センターを中心に相談体制の充実を図っています。また、子どもは病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して受診できる対応が求められています。小児救急医療においては、夜間や休日の急病にも対応しています。子どもの急病に対する不安を解消するため救急時の受診体制を保護者に周知し、認知度を高めることが重要です。

また、子育てにおいては、周囲からの支援や協力が得られず、孤立するケースがあり、子育てに対する不安・負担の増大等を背景とした児童虐待が大きな社会問題となっています。

児童虐待に対してはきめ細かな対策が求められており、子育てに対する負担を軽減することによる虐待の予防、早期発見、早期対応のために市民への広報・啓発、被虐待児童の地域での見守りや支援等を通じ、その充実を図る必要があります。そのため、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”を調整機関として情報を集約し、相談支援体制の充実や要保護児童対策地域協議会を運営しています。この協議会では、保健、医療、福祉、教育、警察、司法など関係機関との連携のもとにネットワークを強化するとともに、実務者会議を中心とした連携機能を高め、適切な対応を図っていきます。さらに、令和4年4月には、岐阜県中央子ども相談センター（地域連携課）、岐阜県警察本部生活安全部少年課（少年サポートセンター分室）と連携し、教育委員会事務局学校安全支援課とともに「こどもサポート総合センター」を設置し、関係機関との連携を強化しています。

今後も、妊娠・出産時から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、母子とその家族が安心して過ごせるための取り組みを充実していくことが必要です。

方針

母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至る時期までのきめ細かな一貫した母子保健施策の充実を推進します。特に、出産後の養育について、支援が必要な母子を出産前から把握し、必要な支援につなげます。

急に子どもが病気になった時など、いつでも安心して小児科医の診療が受けられるような体制を整備します。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない支援が求められるため、保護者の育児不安の軽減や早期対応に向け、こどもサポート総合センターにおいて、岐阜県中央子ども相談センター（児童相談所）をはじめ関係機関と連携した取り組みを推進します。

基本施策と取り組み

2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実 **★★重点★★**

No.	取り組み
109	妊婦健康診査
	健康な子どもを産み育てるために妊娠が順調であるかどうかの確認を行うとともに、必要な保健指導を行います。
110	産婦健康診査
	出産後1か月頃の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産婦健康診査の結果から産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。また、医療機関、「母と子の健康サポート支援事業」の情報提供をもとに、保健センターの保健師等が訪問、相談等を実施します。
111	乳幼児健康診査等
	発達の節目となる月齢及び年齢において、医師や保健師等の専門家と親子が接する重要な機会をとらえ、発育・発達が順調であるかの健康確認、疾病の早期発見、早期療育、栄養指導、生活指導等、乳幼児の特徴に応じた保健指導や育児指導を行います。身体の発育やことばの遅れ、心理面の不安がある場合は、乳幼児健康診査後に経過観察を行います。また、健康診査を親同士の情報交換の場、専門家に相談できる場として活用し、保護者の不安や心配ごとに対して適切な支援を行うことにより、安心して子育てができるよう、子育て支援の一環として取り組みます。市民に対して個人通知やPRを行うなど、健康診査受診率の向上に取り組みます。また、乳幼児健康診査未受診者に対して訪問等を行い、よりきめ細かな情報収集と育児支援を行います。
112	保健指導
	妊娠・出産は、短期間で心身の状態やライフスタイルを大きく変化させるために、喜びや期待のある一方で、不安やストレスとなることもあります。できるだけ早い時期の妊娠届出を勧め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供を岐阜市こども家庭センター各保健センター窓口を設置して実現します。特定妊婦をはじめ、支援が必要な親に対し、安心して出産や育児ができるよう、電話や面接、家庭訪問による保健指導を実施し、支援を行います。また、乳幼児期から、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のため、乳幼児健康診査等で保護者に対し、子どもの食生活や生活リズム、歯の健康に関する指導に取り組みます。
113	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等
	育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師または助産師が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の支援を行います。

No.	取り組み
114	各種健康に関する相談体制
	岐阜市子ども家庭センター各保健センター窓口において、妊娠届出時のすべての妊婦への面談を行い、早期からの相談体制の充実をめざします。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、自信を持って育児ができるよう、訪問、電話、各健診、地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえた情報提供やこどもの病気、医療制度などに関する相談を行います。また、障がいのある子どもについては、関係機関との連携を図りながら、心身の健康、障がいの相談に応じます。
115	岐阜市子ども家庭センターの運営
	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ児童福祉・母子保健が一体的に相談支援を行い、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。また、合同ケース会議を開催するほか、相談支援を通じて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、継続的なマネジメントを実施します。
116	低所得の妊婦の初回産婦人科受診料支援事業
	市民税非課税世帯や生活保護世帯等の経済面で不安を抱える妊婦に対し、初回産婦人科受診の妊娠判定に要する診察、尿検査、超音波検査の診察などの費用を一部助成することで、妊娠早期から寄り添った相談支援を行います。
117	産後ケア事業
	産後1年未満の産婦と乳児を対象とし、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関等の施設での宿泊や日帰り、助産師による訪問型の母子の心身のケアや育児サポートなどを行います。
—	子育て世帯訪問支援事業（再掲）
	取り組み No. 92（61 頁）を参照
—	地域子育て相談事業（再掲）
	取り組み No. 93（61 頁）を参照
118	乳幼児事故防止対策の啓発
	0歳～4歳未満の不慮の事故による死亡は、交通事故、溺死など、本市では年間数件あります。乳幼児健康診査での保健指導や地域での子育て支援活動の中でも、事故防止について乳幼児の目線に立った具体的な対策を示しながら啓発していきます。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）による死亡も年間数件あり、予防のための啓発も実施します。

2-4-2 小児医療体制等の充実

No.	取り組み
119	小児救急医療体制
	<p>子どもの病気は病状が急激に変化しやすいため、かかりつけ医が不在な時に参考にできる「子どもの症状別受診ガイドライン」を作成し、保育所（園）、認定こども園、幼稚園に配布しています。また、市民病院内に「小児夜間急病センター」、「休日急病センター」を設け、救急医療体制を確保します。両急病センター終了後の夜 11 時から翌朝 8 時までについては市民病院で対応することにより診療体制の一元化を図ります。両急病センターや救急病院の案内について、母子健康手帳、「広報ぎふ」及び市ホームページに掲載するほか、SNS での発信を行うとともに、保健所や保健センター等の市有施設、医療機関にポスター、チラシを配布するなど、積極的な情報提供に努めます。さらに、受診可能な医療機関を検索できるぎふ救急ネット、子どもの病気やけがの相談が受けられる子ども医療電話相談の利用を勧めるため、母子健康手帳、市ホームページ等で広報します。また、日頃から子どもの身体状況を把握し、気軽に相談にのってもらえるかかりつけ医をもつよう努めます。</p>
120	福祉医療費助成（子ども）事業の充実
	<p>子ども（令和 7 年 4 月から、対象を従前の義務教育修了から、18 歳に達する日以後の最初の 3 月末まで拡大）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。</p>

2-4-3 多胎児家庭への支援

No.	取り組み
121	多胎児家庭への支援
	<p>多胎児の育児経験者が家庭訪問や乳幼児健康診査の会場で多胎児の子育て相談に応じるとともに、保護者のサポートを行います。また、多胎児の子育ては、外出が困難になりがちで社会的孤立に陥りやすいことから、多胎児家庭と社会をつなぐきっかけとするため、同家庭を対象に「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料を補助します。</p>

2-4-4 児童虐待防止対策の充実 ★★重点★★

No.	取り組み
122	児童虐待の早期発見、早期通告の広報、啓発活動
	<p>「広報ぎふ」や市ホームページなどの各種媒体を活用した広報をはじめ、乳幼児健康診査や保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校におけるリーフレットの配布、教職員や民生委員・児童委員等を対象とした出前講座の開催等により、児童虐待の早期発見、早期通告の啓発及び通告義務、通告先等の周知を図ります。また、児童虐待防止の象徴であるオレンジリボンを活用し、積極的な啓発を実施するとともに、「オレンジリボン絵てがみコンテスト」を開催し、関心の喚起と意識の浸透を図ります。</p>
123	児童虐待の未然防止のための子育て支援
	<p>産後 1 年未満の産婦と乳児を対象とした「産後ケア事業」において、母子の心身のケアや育児サポート等を行い、子育てに対する負担軽減を図るほか、乳幼児健康診査での子育てアンケートの活用や未受診者対策の充実により、育児不安や児童虐待の早期発見に努めます。また、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、児童センター、主任児童委員等の関係機関との連携や育児相談等、地域の子育て支援の充実を図ることにより、育児負担の軽減や保護者の孤立を防ぎ、児童虐待の未然防止に取り組みます。</p>

No.	取り組み
124	<p>育児困難家庭の把握</p> <p>岐阜市こども家庭センターにおいて、各保健センターが妊娠届出時のすべての妊婦への面談や生後4か月までの乳児家庭全戸訪問での面談、医療機関からの「母と子の健康サポート事業」等での情報提供を受け、身体的、心理的、経済的な面で育児負担を持つ保護者を早期に把握することで積極的なアプローチを図ります。さらに、さまざまな要因で虐待のリスクが高い家庭（育児困難家庭）については、岐阜市要保護児童対策地域協議会において、関係機関からの情報集約、情報共有に努めます。</p>
125	<p>育児困難家庭の支援</p> <p>岐阜市こども家庭センター職員等の虐待予防に関わる専門職の資質の向上を図るとともに、相談機能を強化し、子育て支援サービスメニューを充実することで保護者の孤立を防ぎ、虐待の危険性を減らすように専門的な支援等を行います。また、妊娠届時の面談や生後4か月までの乳児家庭全戸訪問等での面談を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、特に支援が必要な妊産婦に対してはサポートプランを作成し、こども家庭センター職員がきめ細かく継続した支援を提供します。また、関係機関と連携して個別ケース検討会議や要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援方針を協議し、「養育支援訪問事業」や「子育て世帯訪問支援事業」等のアウトリーチ型支援につなげます。</p>
126	<p>児童虐待を受けている子どもの保護</p> <p>児童虐待の相談・通告があった場合、関係機関から情報を収集するとともに、こどもサポート総合センターにおいて緊急受理会議を開催し、アセスメントを行い、支援方針や関係機関の連携方法等を確認します。支援方針に基づき、速やかに目視による安全確認を実施するほか、保護が必要な場合は、岐阜県中央子ども相談センターへ迅速に送致し、子どもの意見を聞き、最適な支援につなげます。</p>
127	<p>こどもサポート総合センターの設置</p> <p>令和4年4月より、岐阜県中央子ども相談センター（地域連携課）、岐阜県警察本部生活安全部少年課（少年サポートセンター分室）の職員が子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”内に常駐し、教育委員会事務局学校安全支援課とともに「こどもサポート総合センター」を設置しました。これにより、児童虐待等の対応に関して、関係機関の情報共有がスムーズになり、それぞれの視点から同時にリスク評価を実施するため、リスクの過小評価や重度なケースを見逃すことを防止することができ、迅速な初動対応が可能となっています。</p>
128	<p>施設退所後の支援（アフターケア）</p> <p>児童相談所と連携し、親子関係再構築支援を協働で行います。子どもが新しい生活環境のもとで安定した生活が継続できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用や定期的な訪問、家庭支援事業の利用等により、家族が抱えている問題の軽減化を図り、子どもの生活環境の改善に努めます。</p>
—	<p>子ども見守り宅食支援事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 41（48 頁）を参照</p>
—	<p>地域子育て相談事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 93（61 頁）を参照</p>
—	<p>岐阜市こども家庭センターの運営（再掲）</p> <p>取り組み No. 115（67 頁）を参照</p>

2-5 ひとり親家庭などの子育て支援

現状と課題

ひとり親家庭の保護者は、一人で子育てと生計の両方を担わなければならない、育児、家事、仕事等の生活全般で経済的・精神的負担が大きく、ひとり親家庭が抱える悩みや問題は多岐にわたります。

本市ではひとり親家庭に対する生活安定や自立支援のため、母子・父子自立支援員、就業支援専門員を配置し、ひとり親家庭に対する福祉制度についての相談やハローワークと連携した就業支援等の相談体制づくりに取り組んでいます。また、就労に有利な資格取得を推進するために、高等職業訓練促進給付金等事業や自立訓練給付金事業を実施するとともに、子育て支援として、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業等を実施しています。

しかしながら、ひとり親家庭を取り巻く就労環境は厳しく、こうした周知を図るとともに、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援の面から自立に向けた総合的な支援が必要とされています。

また、配偶者等からの暴力（以下、「DV」といいます。）は、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しく、密室化・常態化などによって事態が深刻化しやすい特性があります。DVを家庭内の問題にとらえるのではなく、DVそのものが犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その防止には地域や社会全体で取り組む必要があるという意識を共有することが重要です。

被害者の早期発見のための啓発や相談窓口の充実をはじめ、DVと児童虐待には相関関係がみられることから、被害者に同伴している子どもへの心理的ケアや、避難後の安全が確実に保障される体制づくりも重要です。

方針

ひとり親家庭等は、経済的な問題をはじめ、個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められており、特に保護者への就労支援や子どもへのこころのケアや学習支援に取り組みます。

DVの防止等には、令和5年度に策定した「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」に基づき、総合的な施策を推進します。

基本施策と取り組み

2-5-1 ひとり親家庭の相談体制の充実

No.	取り組み
129	自立支援に対する相談体制 ひとり親家庭の自立を支援するため、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ「母子・父子自立支援員」や「就業支援専門員」が就労・家計に関する相談に応じます。

2-5-2 ひとり親家庭の自立支援 **★★重点★★**

No.	取り組み
130	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
	ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保は極めて重要です。「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」において、就業相談、看護受験個別支援対策等の就業支援講習、スーツの無料貸出などの就業支援等を実施することにより、ひとり親家庭の自立を支援します。
131	ひとり親家庭等自立支援給付金事業
	ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、給付金事業の利用を働きかけ、資格取得の支援を行います。「高等職業訓練促進給付金等事業」では、看護師や准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の国家資格取得のため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合に給付金を支給します。また、「自立支援教育訓練給付金事業」では、雇用保険制度の指定教育訓練講座など対象講座の受講費について一部を助成します。「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」では、高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の父母及び20歳未満の児童が、安定した就業のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして対象講座を受講する場合、受講費について一部を助成します。
132	子どもの生活・学習支援事業
	親との離別・死別といった特有の不安やストレスを抱える小・中学生に大学生等のボランティアを派遣し、さまざまな悩み相談や話し相手、学習支援や進学相談等、生活面の指導や学習習慣の定着の支援に取り組みます。
133	ひとり親家庭情報提供
	「ひとり親家庭等ガイドブック」を発行し、ひとり親家庭の支援制度の周知等を徹底し、ひとり親家庭の生活の向上に努めます。
134	養育費の取り決めの推進
	養育費の取り決め及び親子交流の円滑な実施を図るため、養育費・親子交流のパンフレットを離婚届と一緒に配布するとともに、養育費の取り決めに係る公正証書、その他の債務名義の取得に要する費用を補助します。

2-5-3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援

No.	取り組み
135	DV被害者及びその同伴児への支援
	令和5年度に策定した「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV基本計画）」に基づき、総合的に施策を推進します。DV被害者及び同伴児に対し、相談の実施や一時保護を行います。岐阜県女性相談支援センターや警察とのネットワークを強化するとともに、岐阜市DV被害者市民協働支援協議会等と情報交換するなどにより連携強化を図ります。また、市民への広報、啓発活動については、「広報ぎふ」への掲載やリーフレット等の作成、配布により、正しい知識の理解普及に取り組みます。DV被害者や同伴児の支援については、専門的な知識と理解が必要であり、研修等を通じて女性相談員の資質向上を図ります。
136	DV被害者の自立に向けた支援
	裁判所、公共職業安定所、医療機関等への同行支援を行うことにより、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ります。

基本目標 3

みんなが子どもをいつくしみ育てる “地域・社会の子育て力”をはぐくむ

3-1 地域の子育て支援ネットワークの推進

現状と課題

核家族の増加や地域とのつながりの希薄化等を背景に、育児不安を抱えながら地域から孤立した子育て家庭が増えています。こうした育児不安の解消に、地域が持つ子どもを育てる力に大きな期待が寄せられており、子育てを支援できる人材を地域の中から見つけて育成する取り組みが必要とされています。

そのために、ファミリー・サポート・センター事業や地域の自主的な子育てサークル活動への支援、民生委員・児童委員等による児童福祉活動、身近な地域で助け合いの精神に基づいた相談や情報提供、育児援助等の自主的な地域活動を促進するとともに、地域の活動を支える人材の育成や機関の連携を図っています。

また、主に地区単位での住民同士のつながりからなるさまざまな活動団体への支援を通じ、住民が地域に参画できる機会を設けています。子育て支援の新たな担い手としてのボランティアが活動できる機会を提供することにより、地域に暮らす人々が積極的に地域活動や社会活動に参加し、活躍することができる体制づくりが課題となっています。

方針

地域の自治会をはじめ、子ども会、PTA、青少年育成市民会議、民生委員・児童委員協議会等、さまざまな活動団体において、子どもや子育て家庭を支援する地域活動や事業を推進します。

子どもを持つ保護者による自主的なサークル活動、子育てボランティア等の地域活動や事業と連携したネットワークを推進することにより、効率的で効果的な子育て支援サービスの提供を図ります。

基本施策と取り組み

3-1-1 地域における子育てネットワークの推進

No.	取り組み
137	ファミリー・サポート・センター事業
	“育児の援助を受けたい人（依頼会員）”と、“育児の援助を行いたい人（提供会員）”を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。
138	地域の自主的な子育てサークル等への活動支援
	子育て親子の交流や育児相談等の育児支援のため、引き続き、公民館やコミュニティセンターで開かれる「親子ふれあい教室」、児童館・児童センターで開かれる「幼児クラブ」、「母親クラブ」等の子育て支援に関する活動を支援します。
139	民生委員・児童委員による児童福祉活動等
	民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民の一員として、最も住民の身近なところで、社会福祉を中心としたさまざまな相談・支援活動を推進しています。子育て、子どもの教育、母子保健など、児童に関する問題について地域住民からの相談に応じて支援を行うとともに、小・中学校や保育所（園）でのボランティア活動等、子どもに関わる地域活動の推進を図ります。
140	子育てに関わる専門的な人材の育成
	保育士や幼稚園教諭、家庭相談員、保健師等の子育てに関わる専門的な人材の育成について、各種の専門的研修を実施するなど、その資質向上を図ります。また、地域における子育てに関する相談・援助活動を行うにあたり、知り得た個人情報について適正な取り扱いを徹底します。

3-1-2 地域ぐるみの子育て家庭の支援

No.	取り組み
141	地域活動・社会活動への積極的な参加の推進
	地域が子育てに対して高い意識を持って、主体的な地域活動・社会活動を展開できるよう、コミュニティ・スクールを積極的に活用し、子ども会や青少年育成市民会議等の地域の子育て支援活動の取り組みを支援するとともに、子どもが地域の活動に積極的に参加できるように情報提供や意識啓発を行います。
142	ボランティアなど、子育て支援を担う人材の育成・活用
	ボランティアの組織化と効果的な活用のため、ハートフルスクエアG内の生涯学習・ボランティア相談コーナー、みんなの森ぎふメディアコスモス内の市民活動交流センター、社会福祉協議会のボランティアセンターとの情報交換など、連携して調整機能を充実します。

3-2 地域の子育て力の強化

現状と課題

多様化・複雑化してきた子どもたちの問題行動に的確に対応するための体制づくりが課題となっています。そのため、子どもの倫理観や社会性を育て社会に適応できるよう、地域の関係機関が一体となった非行防止活動や問題行動、非行からの立ち直りへの支援を行っています。

また、子どもが健やかに成長できる環境には、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場が必要であり、児童館・児童センターや50地区の公民館、学校等がその役割を担っています。さらに、子どもがさまざまな体験活動ができる環境として、少年自然の家や図書館、科学館、歴史博物館、ドリームシアター岐阜等、子どもの自発的な興味に応じて多様な体験のできる施設を整備し運営しています。こうした文化活動に加えて、総合型地域スポーツクラブや学校の部活動、スポーツ少年団等、スポーツに親しめる環境づくりを推進しています。

子どもの健全育成のためには、子ども自身への働きかけはもとより、子どもを取り巻く環境を整備することが必要であり、子どもにとって悪影響を及ぼす有害な環境を浄化、排除する活動を促進しています。また、携帯電話やインターネットによる被害の防止について、学校・家庭・地域が連携しながら取り組むことが求められています。

方針

子どもの社会性や自主性をはぐくむためには、地域においてさまざまな人とふれあい、さまざまな体験や活動を行うことが大切です。社会性をもった健全な子どもを育成するため、地域全体が子どもに関わり、地域全体で子どもをはぐくみます。

基本施策と取り組み

3-2-1 地域における子どもの健全育成活動

No.	取り組み
143	地域が一体となった青少年の健全育成
	青少年育成市民会議やPTAなど、青少年の健全育成の中核となる組織とともに、子ども会等の青少年団体の代表者、民生委員・児童委員等や保護司等と連携を図り、健全な社会環境づくりや少年補導委員による補導活動を行うなど、地域社会が一体となった健全育成を進めます。
144	問題行動・非行の未然防止に向けた地域の行動連携
	少年補導委員による地域補導委員会を開催し、地域、学校、警察職員と連携して問題行動・非行に関する地域の実態の把握と改善に取り組みます。また、街頭啓発活動や公募市民による「ボランティア補導活動」を実施し、青少年の非行の未然防止及び健全育成について市民への啓発に努めます。さらに、岐阜地区中学校警察連絡協議会、岐阜地区高等学校警察連絡協議会に参加し、学校や地域の情報を把握します。

No.	取り組み
145	公民館活動による児童の育成
	50の公民館で開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座を実施します。また、クラブ・サークルの育成指導において、子育て支援サークルへも積極的助言や支援に取り組みます。自治会連合会やまちづくり協議会をはじめ、公益活動に取り組む各種の地域団体に対し、地域のまちづくり活動の拠点として、活動の支援や連携づくりに努めます。
146	地域ボランティアスタッフ（CVS）登録表彰制度
	“地域で活躍したい。地域の役に立ちたい”と願い、地域の祭りや運動会、清掃活動にボランティアとして参加する中学生・高校生（市内在学・在住）を認め励ます制度です。登録申請した中高生には、「CVSカード」を発行し、地域の活動にボランティア参加した記録を残します。また、地域団体とボランティア活動を希望する青年をつなぐ「CONNECT」を進める青少年育成市民会議を支援します。
—	健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜（再掲）
—	取り組み No. 72（54頁）を参照
—	「放課後子ども教室」事業、「放課後学びの部屋」事業（再掲）
—	取り組み No. 73（55頁）を参照
—	子どもの居場所づくり事業（再掲）
—	取り組み No. 74（55頁）を参照
—	青少年会館の機能充実（再掲）
—	取り組み No. 75（55頁）を参照
—	柳ヶ瀬子育て支援施設 “ツナグテ”（再掲）
—	取り組み No. 76（55頁）を参照

3-2-2 地域における教育力の向上

No.	取り組み
147	少年自然の家の各種事業
	自然の中での多様な体験や集団宿泊活動を通じ、豊富な自然体験、生活体験、社会体験等の原体験を豊かに得ることにより、子どもたちの自立性や社会性、人や自然に対する優しさや愛おしさをはぐくむなど、たくましい青少年の育成を図ります。ファミリーDAYやファミリーステイの「家族対象事業」、ファミリーパークまつりファミリーフェアの「市民対象事業」を開催します。また、サービス向上のため、利用調整委員会を開催し、機会の公正と円滑な運営を行うとともに、利用団体にアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握して運営改善を図ります。さらに、施設を十分に理解し、プログラム等を有効に活用できるよう、利用団体に対して指導者研修会を実施します。
148	図書館の機能の充実
	子どもの感性や創造性を育成するため、各種事業を実施します。また、図書館ネットワークの充実、業務の電算化によるサービスの向上を図るとともに、より機能の充実を図ります。また、子育て中の父親・母親に読んでもらいたい本を集めた育児支援コーナーを設置します。

No.	取り組み
	科学館の各種事業
149	科学への興味や知識を高め、こころ豊かな創造性のある児童を育成するため、科学講座等の各種事業の充実を図ります。
	歴史博物館の各種事業
150	郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深め、郷土への愛着心を高めるため、学校教育との連携を密にし、生涯学習の場として各種事業の充実を図ります。
	ドリームシアター岐阜の各種事業
151	豊かな創造活動を進めるため、児童を対象としたセミナー、親子を対象としたセミナー、定期的な人形劇公演及び全館を使ってのイベントを実施します。
	スポーツ施設の整備充実及びスポーツ教室事業
152	子どもから大人まで生涯にわたりスポーツを楽しむことにより、健康の保持・増進と体力の向上が図られるよう、スポーツ施設の整備充実を図ります。3歳から小学6年生までの子どもとその親を対象に、遊具等を利用した体力づくりと調整力を身につける”親子体操”等のスポーツ教室の充実を図ります。また、小・中学生を対象に、競技人口の拡大と競技力向上をめざしたスポーツスタートアップ（アクションスポーツクラス）を推進し、スポーツ活動の活性化を図ります。
	総合型地域スポーツクラブの支援
153	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現をめざすとともに、地域の教育力向上、地域コミュニティの活性化による安心で豊かな生活の実現に向けて、多世代・多種目の総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
	スポーツ少年団活動への支援
154	団員、指導者、保護者が学校や地域と連携し、スポーツを通じて青少年の健全育成が図られるよう、スポーツ少年団活動の支援をします。
	部活動社会人指導者派遣事業・部活動指導員配置事業
155	生徒の健全育成に向け、各校の運動系部活動及び文化系部活動に地域の外部指導者を派遣・配置し、専門的な技術指導を行うほか、スポーツ・文化に親しむ習慣を培い、生涯にわたって運動や文化に親しむ基盤となる資質・能力をはぐくみます。
	休日の部活動の段階的な地域移行（休日の地域クラブ活動）推進事業（地域指導者配置）
156	休日の学校部活動が移行した地域クラブ活動において、専門的な指導ができる地域指導者による合理的でかつ効率的、効果的な活動を行い、生徒の競技力・技術力向上を図るとともに、持続可能な地域クラブ活動の形成をめざします。学校部活動と比較して活動時間が減ることがないように、「岐阜市地域クラブ活動方針」に両活動が同等となることを定めた上で実施します。
	青少年会館の各種事業
157	子どもたちが自分でつくりたり、体験したり、運動したりするなど、豊かな活動を行うことにより、子どもの持つ資質や能力の向上を図ります。元教員の能力を生かして子どもの能力や関心を引き出す、春に行われる「春講座」、工作や将棋、手芸などの「少年講座」などを開催します。また、サービス向上のため、講座への満足度、新たに体験したい講座など、利用者にアンケートを実施し、子どもの興味・関心や学校教育の流れを把握しながら、新講座の企画など運営改善を図ります。さらに、「子ども会サポートプラン」として、地域の子ども会でも豊かな体験活動ができるよう、会館で実施した講座のうち、子ども会でも実施できる内容についてリーフレットを作成して市内の全子ども会に配布するなど、子ども会の活動を応援します。

No.	取り組み
158	環境教育を通じた子どもを核とした環境意識の啓発育成
	子どもたちの環境への意識高揚と持続可能な社会づくりへの主体的な参加を促すため、環境に関する出前講座などを取りまとめた環境教育プログラムガイドを作成するとともに、小・中学校と連携した環境教育を実施し、学習・体験の機会を提供します。
159	生涯学習活動情報等の提供
	市民の生涯学習について理解を深めるため、啓発活動とともに、生涯学習を進める上で必要な学習の機会、場所、指導者等の情報提供の充実を図ります。また、生涯学習「長良川大学」ガイドブックに青少年課程の親子講座や女性課程の講座を掲載し、子育て中の人々が参加しやすい情報を提供します。
160	「小中学生のための地域情報発信誌 e g g」の発行
	夢・志をはぐくむ記事の特集や市内の小・中学生による地域貢献の様子の紹介、青少年団体の活動を掲載するなど、さまざまな情報を小・中学生に提供し、健全育成を支援していきます。また、「デジタル e g g」で掲載した青少年の活躍の様子を社会・青少年教育課のホームページ等に掲載して、地域活動の発信に取り組みます。
161	アトラライブ・ウエルカム！アーティストの開催
	岐阜市ゆかりの芸術家が各小・中学校へ出向き、演奏や芸術体験等の実演を交えながら、文化芸術に対する情熱を語り伝えることで、子どもたちの豊かな感性を育てます。
—	コミュニティ・スクール（学校運営協議会・支援推進委員会制度）（再掲）
	取り組み No. 21（43 頁）を参照

3-2-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	取り組み
—	I C T 教育推進事業（再掲）
	取り組み No. 9（41 頁）を参照

3-3 地域における子どもの見守り活動の推進

現状と課題

子どもの交通事故の防止に向けては、交通社会人としての第一歩を踏み出す幼児に向けた教育・指導だけでなく、幼児の身近な教育者である保護者に対しても幼児の交通事故の現状や傾向などの必要な情報を提供し、家庭における幼児の交通安全意識の醸成が必要です。昨今は、自転車の安全利用が重要課題に挙げられており、被害者の観点のみならず、加害者の観点もあわせた教育・指導が求められています。また、子どもが犠牲となる交通事故が相次いで発生していることから、保育所（園）等における園外活動の安全確保も重要な課題となっています。

このため、警察、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、地域等との連携のもと、各年代に対応した交通安全教育・指導の充実や啓発、通学路安全対策ワークショップを通じた道路環境の整備に取り組んでいます。安心・安全なまちづくりを実現し、子どもと家庭の安全を守るためには、地域安全活動への積極的な市民参加により、良好なコミュニティの形成を図ることが重要です。

また、地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守ることも求められています。引き続き、地域住民との協働により「みんなでつくる“ホットタウン”プロジェクト」を推進するなど、住民による積極的な防犯活動を支援していく必要があります。

方針

子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠なことから、子どもが交通事故や犯罪などの被害にあうことのないよう、保護者だけでなく地域住民みんなで子どもを見守り育てていく活動を推進します。

基本施策と取り組み

3-3-1 交通安全活動の推進 ★★重点★★

No.	取り組み
162	幼児交通安全教育 心身の発達段階に応じた交通安全教育を生涯学習の一環としてとらえ、交通社会人として第一歩を踏み出す幼児の交通安全意識の醸成に向け、幼児向け教育・指導に努めるとともに、幼児に最も身近な存在である保護者向けに、交通事故防止に係る情報提供と啓発の充実を図ります。
	自転車安全利用の推進 自転車の安全利用について、被害者にも加害者にもならないよう、自転車に乗り始める小学生から、通学等に自転車を用いる中高生まで、年代に応じた教育・指導を通じ、関係機関等の協力を得て、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する優良交通社会人の育成に取り組みます。

No.	取り組み
164	通学路安全対策ワークショップ
	従来の「岐阜市通学路交通安全プログラム」を発展させ、PTA、見守り隊、地元自治会、警察、学校関係者などの関係者で、ビッグデータやAI解析をもとに、潜在的な危険箇所を可視化した地図を活用し、実際に通学路を利用する子どもたちの意見も取り入れるなどしながら安全対策や優先順位について合意形成を図るワークショップを行い、ハード・ソフトの両面から通学路の安全対策を実施します。
165	キッズゾーンの整備
	保育所(園)、認定こども園等の保育施設における園外活動の交通安全対策として、道路管理者及び所轄警察署と協議の上、施設周辺にキッズゾーンの設定を検討し、さらなる安全対策に取り組みます。

3-3-2 防犯活動の推進

No.	取り組み
166	家庭・地域・民間・行政が一体となった防犯対策
	子どもたちの安心・安全を推進するため、地域の保護者や民間事業者等の協力を得ながら防犯活動に取り組みます。登下校の見守り運動では、ボランティアに安心して活動していただくため、保険に加入するとともに、警察官を講師に招いて研修を実施します。また、緊急時に助けを求められる拠点としての「子ども110番の家」の登録を広く呼びかけます。
167	みんなで作る“ホッとタウン”プロジェクト
	犯罪や交通事故の不安をなくし、平穏な暮らしを守るため、地域での積極的な安全活動を応援し、市民と行政の協働のもと、ホッとできる安全で安心なまちづくりを推進します。このため、防犯灯や防犯カメラの設置補助、地域安全運動に対する支援等により、地域住民の自主自衛による防犯活動、防犯ボランティアのパトロール活動等を促進します。
168	登下校見守り支援事業
	小学1年生の保護者が市の登録事業者が提供するGPS位置情報サービスに加入した場合、端末代等を含む初期費用(上限5千円)を事業者に補助し、子どもの登下校等の見守り強化を図ります。

3-4 仕事と生活の調和の実現

現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児、介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的効果をもたらすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

本市においては、父親の育児休業取得率が母親と比べて低く、女性が職業をもち続けていく上での問題について、家事や育児、介護との両立が難しいこと、出産、育児、介護による女性の働き方への制約や男性中心型労働慣行が理由としてあげられます。共働き世帯においては、父親の積極的な育児参画が求められています。

今後、女性の就労にはこれまで以上の家庭（パートナー）の理解と協力や“働き方改革”とあわせた男性の家庭参画への理解の促進と意識改革が課題となります。家庭内において、男女が共に家事や育児、介護等の負担を共有し、バランスをとりながらお互いに協力しあっていくことが大切です。

企業においては、育児休業制度・短時間勤務制度等の関係法制度の導入をはじめ、多様な就労形態の充実や労働時間の短縮、母性保護の徹底による健康管理等、働く保護者が子育てをしやすい環境を整えることが求められています。

また、行政においては、保育所（園）等や放課後児童クラブをはじめとする多様な保育サービスを提供するとともに、企業や勤労者に向けた意識啓発を推進し、子育てを社会全体で支援する意識の醸成を図るけん引役としての役割を果たすことが求められています。

方針

一人ひとりがやりがいを持ち充実して仕事に取り組むとともに、自ら希望するバランスで家庭生活に取り組むことができるよう、働き方を見直し、仕事と子育て等の家庭生活が両立できるように、企業へ雇用環境を整備するための意識啓発を推進します。

仕事と子育ての両立を図るためには、特に男性の家庭生活への参画促進が不可欠であり、男性が家事・育児等に主体的に参画するための意識啓発及び環境づくりを推進します。

基本施策と取り組み

3-4-1 多様な働き方の実現

No.	取り組み
169	育児休業・短時間勤務制度等の普及啓発
	子育てしながらの就労を支援する育児休業制度、短時間勤務制度、看護休暇制度等の内容を事業主及び労働者が正しく理解できるよう、国・県など関係機関と連携を図りながら、市ホームページで紹介するなど、情報提供を行い、普及啓発を図ります。
170	勤労者・事業主に対する情報提供
	勤労者、事業主、一般市民に対し、労働や就労、仕事や家庭の両立等に関する相談窓口や支援制度について紹介するため、市ホームページ「勤労者・事業主のためのガイド」で情報提供を図るとともに、関係機関のホームページとリンクすることにより、関連情報も含めて提供します。
171	勤労者のための相談の実施
	労働に関する相談や労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険等の相談窓口を設けます。働く上で困っていることや社会保険制度等について一括して案内できるよう、社会保険労務士による相談を実施します。
172	働く女性のための相談の実施
	関係機関と連携を図りながら、働く女性のための相談を実施します。女性センターにおいては、女性の悩みや生き方に関する電話相談、専門家による面接相談等を実施します。
173	ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知
	ワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、岐阜市男女共同参画優良事業者の取り組みを取材して取組事例を紹介するパンフレットを作成します。また、パンフレットを労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布するなど、表彰制度、受賞事業者のPRを図ります。
174	女性の活躍推進を図るためのセミナーの開催
	女性センターにおいて、女性が自らの能力や意欲を高め、多様な分野で活躍できるよう、自己理解から学び直し、意思決定の場への参画に必要な知識の習得、意識の啓発など、自らの能力を高められるような講座を開催し、支援を行います。

3-4-2 共育での推進

No.	取り組み
—	ぎふし共育都市プロジェクト(再掲)
	取り組み No. 80 (57 頁) を参照

3-4-3 働く保護者の健康管理の推進

No.	取り組み
175	労働時間の短縮等の促進
	1日の労働時間や育児のための勤務時間の短縮、時間外労働の制限、週休2日制、年次有給休暇制度の活用など、労働時間の短縮を促進するため、国・県など関係機関と連携を図りながら、相談窓口や支援制度等について市ホームページで紹介するなど、普及啓発を図ります。

3-4-4 働く保護者を支援する保育サービスの充実

No.	取り組み
—	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲） 取り組み No. 87（60 頁）を参照
—	放課後児童健全育成事業のさらなる充実（再掲） 取り組み No. 88（60 頁）を参照
—	低年齢児（0～2 歳児）保育（再掲） 取り組み No. 97（63 頁）を参照
—	特別保育事業（再掲） 取り組み No. 99（63 頁）を参照
—	保育所（園）の情報提供サービス（再掲） 取り組み No. 104（64 頁）を参照
—	私立保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業）への助成（再掲） 取り組み No. 106（64 頁）を参照
—	ファミリー・サポート・センター事業（再掲） 取り組み No. 137（73 頁）を参照

3-4-5 子育てに理解のある企業の啓発

No.	取り組み
176	岐阜市労働実態調査 市内の事業所にアンケート調査を実施し、育児支援制度に関する質問項目を設けることにより、労働条件の実態を把握して実態に応じた適切な意識啓発を図ります。また、アンケート調査結果を市ホームページに掲載するなど、情報を提供します。具体的には、育児休業制度、介護休業制度、フレックスタイム制、勤務時間短縮、事業所内託児所、出産・育児、介護等による退職者の再雇用制度等について調査します。
177	次世代育成支援のための一般事業主行動計画の周知・啓発 「次世代育成支援対策推進法」に基づいて一般事業主が策定する「一般事業主行動計画」について、次世代育成支援のための取り組みが効果的に図られるよう、関係機関と連携を図りながらその周知啓発を図ります。具体的には、市ホームページに「一般事業主行動計画」に関する情報を関連機関のホームページともリンクして提供します。また、「岐阜市特定事業主行動計画」を策定し、職員に子育て支援情報の周知等を行うとともに、市ホームページに掲載して公表します。さらに、入札契約制度では、建設業における子育て支援を推進するため、建設工事の主観的事項審査において、少子化対策として次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として都道府県労働局長の認定を受けている場合や「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の提出義務のない企業が計画を策定している場合に加点する制度を実施します。

No.	取り組み
178	<p>「ぎふし共育・女性活躍企業」認定制度、男女共同参画優良事業者の表彰</p> <p>男女で共に子育てを行うことを推進する「共育企業」と女性はその個性と能力を十分に発揮して社会において活躍することを推進する「女性活躍企業」を「ぎふし共育・女性活躍企業」として認定し、企業における「共育・女性活躍」の推進を総合的に支援します。さらに、「ぎふし共育・女性活躍企業」認定を受け、または、受けることが見込まれる事業者、男女共同参画の取り組みを積極的に行い、その推進に顕著な功績があると認められる事業者を表彰し、事業者への男女共同参画の取り組みの普及を図ります。</p>
—	<p>育児休業・短時間勤務制度等の普及啓発（再掲）</p> <p>取り組み No. 169（81 頁）を参照</p>
—	<p>労働時間の短縮等の促進（再掲）</p> <p>取り組み No. 175（81 頁）を参照</p>

3-5 男女共同参画意識の啓発

現状と課題

誰もが一人の人間として、人生の選択の幅を広げていくためには、職場や家庭、地域社会等あらゆる分野において、従来の性別役割分担意識にとらわれずに、責任を分かちあっているかなくてはなりません。

そのため、あらゆる場面で男女共同参画についての意識啓発に努めると同時に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会慣行の見直しを促し、その是正を働きかけています。例えば、事業者には仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを、市民には男性の家事や育児等への参画を働きかけています。

方針

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で子育てを担っていく仕組みの基盤となるものであることから、女性だけでなく、男性も主体的に育児にかかわり、男女が共に子育てと仕事を両立できる社会に向け、男女共同参画の視点での意識啓発を推進します。

基本施策と取り組み

3-5-1 男女共同参画意識の啓発

No.	取り組み
179	男女共同参画意識の啓発 「岐阜市男女共同参画推進条例」に基づき、男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家庭、社会のあらゆる分野で責任と喜びを分かち合う男女共同参画社会について、意識啓発に取り組みます。性別に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への早期の気づきを促すため、幼少期の子及び子育てに関わる大人に対して啓発誌を配布し、啓発を行うとともに、男女が共に自立し、責任を共有するための支援として、講座・セミナーをはじめ、生涯にわたる学習機会と情報の提供等を行います。
—	ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知（再掲） 取り組み No. 173（81 頁）を参照
—	女性の活躍推進を図るためのセミナーの開催（再掲） 取り組み No. 174（81 頁）を参照
—	「ぎふし共育・女性活躍企業」認定制度、男女共同参画優良事業者の表彰（再掲） 取り組み No. 178（83 頁）を参照

3-6 経済的支援の充実

現状と課題

子育て家庭においては、教育費など経済的な負担が大きいと感じている家庭が多く、経済的な理由が少子化につながっていると言われています。

子育て家庭への児童手当をはじめ、すべての子どもたちが必要な医療や質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、医療費の助成や幼児教育・保育の無償化を実施しています。また、経済的な事由で就学や進学をあきらめることのないよう、就学に必要な学費等の援助や貸付、現物給付等を組み合わせた形で生活の基礎を下支えしていく必要があり、子どもの貧困対策の重要な取り組みとして、さまざまな経済的支援を行っています。

ひとり親家庭等へは児童扶養手当や保護者と子どもを対象とした医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の経済的な支援を実施し、生活支援や就労支援と合わせた自立支援を行っています。また、多子世帯等の経済的負担の軽減を図り、多くの子どもを持つことに前向きになるような環境の整備を進めています。

方針

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給や幼児教育・保育の無償化など、各種経済的支援を図ります。また、ひとり親家庭や多子世帯、低所得世帯等には、それぞれの家庭の状況に応じて、さらに、きめ細かな支援を推進します。

基本施策と取り組み

3-6-1 児童健全育成のための経済的支援

No.	取り組み
180	児童手当制度
	子育て中の家庭における経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。
181	児童養護施設退所者への新生活応援金支給事業
	児童養護施設を退所する若者が、学業・就業と生活を両立しながら社会的自立に向けて安定した生活を継続できるよう、応援金を支給します。
182	入院助産の支援
	経済的な理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設（市民病院・県総合医療センター）での出産費用の負担など支援を行います。また、「親と子のハンドブック ぶりあ」の活用や民生委員・児童委員、保健所等、関係機関を通じた制度の周知を図ります。
—	幼稚園・保育所（園）等の利用料・保育料の無償化、軽減
	取り組み No. 44（49 頁）を参照
—	実費徴収に係る補足給付事業（再掲）
	取り組み No. 45（49 頁）を参照

No.	取り組み
—	就学援助（再掲） 取り組み No. 46（49 頁）を参照
—	福祉医療費助成（子ども）事業の充実（再掲） 取り組み No. 120（68 頁）を参照

3-6-2 ひとり親家庭などへの経済的支援

No.	取り組み
183	母子父子寡婦福祉資金貸付 母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行います。
184	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業 ひとり親家庭等の母または父とその子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月末まで）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。
185	児童扶養手当の支給 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当を支給します。

3-6-3 多子世帯への経済的支援

No.	取り組み
186	多子世帯への経済的支援 3 人以上の子どもを望む人が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくるため、多子世帯に対する保育料の軽減や病児・病後児保育利用料の無償化等、多子世帯の経済的支援の充実をめざします。

3-6-4 貧困状況にある子どもへの経済的支援

No.	取り組み
—	実費徴収に係る補足給付事業（再掲） 取り組み No. 45（49 頁）を参照
—	就学援助（再掲） 取り組み No. 46（49 頁）を参照
—	育英資金貸付（再掲） 取り組み No. 47（49 頁）を参照

3-7 良質な居住の確保

現状と課題

子育て中の若い世代が、生活の基盤となる住宅を確保するため、子どもの成長や子育てに十分に配慮された、ゆとりある住宅の整備が求められています。

市営住宅において、大家族向けの住宅整備やひとり親家庭向け住宅の優先割り当て等を実施しています。

方針

子どもを育てやすい環境づくりの一環として、良質な住宅の確保が求められています。子育て世代は、広くゆとりのある快適な住空間や子どもの安全、家事の軽減、家族の団らんの場等を求めているため、市営住宅の整備や民間住宅の誘導等を推進します。

基本施策と取り組み

3-7-1 市営住宅の整備と民間住宅の誘導

No.	取り組み
187	市営住宅への優先的な入居
	市営住宅の入居資格要件に該当する人のうち、特に子育て世帯、大家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。
188	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
	「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。

3-8 良好な居住環境の整備

現状と課題

親子が共に屋外のレクリエーションや自然とのふれあう場として、安全でかつ楽しく過ごすことができ、市民に親しまれる公園・緑地の整備が必要です。

子どもの遊び場や市民の健康づくり、憩いの場としての公園整備やうるおいのあるまちづくりの一環としての緑化を進めています。身近な地域の公園である住区基幹公園や総合公園・緑地を整備し、自然にふれ、子どものさまざまな体験活動ができる公園づくりを行っています。

また、地域において、子どもが屋外で安全にのびのびと自由に遊ぶことのできる場所を確保することが重要です。このため、公園や子ども遊び場の整備、子どもや親子と地域の交流拠点の確保が必要です。

方針

良好な居住環境をつくるため、緑豊かなうるおいのあるまちづくりにより、子どもが自然とふれあい、さまざまな体験ができる公園の整備等が大切です。身近なところで安心して子どもが外に出て遊ぶことができる、遊び場の確保を行います。

基本施策と取り組み

3-8-1 緑化活動・公園の整備

No.	取り組み
189	住区基幹公園の整備 子どもたちの遊び場や市民の健康づくり、親同士のコミュニケーションの場として、市民に身近でうるおいや安らぎのある良好な居住環境を形成するため、地域の特性に応じた住区基幹公園の再整備を推進します。
	総合公園・緑地の整備 岐阜公園、岐阜ファミリーパーク、岐阜市民公園の総合公園は、再整備基本計画に基づき、それぞれの公園の特色を活かした公園づくりを推進します。公園緑地は、「岐阜市みどりの基本計画」に基づき、レクリエーションや多様な需要に対応した整備を推進します。
191	公園の施設の整備 安全面に配慮した遊具の設置点検や自然環境の保全を重視した公園の整備を図るとともに、公園の清掃など環境衛生についても地域と一体になって進め、子どもにとって安全な遊び場として“あたたかく見守られた公園”の整備を推進します。また、公園を再整備する場合は、公園の立地や地域等の状況を踏まえ、近隣住民の意見を聞きながら検討を行います。
192	公園内児童用徒渉地（プール）の利用 夏の間、幼児・児童の水遊びによる体力・仲間づくりの場、近隣住民のふれあいの場となる公園内の児童用徒渉池（プール）をニーズにあわせて開設します。

3-8-2 遊び場の整備

No.	取り組み
193	<p>地域における子ども遊び場の管理</p> <p>子どもたちが安全で自由に遊ぶことのできるよう、子ども遊び場の管理に努めます。</p>
194	<p>学校施設の地域開放の推進</p> <p>学校教育の支障にならない範囲で校庭・体育館等の体育施設の開放を地域へ勧め、子育てから生涯学習活動までの場としての活用を推進します。</p>
—	<p>健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜（再掲）</p> <p>取り組み No. 72（54 頁）を参照</p>

3-9 安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

安心・安全なまちづくりを実現するためには、道路環境、公共施設の整備等が必要です。

そのため、歩道の整備や段差の解消、交差点の改良により安全で快適に利用できる歩行空間の確保、自動車等の進入や速度の抑制のためのハンプやクランクの設置等、子どもや子ども連れが安心して通行できる人優先の道路整備、歩行環境の整備に取り組んでいます。

公共施設においては、エレベーターやスロープ、障がいのある人や子ども用のトイレ、おむつ替えスペースの設置等に取り組み、誰もが使いやすい施設となるよう整備を進めます。また、マタニティマークの周知により、妊産婦や乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりに取り組めます。

また、災害発生時に個別の配慮が必要な子どもたちの安全を確保できるよう防災体制の構築に取り組めます。

方針

安心して外出できる環境づくりのため、子どもや妊産婦、ベビーカーを使う人等、誰にとっても歩きやすく使いやすいように配慮された道路や公共交通機関、公共施設、人が多く集まる施設等の整備とともに、親子や子どもが使いやすいトイレの設置等を推進します。

基本施策と取り組み

3-9-1 安心・安全なまちづくりの推進

No.	取り組み
195	歩道の整備
	道路拡幅による歩道新設や再整備による歩道拡幅を実施し、特に通学路等を重点的に見直すことで、児童の安全で快適な歩行空間を確保します。主要道路については、車いすやベビーカーがすれ違うことができ、安全で快適に利用できる歩道の整備を図ります。このほか、歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良及び電線類の地中化等を進めます。

No.	取り組み
196	<p>バリアフリー化の推進</p> <p>「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもを含めた誰にもやさしいユニバーサルなまちづくりを一層進めるため、公共施設等の改善整備を推進します。本市が新たに建設する建築物については、段差の解消やエレベーター、エスカレーター、スロープ、障がいのある人用や子ども用トイレの設置等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある子どもに対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関や障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。また、障がいのある子どもが生活する上で適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、点字や音声案内、文字表示など、障がいの特性等に配慮した支援に取り組みます。</p>
197	<p>ゆとりとやすらぎのある道路の整備（ゆとり・やすらぎ道空間整備事業）</p> <p>生活道路を安全かつ安心して利用できるよう、歩道設置や路肩の明色化を行うなど、車優先から人優先の道路に再構築する事業を推進します。</p>
198	<p>妊婦にやさしい環境づくり</p> <p>妊娠初期は、胎児の成長や母親の健康を維持する上で、とても大切な時期です。しかし、外見からは見分けにくく周囲からの理解が得られにくいいため、タバコの煙、交通機関利用時等、さまざまな苦勞があります。マタニティマークを広く市民に周知し、妊産婦に対する気づかいを呼びかけるなど、妊産婦に対するやさしい環境づくりへとつなげ、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保に努めます。</p>
199	<p>3人乗り自転車貸出事業</p> <p>子育て世帯の親子連れでの外出促進を図るため、満1歳～未就学の幼児が2人以上いる家庭に対し、安全性に配慮した3人乗り自転車の貸し出しを実施します。</p>
—	<p>キッズゾーンの整備（再掲）</p> <p>取り組み No. 165（79 頁）を参照</p>
200	<p>災害時に子どもを守るための防災体制の構築</p> <p>「避難行動要支援者名簿登録制度」に基づき、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団及び社会福祉協議会、警察と名簿を平時から共有することで、事前に配慮が必要な子どもを把握します。また、避難所開設時には避難してきた子ども及びその家族の障がいの有無（身体・精神・知的・発達）やアレルギーの有無をスムーズに確認できるよう事前に避難者カードを記入し、非常時持出袋の中に入れてもらえるよう周知・啓発を行い、把握した内容を避難所運営関係者の間で情報共有し対応します。</p>

孤独・孤立対策に向けて

(1) 孤独・孤立対策の背景

近年、社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化するとともに、単身世帯や単身高齢世帯の増加もあり、日常生活や社会生活において孤独を覚えるたり、社会から孤立していると感じることで心身に有害な影響を受けてしまう、孤独・孤立の問題が深刻化しています。

こうした社会情勢を受け、国は、令和5（2023）年6月に「孤独・孤立対策推進法」を制定し、令和6年4月より施行されました。

(2) 孤独・孤立対策推進法の概要

①基本理念

以下の3つが、基本理念として掲げられています。（第2条）

- ・ 社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図る
- ・ 当事者の立場に立ち、状況に応じた継続的な支援が行われるようにする
- ・ 当事者等の意向に沿って、孤独・孤立状態から脱却して日常・社会生活を営むことができるようになることを目標とすること

②地方公共団体の責務

地方公共団体は、当事者等の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされています。（第4条）

(3) この計画における孤独・孤立対策の推進

望まない孤独・孤立は、心身の健康面への深刻な影響を及ぼすことから、この計画においても、子どもやその保護者等がそのような孤独・孤立の状態に陥ることなく、子どもたちが将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、孤独・孤立対策の観点も意識して取り組みを進めていきます。

【孤独・孤立対策となる事業の例】

①妊娠・出産・子育てに関する支援			
2-4-1	切れ目のない母子保健体制の充実	113	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等
		117	産後ケア事業

②児童虐待・こどもの貧困等への対策		
1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進	40	こども食堂支援事業
	41	子ども見守り宅食支援事業
	42	寄り添い型学習支援等事業
2-4-4 児童虐待防止対策の充実	122	児童虐待の早期発見、早期通告の広報、啓発活動
	123	児童虐待の未然防止のための子育て支援
	126	児童虐待を受けている子どもの保護
	127	こどもサポート総合センターの設置
2-5-1 ひとり親家庭の相談体制の充実	129	自立支援に対する相談体制
2-5-2 ひとり親家庭の自立支援	130	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
	131	ひとり親家庭等自立支援給付金事業
	132	子どもの生活・学習支援事業
	133	ひとり親家庭情報提供
	134	養育費の取り決めの推進

③児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）への対応、ヤングケアラー対策		
1-1-1 子どもの権利の尊重	1	子どもの権利啓発
	2	子ども・若者等の社会参画・意見聴取
	3	人権に関する子どもの思いや考えの発信
1-1-2 いじめ防止対策の充実	4	いじめに対する相談・支援体制
1-2-1 特色ある学校教育の推進	8	小・中学校へのハートフルサポーターの配置
	15	校内フリースペースの整備
	16	オンラインフリースペースの整備
1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援	31	不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制
	36	ヤングケアラーへの支援
1-4-2 子ども・若者の自立に向けた支援	39	学びの多様化学校（草潤中学校）の設置

④自殺防止・メンタルヘルス対策		
1-4-4 子ども・若者の自殺対策の推進	48	若年層向けゲートキーパー出前講座の実施
	49	若年層向け広報活動の実施

⑤ひきこもりに対する支援		
1-3-2 思春期保健対策	30	ひきこもりに対する相談支援体制

⑥さまざまな困難・不安を抱える女性への支援		
2-5-3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援	135	DV被害者及びその同伴児への支援
	136	DV被害者の自立に向けた支援

⑦外国人・在外邦人に対する支援		
1-4-5 外国につながる子どもへの支援	50	各種健康に関する相談体制（外国人市民）

基本目標ごとのライフステージ別基本施策

基本目標ごとに示した基本施策について、子ども・若者を切れ目なく支援し、また、子ども・若者が自立して健やかに成長していくためには、各成長段階を意識した取り組みが必要であることを踏まえ、次のとおり、「ライフステージ全般」、「子どもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の区分に整理します。

●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ		
ライフステージ別等	基本施策	
★ライフステージ全般	1-1	子どもの権利の尊重
	3-1	食育の推進
	4-1	困難を抱える子ども・若者への相談・支援
	4-2	子ども・若者の自立に向けた支援
	4-3	こどもの貧困の解消対策の推進
	4-4	子ども・若者の自殺対策の推進
	4-5	外国につながる子どもへの支援
	5-1	障がいのある子どもの療育の推進
	5-2	障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実
	5-3	在宅を中心とした福祉サービスの充実
	6-1	児童健全育成のための子どもの居場所づくり
★子どもの誕生前から幼児期まで	2-3	幼児教育の充実
★学童期・思春期	1-2	いじめ防止対策の充実
	2-1	特色ある学校教育の推進
	2-2	学校などの環境整備
	3-2	思春期保健対策
★青年期	7-1	次代の親になるための教育
	7-2	次代を担う若者への支援

●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ		
ライフステージ別等	基本的な方向	
★ライフステージ全般	5-1	ひとり親家庭の相談体制の充実
	5-2	ひとり親家庭の自立支援
	5-3	配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援
★子どもの誕生前から幼児期まで	2-1	多様な子育て支援サービスの充実
	2-2	子育て支援活動拠点機能の充実
	3-1	多様な教育・保育サービスの充実
	4-1	切れ目のない母子保健体制の充実
	4-2	小児医療体制等の充実
	4-3	多胎児家庭への支援
	4-4	児童虐待防止対策の充実
★学童期・思春期	4-4	児童虐待防止対策の充実（再掲）
★青年期	1-1	子どもを産み育てる意識の醸成
	1-2	家庭における子育て力の向上と情報提供

●基本目標3 “地域・社会の子育て力”をはぐくむ		
ライフステージ別等	基本的な方向	
★ライフステージ全般	1-1	地域における子育てネットワークの推進
	1-2	地域ぐるみの子育て家庭の支援
	4-3	働く保護者の健康管理の推進
	4-5	子育てに理解のある企業の啓発
	6-1	児童健全育成のための経済的支援
	6-2	ひとり親家庭などへの経済的支援
	6-3	多子世帯への経済的支援
	6-4	貧困状況にある子どもへの経済的支援
	7-1	市営住宅の整備と民間住宅の誘導
	8-1	緑化活動・公園の整備
	8-2	遊び場の整備
	9-1	安心・安全なまちづくりの推進
	★子どもの誕生前から幼児期まで	4-4
★学童期・思春期	2-1	地域における子どもの健全育成活動
	2-2	地域における教育力の向上
	2-3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	3-1	交通安全活動の推進
	3-2	防犯活動の推進
	5-1	男女共同参画意識の啓発
★青年期	4-1	多様な働き方の実現
	4-2	共育ての推進
	5-1	男女共同参画意識の啓発（再掲）

☆ライフステージごとの基本施策

☆ライフステージ全般		
1-1	子どもの権利の尊重	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
3-1	食育の推進	
4-1	困難を抱える子ども・若者への相談・支援	
4-2	子ども・若者の自立に向けた支援	
4-3	こどもの貧困の解消対策の推進	
4-4	子ども・若者の自殺対策の推進	
4-5	外国につながる子どもへの支援	
5-1	障がいのある子どもの療育の推進	
5-2	障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実	
5-3	在宅を中心とした福祉サービスの充実	
6-1	児童健全育成のための子どもの居場所づくり	
5-1	ひとり親家庭の相談体制の充実	
5-2	ひとり親家庭の自立支援	
5-3	配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
1-1	地域における子育てネットワークの推進	
1-2	地域ぐるみの子育て家庭の支援	
4-3	働く保護者の健康管理の推進	
4-5	子育てに理解のある企業の啓発	
6-1	児童健全育成のための経済的支援	
6-2	ひとり親家庭などへの経済的支援	
6-3	多子世帯への経済的支援	
6-4	貧困状況にある子どもへの経済的支援	
7-1	市営住宅の整備と民間住宅の誘導	
8-1	緑化活動・公園の整備	
8-2	遊び場の整備	
9-1	安心して外出できるまちづくりの推進	

☆子どもの誕生前から幼児期まで		
2-3	幼児教育の充実	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
2-1	多様な子育て支援サービスの充実	●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ
2-2	子育て支援活動拠点機能の充実	
3-1	多様な教育・保育サービスの充実	
4-1	切れ目のない母子保健体制の充実	
4-2	小児医療体制等の充実	
4-3	多胎児家庭への支援	
4-4	児童虐待防止対策の充実	
4-4	働く保護者を支援する保育サービスの充実	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ

☆学童期・思春期		
1-2	いじめ防止対策の充実	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
2-1	特色ある学校教育の推進	
2-2	学校などの環境整備	
3-2	思春期保健対策	
4-4	児童虐待防止対策の充実（再掲）	●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ
2-1	地域における子どもの健全育成活動	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
2-2	地域における教育力の向上	
2-3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
3-1	交通安全活動の推進	
3-2	防犯活動の推進	
5-1	男女共同参画意識の啓発	

☆青年期		
7-1	次代の親になるための教育	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
7-2	次代を担う若者への支援	
1-1	子どもを産み育てる意識の醸成	●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ
1-2	家庭における子育て力の向上と情報提供	
4-1	多様な働き方の実現	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
4-2	共育ての推進	
5-1	男女共同参画意識の啓発（再掲）	

第4章 こどもの貧困解消対策

1 こどもの貧困解消対策の背景

我が国における子どもの貧困率（相対的に貧困の状態にある割合）は令和3（2021）年で11.5%ですが、ひとり親家庭の貧困率は44.5%と、OECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移しています。

こうした貧困状況にある子どもは、医療や食事等の生活習慣、学習、進学等のさまざまな場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることが課題となっています。

平成25（2012）年6月、国は、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神にのっとり、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう」にすることを目的に、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

その後、「こども基本法」の制定を経て、令和6（2024）年6月に同法は、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、基本理念に「現在のこどもの貧困を解消しつつ将来のこどもの貧困を防ぐ」、「妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われる」を追記する等の改正が行われました。

本市においては、同法に基づき、令和2（2020）年3月に策定した「岐阜市子ども・子育て支援プラン」に「岐阜市子どもの貧困対策計画」を盛り込み、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の方針のもと、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。その結果、令和5（2023）年の本市のひとり親家庭の貧困率は、平成30（2019）年に比べて改善したものの、いまだ高い水準にあります。また、令和5（2023）年に実施した「岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査」では、ひとり親家庭の約6割が、生活状況は苦しいと感じており、所得が低いほど大学進学を受けさせることができないと考えているという実態が分かりました。

さらに、本市では令和5（2023）年度、全児童生徒の15.2%にあたる要保護児童生徒（生活保護制度の要保護者に該当する子ども）及び準要保護児童生徒（要保護に準じて教育委員会が基準に基づき認定した子ども）に対して、経済的理由により児童生徒の保護者を援助する就学援助費が支給されています。

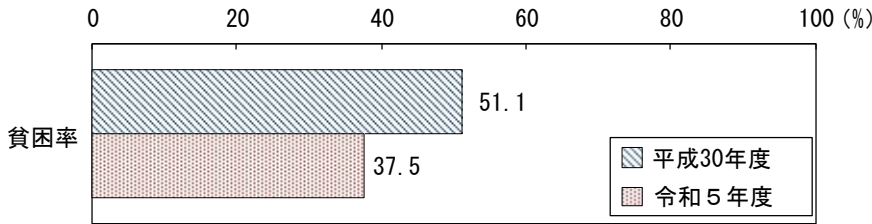
このような現状も踏まえ、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるように、総合的な支援を実施していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条の市町村計画として、子どもの貧困の解消に向けた取り組みを本章で整理します。

(1) ひとり親家庭の状況

① 貧困率

本市におけるひとり親家庭の貧困率は37.5%となっており、平成30(2019)年に比べて10ポイント以上改善しましたが、いまだ高い水準にあり、ひとり親家庭における生活の厳しさがうかがえます。

図表4-1 ひとり親家庭の貧困率



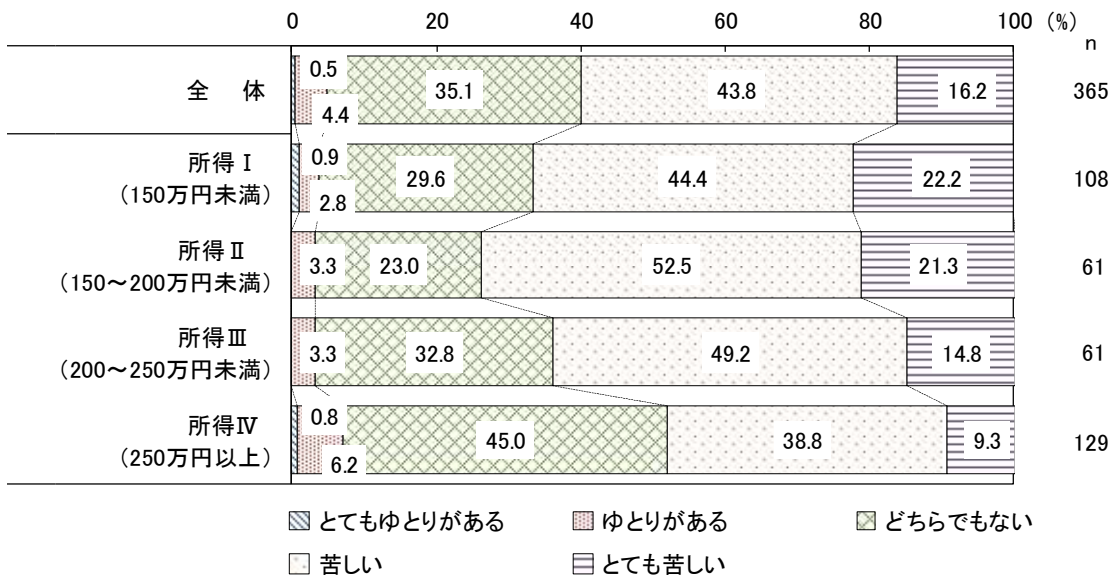
資料：岐阜市子ども支援課

※調査直近の国民生活基礎調査(厚生労働省)における国全体の等価可処分所得の中央値の2分の1未満を貧困層としている

② 所得別生活状況

ひとり親家庭の暮らしについては、「苦しい」が43.8%で最も多く、「とても苦しい」の16.2%と合わせて、約6割が生活状況は苦しいと感じています。所得区分ごとでは、所得Ⅰ、所得Ⅱにおいては苦しいと感じる割合が約7割となっており、所得が生活に大きな影響を与えていることがわかります。

図表4-2 ひとり親家庭の所得別生活状況

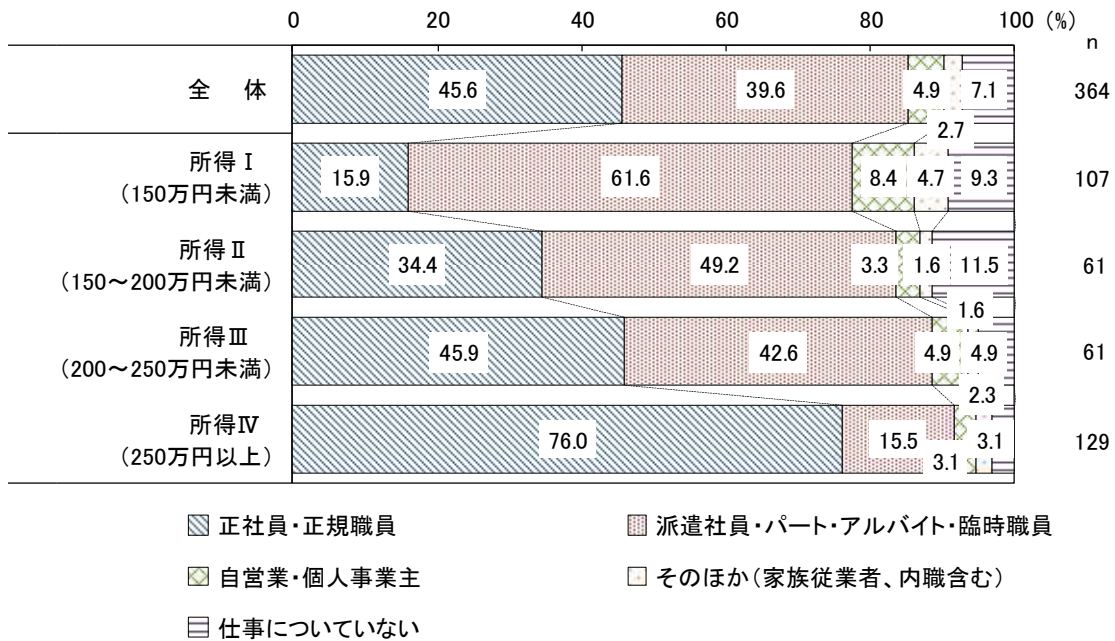


資料：岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査

③所得別雇用形態

所得別の雇用形態をみると、所得が低いほど「派遣社員・パート・アルバイト・臨時職員」といった非正規雇用が多く、所得が高いほど「正社員・正規職員」となっています。特に所得Ⅰ、所得Ⅱの区分では、非正規雇用が約半数と大きく上回っています。

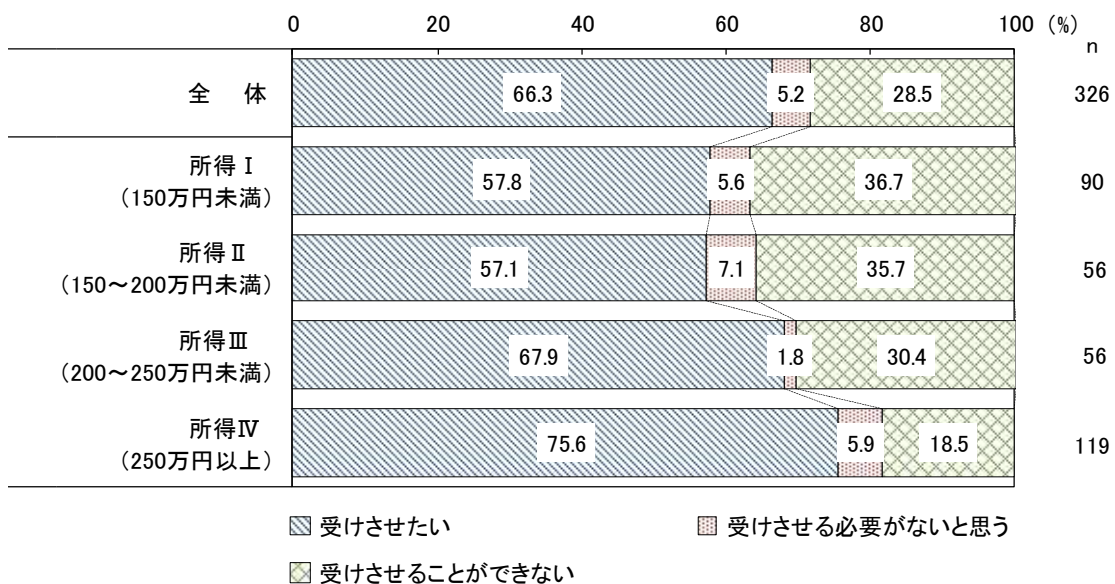
図表４－３ ひとり親家庭の所得別雇用形態



④所得別大学進学意向

大学進学意向について所得別にみると、所得が低いほど「受けさせることができない」との回答が多くなる傾向がみられており、所得によって子どもの進学に制約が生じる可能性が高いと考えられます。

図表４－４ ひとり親家庭の所得別大学進学意向

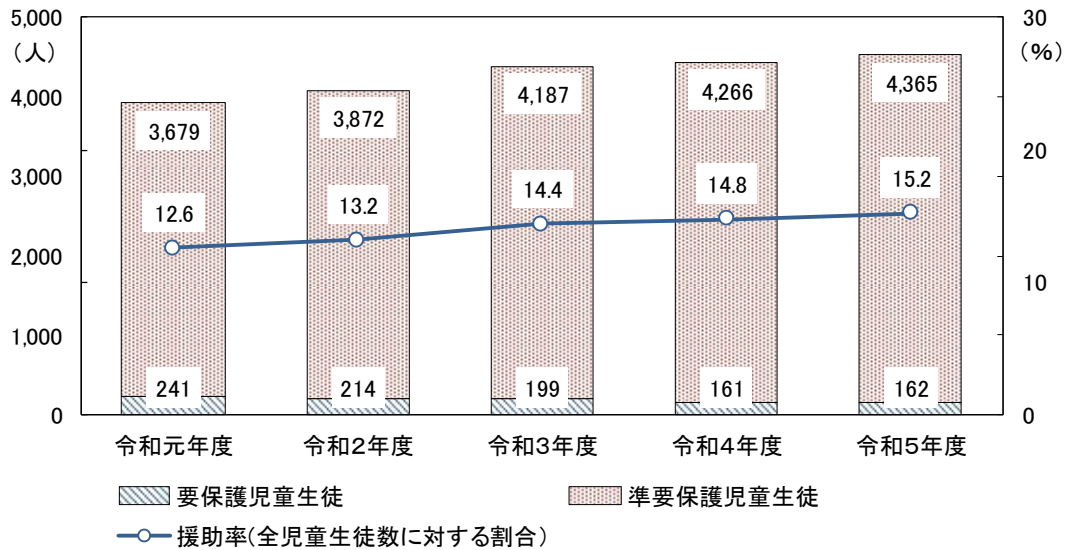


資料：図表４－３、４とも岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査

(2) 就学援助の状況

就学援助の対象となる要保護・準要保護児童生徒数は、令和5年度では、要保護児童生徒（生活保護制度の要保護者に該当する子ども）数は162人と減少傾向にありますが、準要保護児童生徒（要保護に準じて教育委員会が基準に基づき認定した子ども）数は4,365人と増加傾向にあり、要保護・準要保護児童生徒数合計の全児童生徒数に対する割合（援助率）も上昇しています。

図表4-5 要保護・準要保護児童生徒数、援助率の推移(再掲)



資料：岐阜市学校安全支援課

※準要保護児童生徒については、令和3年度より生活保護基準額の1.3倍以内から1.5倍以内に認定要件が緩和

2 こどもの貧困解消対策の基本的な考え方

(1) 基本的視点

貧困状況にある子どもや家庭の実態は、見えにくく、またとらえづらい状況にあります。支援が必要な状況にもかかわらず、貧困の自覚がなく、自分から支援を求めないことや何らかの事情で制度の適用条件にあてはまらない、積極的に利用したがないなどの状況もみられます。また、さまざまな要因により、子どもの希望や意欲がそがれやすく、生活習慣や健康管理、学習意欲、自己肯定感の低下などの影響を及ぼします。しかし、こうした問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考え、さまざまな場面で早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていけるかといった視点が重要となります。

(2) 基本方針

貧困により、子どもが権利を侵害され、また、社会から孤立することのないよう、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の方針のもと、総合的な取り組みを実施します。

① 妊娠・出産～子どもが自立に至るまでの“切れ目のない支援”

妊娠・出産期から子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育、卒業、就職して社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援を実施します。なお、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を実施するため、関係機関等において必要な情報を共有し、連携します。

② “気づく・つなぐ・寄り添う”支援体制づくり

貧困状況にある子どもや家庭の状況は複雑であり、困窮度合いが高くても十分な支援を受けていない場合があります。子どもに接するあらゆる機会を通じて困難を抱え、声をあげられない子どもや家庭に気づき、必要な支援や専門機関につなげ、地域で見守り手助けしていく体制づくりを推進します。

③ “貧困の連鎖を断ち切る”ための総合的な支援

貧困状況にある子どもは、成長過程で必要となる教育や体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況があります。そのため、すべての子どもが夢や希望の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるよう、市民、NPO等の市民団体、関係機関、行政等が積極的に連携し、早期に総合的な支援を実施します。

3 こどもの貧困解消対策の取り組み

1 教育の支援

家庭環境にかかわらず、子どもたちの学力の保障と教育の機会均等が図られるよう、学習支援や就園・就学に対する支援を実施します。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
	寄り添い型学習支援等事業
42	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の保護者等に教育支援員が教育の重要性を伝え、学習環境の指導を行います。また、そのような世帯の子どもたちの健全な育成と学力の向上、将来の進路選択の幅を広げ、自立を促進することを目的に、無料の学習支援を実施しています。今後は、さらに利用ニーズに沿った学習支援体制の拡充に努めます。
	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談支援
43	早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒と保護者の相談支援に応じます。また、県より派遣されるスクールカウンセラーのほか、市費で臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを雇用し、これまでよりも速やかかつきめ細かな児童生徒と保護者への相談支援を行います。また、市立学校において緊急事案が発生した場合、すぐに緊急支援を行い、安心して学校生活を送ることができるようにします。
	実費徴収に係る補足給付事業
45	低所得で生計が困難である保護者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
	就学援助
46	小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
	育英資金貸付
47	経済的理由により、修学困難な生徒または学生に対し、月々の授業料や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。
	家庭教育に関する学習機会の充実
81	子どものこころやからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助け合い、見識を深めることができる“こころの教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、家庭教育について保護者自らが学ぶ場である「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
	子どもの生活・学習支援事業
132	親との離別・死別といった特有の不安やストレスを抱える小・中学生に大学生等のボランティアを派遣し、さまざまな悩み相談や話し相手、学習支援や進学相談等、生活面の指導や学習習慣の定着の支援に取り組みます。
	公民館活動による児童の育成
145	50の公民館で開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座を実施します。また、クラブ・サークルの育成指導において、子育て支援サークルへも積極的助言や支援に取り組みます。自治会連合会やまちづくり協議会をはじめ、公益活動に取り組む各種の地域団体に対し、地域のまちづくり活動の拠点として、活動の支援や連携づくりに努めます。

2 生活の支援

すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠期から子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、安定した生活を送ることができるよう、子ども及び保護者への生活相談のほか、必要な生活支援を実施します。また、社会的に孤立することのないよう、地域社会との交流機会の充実を図ります。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
31	不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制
	通常の学級に在籍する児童生徒に関する発達や不登校等の相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童生徒に対しては、専門職員による学校訪問や相談、必要に応じて発達検査を行います。不登校の児童生徒に対しては、社会的自立を目的に自立支援教室（教育支援センター）を運営し、コミュニケーションスキルの向上、基本的な生活習慣の改善、基礎学力の補充等の支援を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒、保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけられない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。
38	若年者の雇用促進
	トライアル雇用で雇い入れた若年者等を継続して常用雇用する事業所に対し、奨励金を交付する「岐阜市人材確保サポート奨励金事業」により、若年者の常用雇用を推進し、非正規雇用からの脱却を図ります。安定した収入による就業意欲や職業能力の向上、経済的自立を促進し、子どもを産み育てる環境整備をめざします。また、若年求職者への職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク岐阜」、若年者の就職相談や求人情報提供等を行う県の「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、無業状態の若年者の就職支援を行う「岐阜県若者サポートステーション」等と連携を図り、合同企業説明会やセミナーを開催するとともに、広報掲載やチラシの配布など啓発に取り組みます。
40	こども食堂支援事業
	さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に、食事などを提供するこども食堂事業の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
72	健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜
	児童館・児童センターを13か所設置しており、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場であり、集団的・個別的指導による子どもの健康増進や母親クラブ等の地域活動団体の育成を図るなど、子どもの健全育成の拠点施設として活用されています。今後も子育て相談や講座の開催等を実施し、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。また、児童館・児童センター未設置の地区を中心とした「移動児童館」の拡充を図るとともに、積極的な広報活動や遊具の充実、子育て支援の機能強化に係る施設整備、施設的环境改善などニーズに柔軟に対応した運営を図ります。また、ドリームシアター岐阜では、児童に健全な遊びや安心して過ごすことができる安全な居場所を提供するとともに、セミナーや人形劇公演、イベントの充実を図ります。
74	子どもの居場所づくり事業
	放課後居場所づくり事業として、特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。このほか、令和7年4月より、鷺山公民館との複合施設として開館する鷺山子ども館を、地域住民との協働による“子どもの居場所づくり”のモデルとして充実を図ります。

No.	取り組み
90	<p>養育支援訪問事業</p> <p>育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等が訪問して具体的な養育に関する指導、助言等を実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。</p>
113	<p>すくすく赤ちゃん子育て支援事業等</p> <p>育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師または助産師が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の支援を行います。</p>
114	<p>各種健康に関する相談体制</p> <p>岐阜市子ども家庭センター各保健センター窓口において、妊娠届出時のすべての妊婦への面談を行い、早期からの相談体制の充実をめざします。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、自信を持って育児ができるよう、訪問、電話、各健診、地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえた情報提供やこどもの病気、医療制度などに関する相談を行います。また、障がいのある子どもについては、関係機関との連携を図りながら、心身の健康、障がいの相談に応じます。</p>
115	<p>岐阜市子ども家庭センターの運営</p> <p>すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ児童福祉・母子保健が一体的に相談支援を行い、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。また、合同ケース会議を開催するほか、相談支援を通じて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、継続的なマネジメントを実施します。</p>
124	<p>育児困難家庭の把握</p> <p>岐阜市子ども家庭センターにおいて、各保健センターが妊娠届出時のすべての妊婦への面談や生後4か月までの乳児家庭全戸訪問での面談、医療機関からの「母と子の健康サポート事業」等での情報提供を受け、身体的、心理的、経済的な面で育児負担を持つ保護者を早期に把握することで積極的なアプローチを図ります。さらに、さまざまな要因で虐待のリスクが高い家庭（育児困難家庭）については、岐阜市要保護児童対策地域協議会において、関係機関からの情報集約、情報共有に努めます。</p>
128	<p>施設退所後の支援（アフターケア）</p> <p>児童相談所と連携し、親子関係再構築支援を協働で行います。子どもが新しい生活環境のもとで安定した生活が継続できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用や定期的な訪問、家庭支援事業の利用等により、家族が抱えている問題の軽減化を図り、子どもの生活環境の改善に努めます。</p>
187	<p>市営住宅への優先的な入居</p> <p>市営住宅の入居資格要件に該当する人のうち、特に子育て世帯、大家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。</p>
188	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅</p> <p>「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。</p>
201	<p>職業相談</p> <p>就労に関する相談について、ハローワークから提供された求人情報を用いてアドバイスを行います。相談者が求人への応募を希望する場合は、ハローワークを紹介します。</p>

3 保護者への就労の支援

ひとり親家庭の保護者や生活困窮者に対する就労を支援するとともに、より安定した就労機会の確保を図ります。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
—	若年者の雇用促進（再掲） 2 生活の支援の取り組み No. 38（104 頁）を参照
97	低年齢児（0～2歳児）保育 女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の受け入れを推進します。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等の保育の拡充等により、待機児童ゼロを維持していきます。
99	特別保育事業 保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。
129	自立支援に対する相談体制 ひとり親家庭の自立を支援するため、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ「母子・父子自立支援員」や「就業支援専門員」が就労・家計に関する相談に応じます。
130	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保は極めて重要です。「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」において、就業相談、看護受験個別支援対策等の就業支援講習、スーツの無料貸出などの就業支援等を実施することにより、ひとり親家庭の自立を支援します。
131	ひとり親家庭等自立支援給付金事業 ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、給付金事業の利用を働きかけ、資格取得の支援を行います。「高等職業訓練促進給付金等事業」では、看護師や准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の国家資格取得のため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合に給付金を支給します。また、「自立支援教育訓練給付金事業」では、雇用保険制度の指定教育訓練講座など対象講座の受講費について一部を助成します。「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」では、高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の父母及び20歳未満の児童が、安定した就業のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして対象講座を受講する場合、受講費について一部を助成します。
—	職業相談（再掲） 2 生活の支援の取り組み No. 201（105 頁）を参照

4 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援制度を活用し、子育てに関わる経済負担の軽減を図ります。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
44	幼稚園・保育所（園）等の利用料・保育料の無償化、軽減
	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、必要な軽減措置を行います。
120	福祉医療費助成（子ども）事業の充実
	子ども（令和7年4月から、対象を従前の義務教育修了から、18歳に達する日以後の最初の3月末まで拡大）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。
134	養育費の取り決めの推進
	養育費の取り決め及び親子交流の円滑な実施を図るため、養育費・親子交流のパンフレットを離婚届と一緒に配布するとともに、養育費の取り決めに係る公正証書、その他の債務名義の取得に要する費用を補助します。
182	入院助産の支援
	経済的な理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設（市民病院・県総合医療センター）での出産費用の負担など支援を行います。また、「親と子のハンドブック ぶりあ」の活用や民生委員・児童委員、保健所等、関係機関を通じた制度の周知を図ります。
183	母子父子寡婦福祉資金貸付
	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行います。
184	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業
	ひとり親家庭等の母または父とその子ども（18歳に達する日以後の最初の3月末まで）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。
185	児童扶養手当の支給
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当を支給します。
186	多子世帯への経済的支援
	3人以上の子どもを望む人が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくるため、多子世帯に対する保育料の軽減や病児・病後児保育利用料の無償化等、多子世帯の経済的支援の充実をめざします。

5 相談支援体制の充実

子どもや家族が必要な時に助けを求めたり、相談できる場所や窓口を明確化するとともに、子どもにとって身近な場所やツールで相談できるなど、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
86	地域における相談支援体制
	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、相談機関の中核として、子育てに関する悩みや不安の相談に対応し、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門相談につなぎ、総合的・継続的に支援します。子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と保育所（園）、認定こども園、保健センター、児童家庭支援センター、岐阜県中央子ども相談センター等の関係機関が、専門性を活用した相談体制を充実するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域との連携の強化、NPO等民間団体との連携の構築に努めます。
—	各種健康に関する相談体制（再掲）
	2 生活の支援の取り組み No. 114（105 頁）を参照
—	岐阜市こども家庭センターの運営（再掲）
	2 生活の支援の取り組み No. 115（105 頁）を参照
—	自立支援に対する相談体制（再掲）
	3 保護者への就労の支援の取り組み No. 129（106 頁）を参照
92	子育て世帯訪問支援事業
	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
93	地域子育て相談事業
	保育所等の子育て支援施設において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備し、岐阜市こども家庭センターと連携を緊密にし、虐待の発生を予防するための支援の強化を図ります。

6 支援ネットワーク体制づくり

成長段階に応じた切れ目のない支援や必要な支援につなげていくため、関係機関等と必要な情報を共有し、連携します。また、地域に広く理解や協力を求めるため、こどもの貧困に関する周知、啓発に取り組むとともに、支援に関わる人材の育成に努めます。

No.	取り組み
202	“エールぎふ” ネットワーク会議
	困難を抱える子ども・若者への途切れのない支援ができるよう、ハローワークや生活・就労サポートセンターなどとの“エールぎふ” ネットワーク会議を開催し、ともに連携・協働し、より効果的な支援につなげます。
203	共働による市民ネットワークづくり
	「ぎふ学習支援ネットワーク」の各教室の代表が中心となって、月1回の学習支援会議を開き、問題点、支援成功例等の報告など、情報共有を図ります。
204	幼児教育・保育施設と小学校の連携
	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、幼小の各関係団体の代表者で構成する「岐阜市幼小パートナーシップ協議会」を設置し、必要な情報を交換できる体制づくりについて協議します。
205	要保護児童対策地域協議会
	要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦の適切な支援を図るため、保健・医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関・団体により構成される要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待ケースの進行管理や要保護児童等の状況把握、支援計画の検討などにより、適切な支援を行います。

7 調査研究

本市における子どもの貧困に関する実態等を把握し、子どもの貧困の解消に向けた対策の調査研究を行います。

No.	取り組み
206	子どもの貧困等に関する実態調査
	子どもの貧困等に関する現状と課題を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、ひとり親家庭等に対する生活実態調査を実施します。

第5章 子ども・子育て支援

1 子ども・子育て支援の方向性

(1) 背景

国は、平成2（1990）年の“1.57ショック”を契機に、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討をはじめ、さまざまな少子化対策に取り組んできました。

しかしながら、都市部における待機児童問題をはじめ、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により孤立を感じる家庭の増加、仕事と子育てを両立できる環境等、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する支え合いの仕組みを構築することが求められました。こうした社会情勢を受け、国は、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し、保育の量的拡大及び確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されました。また、これにあわせて、市町村においては、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村子ども・子育て支援事業計画」といいます。）の策定が義務づけられました。

その後、同法は幾度か改正が行われ、子ども・子育て支援の充実が図られてきました。令和6（2024）年6月の「子ども・子育て支援法」等の改正では、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」が追加されるとともに、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付を行う「こども誰でも通園制度」が創設（令和8（2026）年度から開始予定）されました。また、これに先立ち、令和4（2022）年6月の「児童福祉法」等の改正では、家庭支援事業が拡充され、要支援児童等の支援に資する「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設され、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられることとなりました。

本市においては、平成27（2015）年3月に、第1期計画として「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2（2020）年3月には第2期計画として「岐阜市子ども・子育て支援プラン」の中で「第2期岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に取り組んできました。

この第2期計画が令和6年度に計画期間の満了となることを受け、引き続き、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施を図るため、この章において、「第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 意義

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資となります。したがって、子ども・子育て支援は、社会全体で取り組むべき重要課題となります。

(3) 基本方針

子ども・子育て支援にあたっては、すべての子どもたちの最善の利益が実現することを第一に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充と質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざします。

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の推進

待機児童ゼロを継続するため、教育・保育提供区域内の需給の状況に応じ、定員の見直しや増築・改修、小規模保育事業所や認定こども園の設置等により、保護者のニーズに対応した供給確保を図ります。

② 地域での子育て支援の推進

保育を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭を支援するため、身近な地域で多様な子育て支援が受けられる環境づくりを進めます。

2 子ども・子育て支援の取り組み

(1) 概要

本章では、子ども・子育て支援の取り組みとして、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、記載します。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は以下のとおりです。

教育・保育

■ 教育・保育施設

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園
- ・ 保育所（園）

■ 地域型保育事業

保育を必要とする3歳未満の子どもに対し以下の保育を実施

- ・ 小規模保育事業
- ・ 事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業	本市における事業	No.
利用者支援事業	利用者支援事業	104
		114
		115
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業	89
妊婦健康診査	妊婦健康診査	109
乳児家庭全戸訪問事業	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	113
養育支援訪問事業等	養育支援訪問事業	90
	子育て世帯訪問支援事業	92
	親子関係形成支援事業	85
子育て短期支援事業	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	87
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	137
一時預かり事業	幼稚園における預かり保育	—
	保育所（園）等における一時預かり事業	99
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	137
	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	87
延長保育事業	延長保育事業	99
病児保育事業	病児・病後児保育事業	99
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業）	137
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	88
産後ケア事業	産後ケア事業	117
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	108
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付事業	45
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業	—

※番号（NO.）は、第3章の次世代育成支援対策の取り組みと共通する番号です。

(2) 事業の提供区域の設定と量の見込みの算出方法

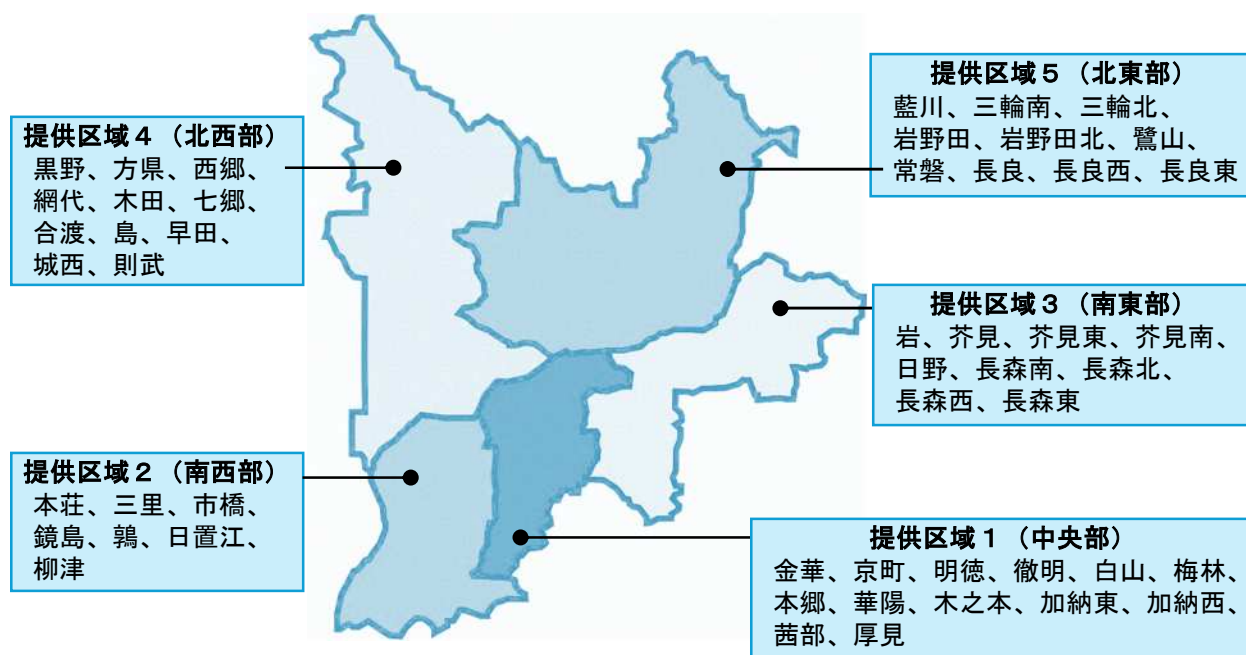
「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとの各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所にかかる必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込みとそれを提供する体制の確保方策等について、また、各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれを提供する体制の確保方策等について示すこととされています。

① 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」といいます。）を定め、その区域内での需給計画を立てることとされています。

本市においては、概ねの日常生活の範囲や現在の教育・保育施設の利用状況などの条件を総合的に勘案し、以下の5区域を基本とします。なお、小学生が利用する放課後児童健全育成事業のように小さな単位での想定が適切な事業や行政区域を越えて広域的な利用実態があるものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定します。

教育・保育提供区域図



※教育・保育提供区域は、この計画における「量の見込み」、「確保方策」の設定にあたって参考とする区域であり、保護者の入所（園）の希望を妨げるものではありません。

提供区域の設定

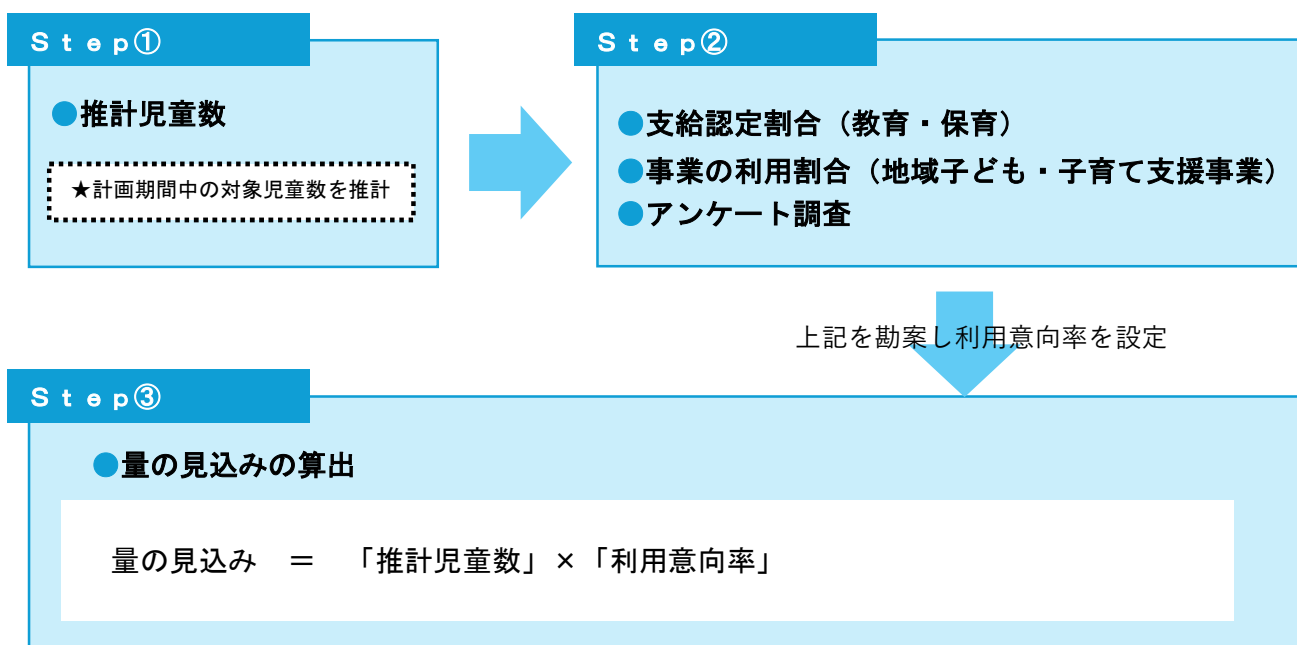
事業等		提供区域
教育・保育	教育（認定こども園、幼稚園）	市全域
	保育（認定こども園、保育所（園）、地域型保育）	5区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援センター事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	すくすく赤ちゃん子育て支援事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	親子関係形成支援事業	市全域
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	市全域
	一時預かり事業	市全域
	延長保育事業	5区域
	病児・病後児保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	46区域 （小学校区）
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域 （予定）
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	市全域	

※一時預かり事業には、幼稚園や保育所（園）等における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）、夜間養護等（トワイライトステイ事業）を含みます。

② 量の見込みの算出方法

今後の児童数を推計した上で、令和5年に実施した「岐阜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)、支給認定区分ごとの児童数に占める支給認定子どもの割合(以下、「支給認定割合」といいます。)、各種事業の利用割合、保護者が第1希望として入所を希望する保育所(園)等のニーズ、これまでの利用実績などを総合的に勘案し、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み(各年3月1日現在)を算出しました。

量の見込みの算出イメージ



※支給認定区分について

教育・保育の利用にあたっては、国の定める客観的な基準に基づく以下の条件に応じて、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病、その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者	

③ 推計児童数

過去の人口動態から変化率を求め、将来人口を推計するコーホート変化率法に基づき算出し、この計画の期間中における本市の5歳児以下の児童数は次のとおりです。計画最終年度である令和11年には13,780人になると予測されます。

単位：人

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市 全 域	令和7年	2,322	2,434	2,525	2,631	2,742	2,891	15,545
	令和8年	2,257	2,382	2,445	2,541	2,638	2,745	15,008
	令和9年	2,198	2,315	2,393	2,461	2,548	2,643	14,558
	令和10年	2,142	2,254	2,326	2,409	2,467	2,552	14,150
	令和11年	2,089	2,198	2,265	2,342	2,415	2,471	13,780

(3) 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

① 1号認定

現状と課題

令和6年度時点で、市全域には、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園が2カ所（公立：2カ所）、移行していない幼稚園が32カ所（私立：32カ所）、合計で34カ所の幼稚園と17カ所の認定こども園（私立：17カ所）が設置されています。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込み (必要利用定員総数)		4,402	4,123	3,883	3,671	3,474
②確保方策		10,613	10,613	10,613	10,613	10,613
内 訳	移行した幼稚園	225	225	225	225	225
	認定こども園	278	278	278	278	278
	移行していない幼稚園	10,110	10,110	10,110	10,110	10,110
(②-①)		6,211	6,490	6,730	6,942	7,139

確保の内容及び今後の取り組み

- 現状の供給体制により、対応が可能であると考えられます。

② 2号認定、3号認定

現状と課題

令和6年度時点で、市内には、保育所（園）34か所（公立：11か所、私立：23か所）、認定こども園17か所、小規模保育事業所29か所、事業所内保育事業所3か所が設置されています。

過去の傾向や現状、アンケート調査結果を踏まえると、人口が減少傾向にあるものの0歳及び1歳の子どもの保育ニーズは、引き続き増加するものと予想されます。また、各教育・保育提供区域の中でも、保育の受入枠に余裕がある地域、受入枠に余裕がない地域が存在しており、余裕がない地域にはさらなる供給確保が必要です。

※保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の区域別か所数
 提供区域1（中央部）20か所、提供区域2（南西部）21か所、提供区域3（南東部）11か所、
 提供区域4（北西部）16か所、提供区域5（北東部）15か所

量の見込み及び確保方策

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号		3号		2号		3号	
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		3,275	522	1,175	1,229	3,239	530	1,188	1,216
②確保方策		3,565	527	1,180	1,420	3,551	562	1,238	1,469
内訳	教育・保育施設	3,563	394	846	1,067	3,549	426	896	1,108
	地域型保育事業(2号認定においては、「満3歳以上限定小規模保育事業」)		89	244	253	0	92	252	261
	企業主導型保育事業等	2	44	90	100	2	44	90	100
(②-①)		290	5	5	191	312	32	50	253

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
3,226	539	1,194	1,216	3,230	549	1,202	1,207	3,241	559	1,212	1,201
3,554	578	1,264	1,495	3,530	593	1,300	1,531	3,493	590	1,288	1,519
3,552	439	914	1,126	3,528	454	950	1,162	3,491	451	938	1,150
0	95	260	269	0	95	260	269	0	95	260	269
2	44	90	100	2	44	90	100	2	44	90	100
328	39	70	279	300	44	98	324	252	31	76	318

- ※1 教育・保育施設とは、保育所（園）及び認定こども園をいいます。
- ※2 地域型保育事業とは、小規模保育事業及び事業所内保育事業（労働者枠を除く）をいいます。
- ※3 企業主導型保育事業等とは、企業主導型保育事業（地域枠）及び幼稚園で保育を必要とする0～2歳児を定期的に預かる一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）をいいます。地域枠とは、従業員以外の地域の子どもを受け入れる枠をいいます。

確保の内容及び今後の取り組み

- 保護者の選択の幅を拡大できるよう、定員の見直し、施設の建て替えや増改築を行うほか、幼稚園の認定こども園化により、十分な供給確保を図ります。また、各教育・保育提供区域の中の受入枠に余裕がない地域については、小規模保育事業所の開設を検討します。
- 各教育・保育提供区域における供給不足は、隣接区域での受け入れで対応します。

3号認定の保育利用率に係る目標設定

満3歳未満の子どもの利用ニーズが高いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を各年度の目標値として定めます。

単位：人

		参考値 (令和5年度)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①推計人口	0歳	2,445	2,322	2,257	2,198	2,142	2,089
	1歳	2,611	2,434	2,382	2,315	2,254	2,198
	2歳	2,714	2,525	2,445	2,393	2,326	2,265
②確保方策	0歳	501	527	562	578	593	590
	1歳	1,128	1,180	1,238	1,264	1,300	1,288
	2歳	1,384	1,420	1,469	1,495	1,531	1,519
③保育利用率 (②/①)	0歳	20.5	22.7	24.9	26.3	27.7	28.2
	1歳	43.2	48.5	52.0	54.6	57.7	58.6
	2歳	51.0	56.2	60.1	62.5	65.8	67.1

■提供区域1（中央部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,010	142	323	340	1,003	146	326	342
②確保方策		1,091	154	310	369	1,091	160	328	387
内訳	教育・保育施設	1,091	128	268	322	1,091	134	286	340
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	12	27	29	0	12	27	29
	企業主導型保育事業等	0	14	15	18	0	14	15	18
（②-①）		81	12	▲13	29	88	14	2	45

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
1,001	148	330	340	1,001	153	334	340	1,009	154	338	339
1,091	168	346	405	1,067	171	346	405	1,067	171	346	405
1,091	142	304	358	1,067	145	304	358	1,067	145	304	358
0	12	27	29	0	12	27	29	0	12	27	29
0	14	15	18	0	14	15	18	0	14	15	18
90	20	16	65	66	18	12	65	58	17	8	66

■提供区域2（南西部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		596	136	306	305	586	141	314	307
②確保方策		601	142	323	368	598	144	336	367
内訳	教育・保育施設	599	85	155	197	596	87	168	196
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	33	100	96	0	33	100	96
	企業主導型保育事業等	2	24	68	75	2	24	68	75
（②－①）		5	6	17	63	12	3	22	60

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
591	144	321	310	597	147	325	313	610	152	332	314
601	149	336	367	601	155	354	385	601	155	354	385
599	92	168	196	599	98	186	214	599	98	186	214
0	33	100	96	0	33	100	96	0	33	100	96
2	24	68	75	2	24	68	75	2	24	68	75
10	5	15	57	4	8	29	72	▲9	3	22	71

■提供区域3（南東部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		476	73	153	133	459	73	155	141
②確保方策		485	69	129	184	485	75	147	202
内訳	教育・保育施設	485	56	101	152	485	62	119	170
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	11	26	30	0	11	26	30
	企業主導型保育事業等	0	2	2	2	0	2	2	2
（②－①）		9	▲4	▲24	51	26	2	▲8	61

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
451	74	154	142	450	75	153	139	460	77	154	138
485	78	155	210	485	78	155	210	485	78	155	210
485	62	119	170	485	62	119	170	485	62	119	170
0	14	34	38	0	14	34	38	0	14	34	38
0	2	2	2	0	2	2	2	0	2	2	2
34	4	1	68	35	3	2	71	25	1	1	72

■提供区域4（北西部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		620	95	220	263	627	95	222	257
②確保方策		684	87	220	277	673	102	211	273
内訳	教育・保育施設	684	61	166	217	673	73	149	205
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	25	52	58	0	28	60	66
	企業主導型保育事業等	0	1	2	2	0	1	2	2
（②－①）		64	▲8	0	14	46	7	▲11	16

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
637	97	222	257	648	99	223	254	647	100	224	251
673	102	211	273	673	108	229	291	673	108	229	291
673	73	149	205	673	79	167	223	673	79	167	223
0	28	60	66	0	28	60	66	0	28	60	66
0	1	2	2	0	1	2	2	0	1	2	2
36	5	▲11	16	25	9	6	37	26	8	5	40

■提供区域5（北東部）

単位：人

市全域		令和7年度				令和8年度			
		2号	3号			2号	3号		
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		573	76	173	188	564	75	171	169
②確保方策		704	75	198	222	704	81	216	240
内訳	教育・保育施設	704	64	156	179	704	70	174	197
	地域型保育事業（2号認定においては、「満三歳以上限定小規模保育事業」）	0	8	39	40	0	8	39	40
	企業主導型保育事業等	0	3	3	3	0	3	3	3
（②－①）		131	▲1	25	34	140	6	45	71

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号		3号		2号		3号		2号		3号	
3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
546	76	167	167	534	75	167	161	515	76	164	159
704	81	216	240	704	81	216	240	667	78	204	228
704	70	174	197	704	70	174	197	667	67	162	185
0	8	39	40	0	8	39	40	0	8	39	40
0	3	3	3	0	3	3	3	0	3	3	3
158	5	49	73	170	6	49	79	152	2	40	69

(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が身近な場所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

量の見込み及び確保方策

■こども家庭センター

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
(②-①)	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	18	18	18	18
②確保方策	19	18	18	18	18
(②-①)	0	0	0	0	0

■妊婦等包括相談支援事業

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,885	4,748	4,624	4,507	4,395
②確保方策	4,885	4,748	4,624	4,507	4,395
(②-①)	0	0	0	0	0

■保育コンシェルジュ(特定型利用者支援事業)

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
(②-①)	0	0	0	0	0

確保の内容及び今後の取り組み**■こども家庭センター**

妊産婦、子ども、子育て世帯を包括的に支援する機関として、岐阜市子ども・若者総合支援センターと市内3か所の保健センターで構成する「岐阜市こども家庭センター」を運営し、児童福祉・母子保健両部門が一体的に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

■地域子育て相談機関

虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、公立保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる地域子育て相談機関を設置します。

■妊婦等包括相談支援事業

岐阜市こども家庭センター各保健センター窓口において、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠届時や妊娠8か月頃のマタニティサポート面談、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問での面談等において、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、喜びや楽しみを感じながら自信をもって育児ができるよう、訪問、電話、各健診、地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえて、継続的な情報提供や相談を行います。

■保育コンシェルジュ（特定型利用者支援事業）

子ども保育課にコンシェルジュ機能を担う職員を配置し、関係機関との連携により保育所（園）等や地域の子育て支援事業の利用支援・調整、円滑な事業の利用に向けた支援を実施します。また、保育所（園）等の空き情報を市ホームページに掲載し、市内在住者及び転入者（予定者）への情報提供を実施します。

② 地域子育て支援センター事業

事業概要

育児の不安や負担を軽減するため、子ども・親同士が交流できる場の提供や育児相談等により、身近な地域における子育て支援を総合的に実施する地域子育て支援センター事業を市内6か所で行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10,437	10,155	9,899	9,636	9,392
②確保方策	13,660	13,660	13,660	13,660	13,660
(②-①)	3,223	3,505	3,761	4,024	4,268

確保の内容及び今後の取り組み

- 5か所の保育所（園）及び1か所の学校法人の計6か所の体制を維持することにより、供給確保を図ります。

③ 妊婦健康診査

事業概要

健康な子どもを産み育てるため、妊娠が順調であるかどうかの確認を行うとともに、必要な保健指導を行います。

量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①妊娠届出書提出者数(人)	2,305	2,240	2,182	2,126	2,074
②1人あたりの健診回数(回)	12	12	12	12	12
③量の見込み(①×②)	27,660	26,880	26,184	25,512	24,888

確保の内容及び今後の取り組み

- 安心、ゆとりをもって妊娠・出産ができるよう、できるだけ早い時期の妊娠届出の周知を図り、受診率の向上と保健指導の内容の充実に努めます。

④ すくすく赤ちゃん子育て支援事業

事業概要

育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師または助産師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の支援を行います。

また、地域における子育てを支援していくため、地域役員や母子訪問指導員等による地域連携会議を開催するとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等による継続的な支援につなげ、子育て家庭の孤立を防ぎます。

量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①0歳児人口	2,322	2,257	2,198	2,142	2,089
②量の見込み(件)	2,322	2,257	2,198	2,142	2,089

確保の内容及び今後の取り組み

- 母子健康手帳交付時における事業内容の説明、出生届の受付窓口における案内を徹底し、訪問実施率の向上に努めます。
- 支援を必要とする家庭に対して切れ目のない適切な対応ができるよう、子育てに関わる地域の関係者等と情報共有を図り、身近なところで家庭を見守る体制づくりのさらなる充実に努めます。

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

虐待の未然防止、早期発見のため、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭に対し、妊娠届出書等を活用して出産前から職員の家庭訪問による支援等を行います。

また、出産後は、すくすく赤ちゃん子育て支援事業、乳幼児健康診査等や医療機関からの情報提供等により把握した要支援家庭に対して必要な支援を継続的に行います。

支援を必要とする家庭の早期発見のため、関係者や関係機関等との連携強化を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催します。

量の見込み及び確保方策

単位：件（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①実訪問家庭数	24	24	24	24	24
②量の見込み	360	360	360	360	360
③確保方策	360	360	360	360	360

確保の内容及び今後の取り組み

- 岐阜市こども家庭センターと医療機関、女性相談担当等との連携を強化し、支援を必要とする家庭の早期発見や養育支援等による切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図ります。
- 要保護児童等の支援にあたっては、引き続き、岐阜市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、学校、医療機関、その他関係機関等と連携を図ります。（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

⑥ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えます。

量の見込み及び確保方策

単位：件（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	480	500	520	540	560
②確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

確保の内容及び今後の取り組み

- 支援が必要な家庭に対し、適切に訪問支援員を派遣します。

⑦ 親子関係形成支援事業

事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、子どもの発達に応じた関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニングを実施し、保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報交換を行う場を設けるなど、必要な支援を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	58	58	58	58	58
②確保方策	80	80	80	80	80

確保の内容及び今後の取り組み

- 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に向けて、定期的にペアレント・トレーニングの講習会を実施します。

⑧ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

事業概要

保護者の疾病、育児疲れ、出産、冠婚葬祭、出張等により、子どもの養育が困難な場合に、児童養護施設等において一時的に子どもを預かります。

量の見込み及び確保方策

単位：件（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	164	159	155	151
②確保方策	220	220	220	220	220
(②-①)	50	56	61	65	69

確保の内容及び今後の取り組み

- 現状の供給体制により、対応が可能であると考えられます。

⑨ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）

事業概要

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と、「育児の援助を行いたい人（提供会員）」を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,472	1,439	1,407	1,352	1,303
②確保方策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
(②-①)	28	61	93	148	197

確保の内容及び今後の取り組み

- 「広報ぎふ」やチラシ等を活用し、引き続き、提供会員の確保に努めます。
- 預かり中の子どもの安全対策等も含めた提供会員向け講習会等により、円滑な活動、対応ができるよう努めます。

⑩ 一時預かり事業

事業概要

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児等を預かる一時預かり事業を実施します。

また、短時間労働等により断続的な保育が必要な場合や保護者の疾病、入院等による緊急一時的に保育が必要な場合、保護者の子育てに伴う心理的・肉体的負担を解消するため、保育所（園）、認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、夜間養護等（トワイライトステイ）施設において、子どもの一時預かりを行います。

量の見込み及び確保方策

■一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人（延べ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	5,270	5,127	4,999	4,865	4,742
	2号認定相当	464,640	435,120	409,920	387,840	367,200
②確保方策		501,840	472,320	447,120	425,040	404,400
(②-①)		31,930	32,073	32,201	32,335	32,458

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

単位：人（延べ）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10,892	10,515	10,201	9,914	9,655
② 確 保 方 策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
	ファミリー・サポート ・センター事業（病児 ・緊急対応強化事業を除く）	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
	夜間養護等（トワイライ トステイ）事業	390	390	390	390	390
(②-①)		1,128	1,505	1,819	2,106	2,365

確保の内容及び今後の取り組み

- 現在、市内すべての私立幼稚園及び14か所の認定こども園で一時預かり事業（幼稚園型）が実施されており、現状の体制を維持することにより、供給体制を確保します。
- 現状の市内29か所の保育所（園）及び認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、市内2か所の夜間養護等（トワイライトステイ）施設における供給体制を維持することにより、供給確保を図ります。

⑪ 延長保育事業

事業概要

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所（園）における通常の開所時間を延長して保育を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	191	190	190	191	190
②確保方策	256	256	256	256	256
(②-①)	65	66	66	65	66

確保の内容及び今後の取り組み

- 既存の53か所の保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業で供給体制を維持し、供給確保を図ります。

■ 区域別

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(中央部) 提供区域1	①量の見込み	76	76	77	77	77
	②確保方策	89	89	89	89	89
	(②-①)	13	13	12	12	12
(南西部) 提供区域2	①量の見込み	36	36	36	37	37
	②確保方策	49	49	49	49	49
	(②-①)	13	13	13	12	12
(南東部) 提供区域3	①量の見込み	25	25	25	25	25
	②確保方策	33	33	33	33	33
	(②-①)	8	8	8	8	8
(北西部) 提供区域4	①量の見込み	21	21	21	21	21
	②確保方策	42	42	42	42	42
	(②-①)	21	21	21	21	21
(北東部) 提供区域5	①量の見込み	33	32	31	31	30
	②確保方策	43	43	43	43	43
	(②-①)	10	11	12	12	13

⑫ 病児・病後児保育事業

事業概要

病気のために保育所（園）等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を実施します。

また、保育所（園）等で児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の看護師やファミリー・サポート・センターの提供会員がタクシーで迎えに行き、診察後、施設や会員の自宅で保育を行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人数（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10,537	10,488	10,492	10,514	10,558
②確保方策	病児・病後児保育事業	20,397	20,397	20,397	20,397
	ファミリー・サポート・センター事業 （病児・緊急対応強化事業）	5	5	5	5
(②-①)	9,865	9,914	9,910	9,888	9,844

確保の内容及び今後の取り組み

- 通常の保育事業とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向がありますが、感染症の流行時期など、一時的に受け入れることができないケースを除けば、概ね現状の供給体制を維持することにより、供給確保は可能であると考えられます。

⑬ 放課後児童健全育成事業

事業概要

就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない子どもの居場所を確保するため、すべての小学校区において放課後児童クラブを実施します。

量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（市全域）	3,914	3,802	3,628	3,465	3,312
②確保方策	4,118	4,091	4,002	3,952	3,850
(②-①)	204	289	374	487	538

確保の内容及び今後の取り組み

- 小学校の余裕教室、近隣の公共施設の賃貸借等による開設場所の確保、継続的な支援員の募集や民間委託等による人員の確保により、各児童クラブにおいて供給不足が発生することのないよう、供給確保を図ります。また、拡充が困難な場合であっても、弾力的に児童を受け入れることで待機児童の減少に努めます。

■ 区域別（小学校区） ※低学年：1～3年生、高学年4～6年生 単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1. 岐阜小学校区					
低学年	33	31	24	20	18
高学年	9	5	8	4	4
①量の見込み	42	36	32	24	22
②確保方策	45	45	32	30	30
(②-①)	3	9	0	6	8
2. 明郷小学校区					
低学年	46	37	29	21	17
高学年	14	11	11	11	7
①量の見込み	60	48	40	32	24
②確保方策	60	60	60	32	30
(②-①)	0	12	20	0	6
3. 徹明さくら小学校区					
低学年	59	54	68	74	80
高学年	26	34	29	26	31
①量の見込み	85	88	97	100	111
②確保方策	90	90	97	120	120
(②-①)	5	2	0	20	9
4. 白山小学校区					
低学年	22	22	27	26	25
高学年	4	3	1	4	3
①量の見込み	26	25	28	30	28
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	4	5	2	0	2
5. 梅林小学校区					
低学年	29	31	29	25	20
高学年	11	10	10	10	10
①量の見込み	40	41	39	35	30
②確保方策	35	35	35	35	35
(②-①)	▲ 5	▲ 6	▲ 4	0	5

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
6. 華陽小学校区					
低学年	44	45	49	48	42
高学年	15	17	15	14	16
①量の見込み	59	62	64	62	58
②確保方策	60	62	64	62	60
(②-①)	1	0	0	0	2
7. 本荘小学校区					
低学年	81	79	76	68	61
高学年	21	21	19	19	19
①量の見込み	102	100	95	87	80
②確保方策	120	120	95	90	90
(②-①)	18	20	0	3	10
8. 日野小学校区					
低学年	50	48	42	43	39
高学年	8	6	8	5	6
①量の見込み	58	54	50	48	45
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	2	6	10	12	15
9. 長良小学校区					
低学年	52	49	43	34	34
高学年	23	21	24	26	22
①量の見込み	75	70	67	60	56
②確保方策	75	70	67	60	60
(②-①)	0	0	0	0	4
10. 島小学校区					
低学年	158	161	163	158	153
高学年	50	43	44	49	47
①量の見込み	208	204	207	207	200
②確保方策	212	212	212	212	212
(②-①)	4	8	5	5	12
11. 三里小学校区					
低学年	128	131	116	120	114
高学年	50	49	55	50	50
①量の見込み	178	180	171	170	164
②確保方策	180	180	180	180	180
(②-①)	2	0	9	10	16

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
12. 鷺山小学校区					
低学年	75	71	62	54	50
高学年	17	16	17	17	14
①量の見込み	92	87	79	71	64
②確保方策	92	90	90	90	90
(②-①)	0	3	11	19	26
13. 加納小学校区					
低学年	69	65	58	50	43
高学年	15	19	16	17	17
①量の見込み	84	84	74	67	60
②確保方策	78	78	74	70	70
(②-①)	▲ 6	▲ 6	0	3	10
14. 加納西小学校区					
低学年	47	47	49	54	50
高学年	12	13	14	12	13
①量の見込み	59	60	63	66	63
②確保方策	60	60	63	66	63
(②-①)	1	0	0	0	0
15. 則武小学校区					
低学年	123	107	94	79	77
高学年	15	23	22	21	16
①量の見込み	138	130	116	100	93
②確保方策	140	140	140	110	110
(②-①)	2	10	24	10	17
16. 長森南小学校区					
低学年	108	108	106	105	94
高学年	15	16	15	16	16
①量の見込み	123	124	121	121	110
②確保方策	123	124	121	121	120
(②-①)	0	0	0	0	10
17. 長森北小学校区					
低学年	40	40	38	38	32
高学年	7	9	10	8	9
①量の見込み	47	49	48	46	41
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	13	11	12	14	19

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
18. 常磐小学校区					
低学年	43	41	39	36	32
高学年	15	15	12	10	11
①量の見込み	58	56	51	46	43
②確保方策	70	70	70	70	70
(②-①)	12	14	19	24	27
19. 木田小学校区					
低学年	39	40	34	38	38
高学年	4	5	7	5	6
①量の見込み	43	45	41	43	44
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	17	15	19	17	16
20. 岩野田小学校区					
低学年	52	50	46	43	42
高学年	8	10	9	7	8
①量の見込み	60	60	55	50	50
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	0	0	5	10	10
21. 黒野小学校区					
低学年	59	58	57	51	46
高学年	26	26	25	26	26
①量の見込み	85	84	82	77	72
②確保方策	86	86	86	86	86
(②-①)	1	2	4	9	14
22. 方県小学校区					
低学年	17	16	11	15	9
高学年	6	8	10	8	9
①量の見込み	23	24	21	23	18
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	7	6	9	7	12
23. 茜部小学校区					
低学年	149	144	123	115	115
高学年	19	24	24	24	22
①量の見込み	168	168	147	139	137
②確保方策	168	168	155	155	155
(②-①)	0	0	8	16	18

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
24. 鶉小学校区					
低学年	153	146	142	143	141
高学年	40	43	47	43	40
①量の見込み	193	189	189	186	181
②確保方策	193	190	190	190	190
(②-①)	0	1	1	4	9
25. 七郷小学校区					
低学年	106	94	92	92	91
高学年	24	34	24	23	24
①量の見込み	130	128	116	115	115
②確保方策	150	150	120	120	120
(②-①)	20	22	4	5	5
26. 西郷小学校区					
低学年	89	85	91	88	89
高学年	25	20	15	17	16
①量の見込み	114	105	106	105	105
②確保方策	120	120	120	120	120
(②-①)	6	15	14	15	15
27. 市橋小学校区					
低学年	161	173	167	164	153
高学年	37	42	46	50	54
①量の見込み	198	215	213	214	207
②確保方策	200	215	213	214	207
(②-①)	2	0	0	0	0
28. 岩小学校区					
低学年	26	21	25	24	22
高学年	0	4	2	1	2
①量の見込み	26	25	27	25	24
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	4	5	3	5	6
29. 鏡島小学校区					
低学年	96	89	88	83	83
高学年	18	20	18	19	17
①量の見込み	114	109	106	102	100
②確保方策	120	120	120	120	120
(②-①)	6	11	14	18	20

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
30. 厚見小学校区					
低学年	78	76	68	59	58
高学年	14	10	15	15	11
①量の見込み	92	86	83	74	69
②確保方策	92	90	90	90	90
(②-①)	0	4	7	16	21
31. 長良西小学校区					
低学年	109	97	92	77	77
高学年	21	28	28	27	22
①量の見込み	130	125	120	104	99
②確保方策	130	125	120	120	120
(②-①)	0	0	0	16	21
32. 早田小学校区					
低学年	57	58	61	63	67
高学年	16	14	13	11	13
①量の見込み	73	72	74	74	80
②確保方策	75	75	75	75	80
(②-①)	2	3	1	1	0
33. 且格小学校区					
低学年	24	25	24	24	22
高学年	4	4	7	5	4
①量の見込み	28	29	31	29	26
②確保方策	30	30	31	30	30
(②-①)	2	1	0	1	4
34. 芥見小学校区					
低学年	51	43	40	31	33
高学年	9	10	8	10	6
①量の見込み	60	53	48	41	39
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	0	7	12	19	21
35. 合渡小学校区					
低学年	45	42	38	38	36
高学年	7	8	9	8	7
①量の見込み	52	50	47	46	43
②確保方策	60	60	60	60	60
(②-①)	8	10	13	14	17

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
36. 三輪南小学校区					
低学年	67	64	55	55	52
高学年	22	16	16	13	13
①量の見込み	89	80	71	68	65
②確保方策	90	90	90	90	90
(②-①)	1	10	19	22	25
37. 三輪北小学校区					
低学年	12	9	11	11	10
高学年	4	4	3	3	2
①量の見込み	16	13	14	14	12
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	14	17	16	16	18
38. 網代小学校区					
低学年	10	9	9	8	10
高学年	8	4	4	4	3
①量の見込み	18	13	13	12	13
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	12	17	17	18	17
39. 城西小学校区					
低学年	48	54	49	52	46
高学年	11	9	11	10	11
①量の見込み	59	63	60	62	57
②確保方策	60	63	60	62	60
(②-①)	1	0	0	0	3
40. 藍川小学校区（令和7年度から藍川北学園）					
低学年	18	18	17	16	16
高学年	6	4	5	5	5
①量の見込み	24	22	22	21	21
②確保方策	30	30	30	30	30
(②-①)	6	8	8	9	9
41. 長良東小学校区					
低学年	85	73	57	53	46
高学年	22	26	24	20	18
①量の見込み	107	99	81	73	64
②確保方策	107	105	105	105	75
(②-①)	0	6	24	32	11

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
42. 長森西小学校区					
低学年	77	70	62	56	53
高学年	5	7	9	7	6
①量の見込み	82	77	71	63	59
②確保方策	90	90	90	90	60
(②-①)	8	13	19	27	1
43. 芥見東小学校区（令和8年度から藍東学園）					
低学年	29	23	18	21	22
高学年	11	8	8	6	4
①量の見込み	40	31	26	27	26
②確保方策	60	31	30	30	30
(②-①)	20	0	4	3	4
44. 岩野田北小学校区					
低学年	102	89	86	75	72
高学年	13	21	18	22	16
①量の見込み	115	110	104	97	88
②確保方策	120	120	120	120	90
(②-①)	5	10	16	23	2
45. 長森東小学校区					
低学年	86	80	77	75	75
高学年	18	15	17	16	13
①量の見込み	104	95	94	91	88
②確保方策	105	105	105	105	105
(②-①)	1	10	11	14	17
46. 柳津小学校区					
低学年	101	103	91	89	88
高学年	36	31	33	29	30
①量の見込み	137	134	124	118	118
②確保方策	142	142	142	142	142
(②-①)	5	8	18	24	24

⑭ 産後ケア事業

事業概要

産後1年未満の産婦と乳児を対象とし、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関等の施設での宿泊や日帰り、助産師による訪問型の母子の心身のケアや育児サポートなどを行います。

量の見込み及び確保方策

単位：人（延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	348	384	396	407	418
②確保方策	433	433	433	433	433
(②-①)	85	49	37	26	15

確保の内容及び今後の取り組み

- 宿泊や日帰りでの産後ケアができる医療機関や訪問での産後ケアができる助産師を確保し、母親が安心して子育てができる環境を整備します。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳幼児等通園支援事業を実施します。

量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	0歳	52	50	48	46	44
	1歳	72	68	64	60	57
	2歳	74	70	67	64	61
②確保方策	0歳	試行的に 実施予定	試行結果を踏まえ、適切に実施			
	1歳					
	2歳					
(②-①)	0歳	—	—	—	—	—
	1歳	—	—	—	—	—
	2歳	—	—	—	—	—

※国が示した基準に基づき、各年齢の未就園児数を基に算出した必要定員数を量の見込みとしています。

※令和8年度以降は「子ども・子育て支援給付」の一つとして実施する予定です。

確保の内容及び今後の取り組み

- 令和8年度（予定）からの実施に向け、令和7年度は試行的に実施する予定です。
- 令和7年度中に国が示した基準に基づき算出した、子ども・子育て支援給付として実施する令和8年度以降の量の見込み及び確保方策については、以下のとおりです

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	3	3	3	3
	1歳	4	4	4	4
	2歳	3	3	3	3
②確保方策（※）	0歳	3	3	3	3
	1歳	4	4	4	4
	2歳	3	3	3	3
(②-①)	0歳	0	0	0	0
	1歳	0	0	0	0
	2歳	0	0	0	0
(※参考) 定員数/月	0-2歳	178	178	178	178

⑩ 実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

低所得で生計が困難な世帯が利用する保育所（園）、認定こども園及び子ども・子育て支援制度に未移行の幼稚園等に係る実費徴収額（日用品・文具等費、副食材料費）の負担軽減を図ります。

量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

確保の内容及び今後の取り組み

- 保護者からの申請を受けるだけでなく、対象者に交付申請を促すことにより、交付申請の漏れがないように努め、広く低所得世帯の負担軽減を図っていきます。

⑪ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

事業概要

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の負担軽減を図ります。

量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

確保の内容及び今後の取り組み

- 集団活動を利用する保護者の負担軽減につながるよう、着実に実施します。

(5) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保等

① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設であることを踏まえ、保育所（園）や幼稚園からの希望に応じ、認定こども園への移行を促進していきます。

② 質の高い教育・保育の推進体制

- 市内の幼児教育関係団体により組織される協議会において、本市の幼児教育の方向性や課題を確認・共有しながら、“オール岐阜”で幼児教育を推進します。
- 専門知識と豊富な実務経験のある幼児教育コーディネーターが各幼児教育施設を巡回し、保育者の支援を行います。また、幼稚園教諭や保育士等の合同研修を実施することにより、資質の向上に努めます。
- 小1プロブレムの解消に向け、すべての幼稚園・保育所（園）等で発達段階に応じて身につけさせたい共通の内容をわかりやすくまとめたリーフレット「のびのび育てぎふっ子」を市ホームページに掲載し、家庭における幼児教育の重要性について意識啓発を図ります。
- 地域型保育事業者が、連携・協力を行う認定こども園や幼稚園、保育所（園）といった連携施設を設定できない場合は、市が調整を図り、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

③ 認定こども園への移行に関する方針

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針では、既存の幼稚園・保育所（園）から認定こども園への認可・認定の申請があった際に、供給体制が確保されている場合であっても、量の見込に子ども・子育て支援事業計画で定める数を加えた数の範囲内であれば、認可等を行うことを可能とする特例措置を設け、認定こども園への移行を促進しています。

この趣旨を踏まえ、本市では、認定こども園への移行について、1号認定及び2号認定の定員は「各号の定員の合計が申請時点を基準とした当該幼稚園等の3歳以上児の実利用人数を下回る人数」、3号認定の定員は「下の年齢クラスの利用者が進級可能な人数」まで認可等を行う方針とします。

なお、幼稚園や保育所（園）の意向は、今後も変更が伴うことから、毎年度、既存施設への意向調査を実施し、必要に応じて方針の見直しを行います。

また、上記の人数を認可等の基準とするものの、認定こども園へ移行することにより、保育の受け入れ枠の不足が見込まれる場合は、適切な利用定員の設定がなされるよう調整を行うこととします。

④ (令和8年度以降)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進体制

幼稚園・保育所（園）等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の入園（所）等に関する相談に対応するほか、乳児等通園支援事業者と幼稚園・保育所（園）等との間で情報を共有することができる体制を整備します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が、無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、子育てのための施設等利用給付にあたっては、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するとともに、県と連携を図ることにより、円滑に実施していきます。

① 施設等利用給付の実施方法

施設等利用給付の実施方法については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、利用料（保育料）は施設による法定代理受領とし、年4回の実施を基本とします。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料については、保護者への償還払いとし、年4回の実施を基本とします。

② 施設等利用給付の申請

施設等利用給付の申請については、保護者が利用している施設に取りまとめを依頼し、保護者の利便性の向上を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

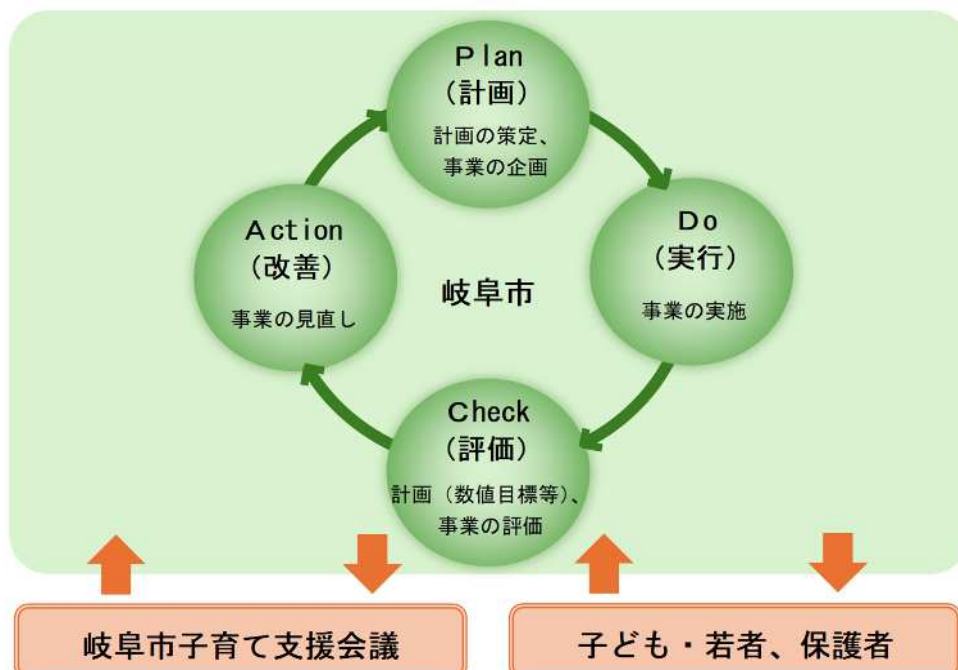
本市においては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき、「岐阜市子育て支援会議」を設置し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定などの子ども・子育て支援事業に関する事項をはじめ、子ども・子育てに関する施策について幅広く審議することとしています。そのため、「岐阜市子育て支援会議」は、児童福祉、医療、教育、就労など、幅広い分野の関係団体等の代表者や有識者などにより構成しています。また、「岐阜市子育て支援会議」の委員として若者の参画を進めています。

この計画の推進にあたっては、「岐阜市子育て支援会議」を通じ、幅広い意見の共有等により相互に連携を図るとともに、さまざまな機会を通じ、子どもとその保護者のほか、若者の意見等の把握、反映に努めることにより、総合的かつ計画的に推進していきます。

2 進捗管理

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。各年度において、計画の実施状況を把握、点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていくことが重要です。

そこで、計画の適切な進捗管理を行うため、計画記載事業の実施状況について、「岐阜市子育て支援会議」において報告し、意見を聴取するとともに、子どもとその保護者、若者からの意見等、さらには経済や社会の情勢の変化、国の子ども施策及び子育て支援施策のほか、関連する施策の動向などを踏まえ、必要に応じ、計画や施策の見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づいて計画を推進するよう努めます。



資料編

1

計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年8月1日～31日	ひとり親家庭等生活実態調査 (児童扶養手当受給資格世帯2,844件を対象に実施)
令和5年8月24日	令和5年度第1回岐阜市子育て支援会議 ・第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について
令和5年11月6日～30日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童の保護者5,000人を対象に実施)
令和6年2月28日	令和5年度第2回岐阜市子育て支援会議 ・第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の結果について
令和6年6月28日～7月5日	子ども(中学3年生)からの意見聴取 (市立中学校2校において実施)
令和6年8月22日	令和6年度第1回岐阜市子育て支援会議 ・岐阜市子ども計画の骨子(案)について
令和6年11月21日	令和6年度第2回岐阜市子育て支援会議 ・岐阜市子ども計画の素案について
令和6年12月16日 ～令和7年1月15日	パブリックコメント手続の実施 → 358通(105件)
令和7年2月20日	令和6年度第3回岐阜市子育て支援会議 ・岐阜市子ども計画について

2

岐阜市子育て支援会議

○岐阜市附属機関設置条例（抄）

平成25年3月27日

条例第7号

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担回事務）

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担回事務は、同表右欄に定めるところとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担回事務
市長	岐阜市子育て支援会議	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号の規定による子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等に関する事項並びにこども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定によるこども施策についての計画の策定及び進行管理に関する事項についての審議

○岐阜市子育て支援会議規則

平成25年3月27日

規則第35号

(設置)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)第3条の規定に基づき、岐阜市子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業主又は事業主団体の代表者
- (4) 労働者団体の代表者
- (5) 大学の学生
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、5年(前条第2項第5号に掲げる委員は、2年)とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、支援会議の会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 支援会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○岐阜市子育て支援会議委員名簿

【委員任期】 令和3年8月1日～令和8年7月31日

【委員数】 18人

(◎：会長 ○：副会長)

氏 名	所 属
秋元 文治	公募委員
荒尾ひろ子	岐阜市青少年育成市民会議
安藤 清秀	岐阜市保育協会
市川 元英	岐阜商工会議所
井戸 浩太	岐阜大学 (大学生)
井上いほり	岐阜市自治会連絡協議会
奥村 紀子	岐阜市医師会
河合 裕子	岐阜市PTA連合会
栗本 裕明	岐阜市小中学校長会
佐水野乃花	岐阜聖徳学園大学 (大学生)
篠田 佳幸	岐阜市私立幼稚園連合会
土井 信子	公募委員
仲井 ゆり	公募委員
○中島由紀子	岐阜市子育て支援団体連絡協議会
服部 学	日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会
山田 裕理	岐阜市民生委員・児童委員協議会
吉崎 広明	岐阜労働局
◎吉村 讓	岡崎女子大学

※五十音順、敬称略

3 計画策定にかかる調査等の概要

○ひとり親家庭等生活実態調査

◆ 目的

ひとり親家庭の生活に関する現状と課題を把握し、ひとり親家庭の自立を推進するために必要な今後の施策検討の基礎資料とすることを目的に実施しました。

◆ 実施方法と回答結果

調査対象	市内の児童扶養手当受給資格世帯
調査期間	令和5年8月1日～31日
調査方法	調査実施案内を郵送し、Webにより回答を受信
配布数	2,844
回答数	365
回答率	12.8%

○子ども・子育て支援に関するニーズ調査

◆ 目的

就学前児童を持つ保護者の教育・保育サービスの利用状況や利用意向、就労状況や子育ての充実感などを把握し、「第3期岐阜市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

◆ 実施方法と回答結果

調査対象	市内の就学前児童の保護者
調査期間	令和5年11月6日～11月30日
調査方法	調査依頼状を郵送し、Webにより回答を受信
配布数	5,000
回答数	2,426
回答率	48.5%

○子ども・若者からの意見聴取

◆ 目的・概要

「こども基本法」第11条を踏まえ、この計画に子ども・若者の意見を反映することを目的に実施しました。いただいた意見はすべて読ませていただき、計画に反映できるかどうかを検討しました。改稿に結びつかなかったものも、今後の市政の参考にさせていただきます。

◆ 実施方法・回答結果

子ども・若者のみなさんから、約1,000件の意見をいただきました。

取組名	意見件数	取り組みの概要
中学生へのアンケート	301	市内中学校2校の中学3年生を対象に、「こども基本法」や市の子ども施策等について説明した上で、「こういうところが好き」「今後も続けてほしい」「こういうところが困っている」「もっとこうしてほしい」と思っていることについて、Webフォームで意見を受信（聴取）。
子ども向けパブリックコメント	353	パブリックコメント手続において、子どもたちからも意見を出してもらいやすいように、「岐阜市こども計画（案）やさしい概要版」を作成し、表現を平易にした子ども向けのWebフォームも作成。
（岐阜県実施） 子ども・若者からの意見募集	362	岐阜県が県内在住の子ども・若者を対象にWebフォームにおいて意見を募集（令和6年4月～令和7年1月）。

◆ 主な意見と対応方針

※子どもたちにもわかりやすいように一部表現を平易にしています。

(1) 計画に記載しているもの、改稿に結びついたもの

意見内容	岐阜市の考え方	参照頁
子どもの意見を積極的に聞くべき	取り組みNo.2「子ども・若者等の社会参画・意見聴取」に、「子ども・若者に関する施策の策定・実施・評価を行う場合は、対象となる子ども・若者またはその保護者等の関係者から意見聴取を行います」と記載しました。	38頁
タブレット学習は続けてほしい、授業効率が上がった	今後もタブレットを積極的に活用し、子どもが主体の学びの充実を進めていくため、取り組みNo.9「ICT教育推進事業」に、「ICT機器を利活用」と記載しました。	41頁

意見内容	岐阜市の考え方	参照頁
ぎふMIRAI'sの内容を〇〇にしてほしい 子どもの意見を聴いて反映してほしい	みなさんの意見も取り入れながら、さらに内容を充実させていくため、取り組みNo.17「ぎふMIRAI's」に、「学習内容については、アンケート等を行い、児童生徒の意見も取り入れることで、さらなる内容の充実をめざします」と記載しました。	42 頁
服装を自由にしてほしい	取り組み No.18「生徒が主体的に考え創る学校生活」に、制服を含めて、「生徒自身が考え、意見を出すことを通じて、校則等について各学校で見直しを図る」と記載しました。	42 頁
文化祭を開催してほしい	取り組み No.18「生徒が主体的に考え創る学校生活」に、文化祭に限らず、「生徒が達成感や充実感を味わえる行事や活動を推進」と記載しました。	42 頁
中学校内のトイレをきれいにしてほしい、 数を増やしてほしい	トイレの洋式化の検討を進めていくため、取り組み No.23「学校施設の整備」に、「トイレの洋式化の検討を含めた改修工事を推進」と記載しました。	43 頁
高齢者や車いすの人のために階段を減らしてほしい	バリアフリーのまちづくりの観点から、学校を建て替える際にはエレベーターを設置しているため、取り組み No.23「学校施設の整備」に、「エレベーターの設置やトイレの洋式化の検討を含めた改修工事を推進」と記載しました。	43 頁
高校生の医療費を無償化してほしい	令和7年度から、18歳までの医療費の無償化を行うこととし、取り組み No.120「福祉医療費助成(子ども)事業の充実」に記載しました。	68 頁 107 頁
部活動の地域移行により、練習時間が減ってしまっている	取り組み No.156「休日の部活動の段階的な地域移行(休日の地域クラブ活動)推進事業(地域指導者配置)」に、「学校部活動と比較して活動時間が減ることがないように、岐阜市地域クラブ活動方針」に両活動が同等となることを定めた上で実施」と記載しました。	76 頁
通学路については子どもの方がよく知っているので、アンケート等行ってほしい	通学路安全対策ワークショップにおいて、今後小学生のみなさんからも意見を聴く取り組みを予定しており、取り組み No.164「通学路安全対策ワークショップ」に、「実際に通学路を利用する子どもたちの意見も取り入れる」と記載しました。	79 頁

(2) 計画の改稿に結びつかなかったもの（一例）

意見内容	岐阜市の考え方
体育館にエアコンをつけてほしい	全小中学校等の体育館へのエアコン設置は、令和6年度末で設置が完了します。
自転車通学を可能にしてほしい	自宅から学校までの距離や学校における駐輪場の確保など、様々な条件をもとに学校ごとに自転車通学を許可しています。
自習ができる環境整備をしてほしい	自分で必要な内容や課題を決めて学習する「自学」というような時間を位置付けて取り組んでいる学校もあります。今後は「一斉教授型」の学習だけではなく、子どもたちが自ら学ぶ「個による探究型」の学習も大切にしていきます。
その他、授業内容に関する意見・要望	キャリア教育やぎふ MIRAI's の学習など、それぞれのカリキュラムを考えるうえで、今後参考にします。
その他、学校設備・備品に関する意見・要望	各学校の状況に応じて、必要な修繕や整備等を進めていきます。
遊ぶ場所がほしい その他、特定の施設やお店に関する意見・要望（特定のお店を作ってほしい、中高生が遊べる場所・施設を作ってほしい、その他特定の施設を作ってほしい など）	これらの施設については、市が直接運営することは難しく、運営に協力してもらえる企業や団体が必要になります。「岐阜市でこういう施設をやりたい」と言ってくれる企業が増えるように、企業にとっても魅力のあるまちづくりを進めていきます。
夜は危ないので、街灯をつけてほしい	街路灯は、夜間の事故防止を目的として、市道の交差点や屈折部などに設置しています。具体的な場所を教えてくださいいただければ検討します。
道幅を広くしてほしい、ガタガタの道路は舗装してほしい その他、道路等に関する意見・要望 （カーブミラーを新たに設置してほしい、歩道・自転車・自動車道のエリア分けをしてほしい、信号や横断歩道を増やしてほしい、信号の時間間隔を変えてほしい など）	道路やカーブミラー等の損傷につきましては、具体的な場所を教えてくださいいただければ、利用状況、傷みの程度等を確認し、修繕等の検討をします。通学路については、現在「通学路安全対策ワークショップ」を各校区で行っており、その中で関係者全員で合意形成された対策については、順次実施します。その他道路に関することについては、地域でまとめてご要望いただいたものを、個別で検討します。

意見内容	岐阜市の考え方
<p>ボールを使える公園がほしい、公園で使えるようにしてほしい</p> <p>その他、公園に関する意見・要望 (公園の遊具を充実させて(なくさないで)ほしい、公園のトイレを綺麗にしてほしい、芝を整備してほしい など)</p>	<p>公園は、子どもから高齢者まで、いろいろな方が利用するので、一定のルールを設けています。特にボールの使用に関しては、小さな子どもや高齢者にとって危険な場合があるため、使用できる場所を決めています。すべての人の安全を守るために、理解してもらえると嬉しいです。また、公園には大きい公園から小さい公園、自然が多い公園、運動ができる公園など、いろいろな種類の公園があります。新たに公園をつくる場合は周辺の公園の立地状況やどのくらいの人が公園を利用しただけかなど、地域の状況やいろいろな条件を考えて、整備内容を判断しています。遊具などを増やす場合には、公園の状況を考えながら、地域のみなさんの意見をうかがい、みなさんによるこんでいただけるように整備をしていきます。</p>
<p>大学に行きたいが、家計が不安</p>	<p>市では、「岐阜市育英資金」として、経済的理由により修学困難な世帯の生徒や学生の方に、授業料や入学にかかる費用の一部を無利子でお貸しする制度を設けています。</p>
<p>大学への交通手段がバスしかないのに、本数が少なく混雑している。直行便を増やすべき。</p> <p>その他、バスなど公共交通への要望</p>	<p>近年、バス事業者においては、運転手不足が極めて深刻化しており、やむを得ず、路線の廃止や減便を行っております。そうした中、JR 岐阜駅から岐阜大学へ向かう「岐阜大学・病院線」については、直行便、快速便のほか、一度に多くの方が乗車できる連節バスを運行し、利便性の向上に努めています。また、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、バスの利便性向上につながるコンビニの店内でバスを快適に待つことができる「バスマちば」の拡大や平日の昼間時間帯に 500 円で乗り放題となる「昼得きっぷ」の販売など、様々な取り組みを交通事業者とともに実施しています。今後も引続き、市民のみなさんからの意見を聞きながら、地域社会全体の財産である公共交通を、みんなで守り育て、未来につなげていきます。</p>
<p>その他の要望等</p>	<p>上記のほか、こども計画には直接関係がないことや、岐阜市だけでは解決・実現できないようなことも含めて、たくさんの意見をいただきました。みなさんの思いを、今後市の施策を考える際の参考とするとともに、みなさんを含めた市民の方々に改めて意見を聴き、反映できるように努めていきます。</p>

(3) その他、計画全体への感想・意見

主な意見	岐阜市の考え方
子ども・子育てに関する取り組みが多くて良い計画である	今後も全ての子どもが安心して暮らしていけるよう、引き続き“こどもファースト”の方針に沿って、取り組みを進めていきます。
いろいろな政策があり、安心して暮らせる	
子どもについて考えてくれてありがたい	
“こどもファースト”が良い	
全ての子どもが平等に過ごせるようにしてほしい	
子ども・若者への支援を充実させてほしい	本編、概要版のほか、子どもたちにも読みやすい「やさしい概要版」を作成しました。今後も子ども・若者のみなさんが自ら参画する機会を作っていきます。
小さい子どもでも読める資料になっていて良い	

あ行**■アウトリーチ**

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

■育児休業

原則1歳未満の子どもを養育するために休業する制度のこと。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に規定されている制度で、企業等の就業規則に育児休業に関する規定がなくても、法律に基づき育児休業を取得することができる。

■いじめ解消率

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく統計で、当該年度の小・中学校におけるいじめの認知件数のうち、いじめの行為が解消され、観察を継続している案件の占める割合のこと。

■一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法により、従業員101人以上の事業主に、労働者の仕事と子育ての両立等に関し、達成すべき目標や講ずべき対策の実施内容・期間等を示すことが義務づけられている計画のこと。100人以下の事業主には、努力義務とされている。

■移動児童館

児童館・児童センターの職員が公民館や体育館等へ出向き、児童館業務を実施する本市独自の事業。

■医療的ケア児

日常生活や社会生活を営むために人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な児童のこと。

■インクルージョン

包摂と訳され、障がいのある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、ともに生きていくという理念のこと。

■Well-being

個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

■親子ふれあい教室

青少年育成市民会議が主催し、0歳児とその保護者を対象に、「育児に関する不安、悩みを和らげ、仲間づくりをしよう」を目的に各地区で開催している教室のこと。

か行

■核家族化

核家族とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯のことで、これらの世帯数が増加し、三世帯（夫婦、子どもと両親からなる世帯等）以上の世帯数が減少する状態のこと。

■家庭的保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）できめ細かな保育を行う事業のこと。

■企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供する事業のことで、企業が設置する保育施設や企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、その整備費や運営費の助成を国が直接行うもの。

■「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）

子ども・子育て支援法に基づき、地方公共団体が子ども・子育て支援事業計画を策定等するにあたり、内閣総理大臣が定めることとされている、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための指針。

■居宅訪問型保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、障がいや疾患などにより個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において一対一で保育を行う事業のこと。

■こども家庭センター

市区町村において、妊婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世帯包括支援センター」と、虐待や貧困といった問題を抱える家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う機関。

■こども基本法

次代の社会を担うすべてのこどもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的に、令和5年4月に施行された法律。これにより、政府によるこども大綱の策定が義務づけられ、地方公共団体によるこども計画の策定が努力義務とされた。

■子ども・子育て支援法

子どもと子どもを養育している人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、子どもを持つことを希望する人が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、平成27年4月に施行された法律。これにより、地方公共団体に5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられた。

■こども大綱

こども基本法に基づき、政府がこども施策を総合的に推進するために令和5年12月に策定した計画。地方公共団体がこども計画を策定する場合は、これを勘案することとされている。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧こどもの貧困対策の推進に関する法律）

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に施行された法律で、こどもの貧困の解消に向け、令和6年6月に大幅に改正された。これにより、こどもの貧困の解消に向けて、政府による大綱（こども大綱に一元化）の策定が義務づけられ、地方公共団体による計画の策定が努力義務とされている。

■子ども110番の家

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求められることができる地域の協力家庭・事業所のこと。子どもが不安を感じて、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド等に駆け込んできたら、保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらおう制度。こどもの犯罪被害の未然防止となっている。

■こどもファースト

未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みを何よりも大事なこととして推し進めようという本市の方針。

■こどもまんなか

すべての子どもや若者が幸せに暮らせるように、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

■子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

0歳から20歳前までの子ども・若者に対し、日常生活や社会生活を営む上でさまざまな悩みや困難を抱える特性、発達段階、生活環境等の状況に応じ、福祉、教育などの関連分野における知見を総合した支援を行うことで、子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的に、平成26年4月に開設した本市独自の機関。

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じ、地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざした制度のこと。

さ行

■事業所内保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、企業等の事業所の保育施設などで、従業員の子どもの地域の子どもと一緒に保育する事業。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的に、少子化社会対策基本法とともに、平成 15 年 7 月に施行された法律。これにより、次世代育成支援対策を社会全体で推進するため、従業員 101 人以上の事業主（一般事業主）に行動計画の策定が義務づけられ、地方公共団体には 5 年を一期とする行動計画の策定が努力義務とされた。

■SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もなく、睡眠中に乳幼児が死に至る原因のわからない病気のこと。あおむけに寝かせたり、母乳により育児をしたり、受動喫煙を避けることにより、発症率が低くなるというデータはある。

■児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが抱える問題または子どもの真のニーズ、子どものおかれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市等に設置される機関。

■児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18 歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、平成元（1989）年の国連総会において全会一致で採択された条約。日本は、平成 2（1990）年 9 月にこの条約に署名し、平成 6（1994）年 4 月に批准を行っている。この条約には、基本的な考え方として、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重の 4 つの原則が示されており、これらの原則は、こども基本法にも取り入れられている。

■児童福祉法

福祉六法の 1 つで、昭和 23（1948）年 1 月に施行された児童の福祉に関する基本法。18 歳未満の児童の障害や疾病に対する福祉や医療に関する事項のほか、児童虐待に関する事項等について規定している。

■児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を入所させ、養護し、また、退所した者に対する相談等の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

■シビックプライド

都市に対する市民の誇りのこと。これまで永年にわたって積み重ねてきた歴史的な風土性や文化、先人たちの過去の記憶に敬意を払いながら、市民一人ひとりがこれからも岐阜の地で楽しく豊かに暮らし続けていくための原動力となる、人々の誇り、思い、心意気のことと捉えている。

■若年無業者

労働力調査における 15～34 歳の非労働力人口（就業者、完全失業者を除く人口）のうち、家事も通学もしていない人のこと。ニートともいう。

■主任児童委員

→ 民生委員・児童委員

■小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、集団での行動ができなかったり、授業中に座ってられず、先生の話听不懂など、学校生活になじめない状態になること。

■小規模保育事業

0歳から2歳の乳幼児を対象に、少人数（定員6～19人）できめ細かな保育を行う事業のこと。

■スクールカウンセラー

学校において児童生徒や保護者へのカウンセリング、子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う専門スタッフのこと。

■スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、その子がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決を図る専門スタッフのこと。

■青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することを支援するため、地域社会における青少年育成活動を支援して広げていくための組織。家庭部会、少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の4部会があり、50の地域ごとに単位市民会議がある。

た行

■待機児童

保育所や放課後児童クラブ等の利用申込をしても、定員超過等により利用できない状態にある児童のこと。

■地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童を解消するため、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業のこと。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類があり、市町村の認可が必要。

■DV

Domestic Violence の略。配偶者や交際相手など、親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のこと。子どものいる場合、その子への影響も懸念されている。

■デジタルシティズンシップ

デジタル時代における、民主的な社会のよき担い手となる市民を育成するための考え方のこと。

■特定教育・保育施設

認定こども園や幼稚園、保育所などの施設型給付を受ける施設のこと。

■特定妊婦

児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされている。若年や貧困、障害などによる育児困難、DVなどの困難な状況を抱えていたり、複合的な問題を抱えているケースがある。

■特別支援教育

学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

■共育て

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、夫婦共に子育てもしていくこと。そのための制度づくりや意識の醸成が求められている。

な行

■認可外保育施設

建物の広さや設備、必要な保育士の配置数や保育内容について国の基準を満たしていることを県や本市が確認して公費で運営している認可保育施設以外で、保育を目的に子どもを預かる施設の総称。

は行

■ハイリスク児

「危険因子があるので特別な養護・観察を必要とする新生児」とほとんど同義に用いられてきたが、乳幼児のフォローアップが綿密に実施されるようになると、その概念が拡大解釈され、現在では、発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性がある子ども、さらには発育支援が必要となる子どもまでを含めてハイリスク児と呼ばれている。

■発達障がい

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がい、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

■ハートフルサポーター

通常学級において配慮を要する児童生徒に対してきめ細かい個別支援を行うことにより、学力向上と落ち着いた生活を支援する補助員のこと。

■母親クラブ

子育て中の親子が児童館等で交流を行う地域活動のこと。

■ひきこもり

幅広い年代において、不登校やいじめ、あるいは職場での人間関係など様々な要因により、就学、就労、交遊などの社会参加を避けて、長期間にわたりおおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。

■フリーター

定職につかず、アルバイトなどでいろいろな仕事を続ける人のこと。15～34歳の若年（学生や主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）と働く意志のある無職の人のこと。

■フレックスタイム制

一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で始業・終業時刻を労働者の決定にまかせる労働時間制度で、自由勤務時間制のこと。

■放課後子ども教室

小学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援する文部科学省の補助事業で、保護者の就労に関わらず、すべての子どもが利用できる。

■母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、ひとり親家庭の親の自立に向けた総合的な支援を行う人のこと。

■ほほえみ相談員

不登校児童生徒に対して家庭訪問等の積極的な相談活動を行うなど、不登校・いじめ問題に対応する人のこと。

ま行

■まちづくり協議会

地域の課題を解決するため、自治会連合会地域を活動単位として、自治会連合会をはじめ、地域内の各種団体やボランティア有志などで構成される話し合いの場、活動組織のこと。岐阜市住民自治基本条例に規定されている。

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事または指定都市、中核市の市長の推薦により厚生労働省が委嘱する。民生委員の任期は3年で、児童福祉法による児童委員を兼務する。なお、児童委員の一部の人は、児童に関することを専門として担当する「主任児童委員」に指名されている。

や行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

■要保護児童対策地域協議会

支援を必要とする子どもとその保護者、妊婦の適切な保護を図るため、関係機関等により構成し、情報交換や支援内容の協議を行う場のこと。特に、虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報交換や支援を行う。

ら行

■療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。特に肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できること。

岐阜市こども計画

発行年月 令和7年3月（令和8年4月改定）

発行 岐阜市

編集 子ども未来部 子ども政策課

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1

TEL 058-214-2397

FAX 058-262-1121
